

高知県南国市

# 田 村 遺 跡 群

—高知空港拡張整備事業に伴う埋蔵文化財調査概要—

高知県教育委員会

高知県南国市

# 田 村 遺 跡 群

—高知空港拡張区周辺条里遺構分布調査—

高 知 県 教 育 委 員 会

## 例　　言

1. 本書は昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで高知県教育委員会が実施した、高知空港拡張整備事業に伴う周辺条里遺構分布調査の概要報告である。
  2. この調査は、1伝承小字・地名等の調査、2灌漑用水路分布調査、3条里区画調査、4寺社等文化財調査、5考古資料調査にしぼった。
  3. 各種地図、小字図等は運輸省第三港湾建設局高知港工事事務所、高知県空港対策課、南国市教育委員会の提供をうけこれを使用した。
  4. 灌漑用水路に関してはその成果の大部分を付図にあらわした。
- 付図2、3、4、5は付図1に重ね、また付図7は付図6を原図とする。縮尺は1：5000である。
5. 考古資料に関する調査は巻末の資料にあげた表にあらわした。これについては『高知県内指定・選定文化財一覧表及び遺跡地名表』を参考にした。
  6. 現地調査は鈴木省一、森田尚宏、井本葉子があたり、報告書の執筆は第1章を鈴木省一が第2章・第3章・第4章を井本葉子が担当した。
  7. 調査にあたっては空港周辺の多くの方々の協力をいただいた。深く感謝の意を表したい。

# 目 次

## 例 言

### 第1章 序

- I 条里の諸問題
- II 高知県における研究

### 第2章 本 論

- I 地名に関する調査  
条里関係数詞坪名に関する調査
- II 集落に関する調査  
千屋城々館について  
付記 「ヤカシロ」「政所」について
- III 漢字に関する調査
- IV 神社に関する調査
- V 寺院に関する調査

### 第3章 お わ り に

#### 資 料

- 1 天正年間の調査区内小字一覧
- 2 上田村地区現存小字図
- 3 下田村地区現存小字図
- 4 天正年間の調査区内人家集中地域判別表
- 5 調査区周辺埋蔵文化財包蔵地

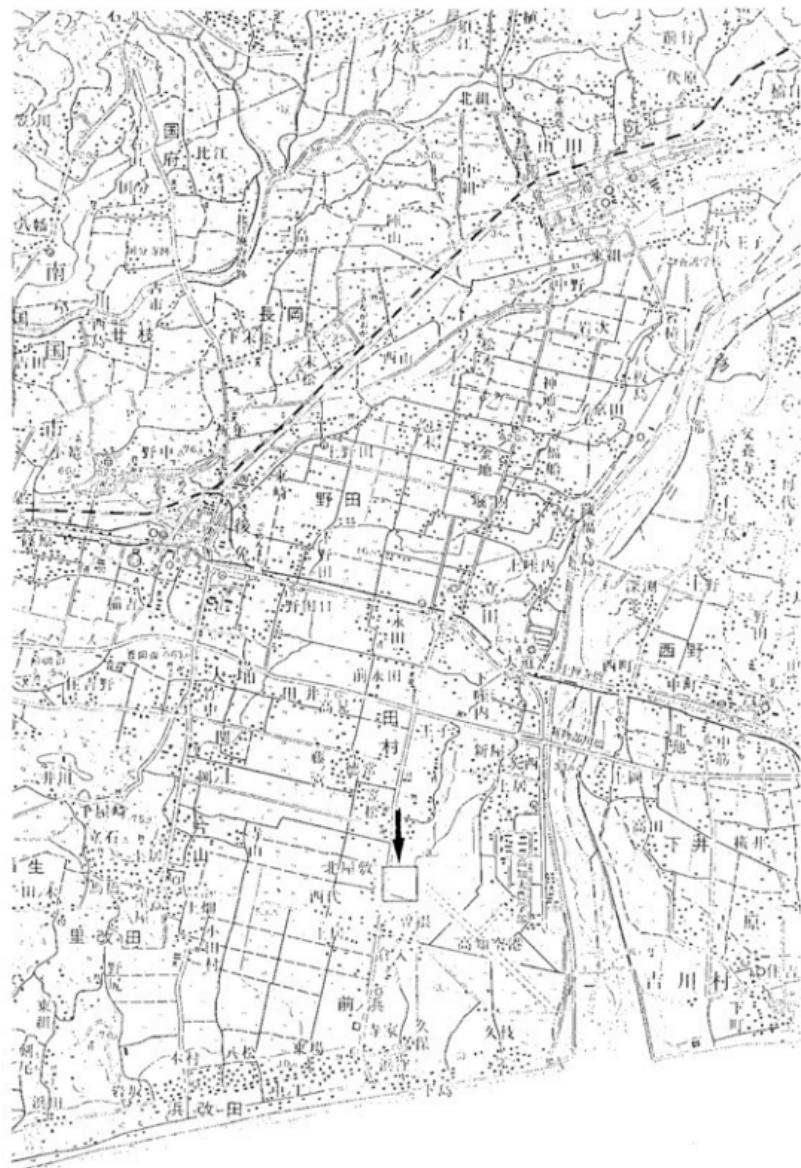
# 図 版 目 次

- 図版 1 調査区周辺地図
- 図版 2 上田村地区市の坪、下田村地区 1 の坪
- 図版 3 下田村地区 2 の坪、3 の坪
- 図版 4 スエン坊の入れ口、金山の坪
- 図版 5 ジオンドウ坪、イケビ坪
- 図版 6 フクラモトの坪、1 の坪の坪
- 図版 7 ヤナギガウチの坪、田村城址の城八幡と土塁
- 図版 8 上田村地区西門様とよばれる神母、千屋城址の城八幡
- 図版 9 千屋城址南辺土塁、千屋城北辺土塁と堀跡
- 図版 10 下田村地区薬師堂、下田村地区ヤカシロ

- 図版11 本正寺、細勝寺  
図版12 藏福寺、宝生寺  
図版13 伝東光寺址、伝觀音寺址  
図版14 上嶋地区薬師堂、上田村地区戴島神社  
図版15 上田村地区伊都多神社、上田村地区八坂神社  
図版16 王子地区王子神社、下田村地区海津見神社  
図版17 下田村地区正次様とよばれる神母、下田村地区伊都多神社

## 付 図 目 次

- 付図-1 高知空港周辺水利受益図  
付図-2 同  
付図-3 同  
付図-4 同  
付図-5 高知空港周辺水路名称図  
付図-6 高知空港周辺水路系統図  
付図-7 同  
付図-8 高知空港周辺小字図及び条里境界想定線



調査区周辺地図

# 第1章 序

条里制とは、一般に、古代律令国家の経済的基盤である班田収授を可能にさせ、さらにその後の莊園經營に技術的手段を与えた制度であるといわれる。しかしその定義、起源、施行技術等において諸説があり、実態は必ずしも明確にされていないのが現状である。ここでは全国的な条里研究の中から生じた諸問題を提示し、さらに高知県における研究を概観する。

## 1. 条里の諸問題

条里についての研究は近世以降盛んに行われてきたが、その成果が飛躍的にあがったのは明治期に入ってからである。そして現在に至るまで、歴史学、地理学、考古学の各分野で、質の高い研究がなされてきた。（条里の研究史については、佐伯有清・落合重信「条里制度研究文献目録」『日本歴史』148号昭34、落合重信「条里制研究文献目録補遺」『日本歴史』214号昭39、渡辺久雄「条里制の研究」昭43等に詳しい。）その中で問題となった幾つかの点について略述する。

### ① 条里制と条里造構

まず、土地制度としての条里制と、土地割としての条里造構を明確に区別する必要があるという点である。一般に条里とは、60歩四方を最小単位の坪（この1坪を10等分したものが一段であり、これには6歩×60歩にするもの—長地型一と、12歩×30歩にするもの—半折型一がある）とし、これを縦横6坪ずつ並べ36坪の区画をつくり里を構成し、これらの里を基盤目状に配列し、横方向に連なる地を条、縦方向に連なる地を里と称するものであるといわれる。しかしこれは土地割としての把握であり、抽象的制度としての条里制とは区別して考えなければならない。われわれが問題とするのは、この土地割としての条里造構である。弥永貞三は条里的土地割とみなすことの条件を提示している。すなわち、(A)1町（約109m）四方の土地割であること、(B)1町の方格の内部が、長地型または半折型ないしはその変形とみなすべき土地割によって区画されていること、(C)条里的地名が付せられていること等、の三点がある。そして(A)と(B)は不可分なものであるが、耕地形態が条里造構であるかどうかを判断する基準として重要なのは(B)すなわち設の形態であるとする。(註1) このことは、今後の条里造構調査にあっては、十分留意する必要があろう。

### ② 条里制と班田制

条里制と班田制とは表裏一体のものであると一般に考えられているが、史料上条里制を直接示すものは見あたらない。しかしそれに関連するであろうと考えられる史料に、次の三つがある。

#### (A) 日本書紀、大化改新詔其三

初造田・畠・壠・塙・坂田取次之始。…母者…「凡田量共歩・四十步半者十畠者、五畠者五畠半者十畠者、五畠者五畠半者十畠者」

### (B) 日本書紀、白雉三年正月条

自正月迄是月、班田賦記。『凡田長井券為、歲十段為、町。』

### (C) 田令、田長条

凡田長井券、歲十段為、町。

この(A), (B)の史料については、大化改新虚構論等で疑問を投げかけるむきもあり注意を要する。しかし(C)については史料的価値は高く、奈良時代には区画された土地割により、班田収授が確実に行われていたと考えてもよいと思われる。

この史料に関連して、半折型地割と長地型地割の問題が提示される。すなわち、(A), (B), (C)の史料の地租法は、すべて半折型の土地割と一致する。しかし現存する条里遺構の中では、6歩×60歩という長地型地割が半折型地割よりはるかに多いのである。長地型地割は上記(A), (B), (C)の史料にはもちろん、その他の法制史料、正史にも見い出せないのである。このことより、米倉二郎は半折型先行説を打ち出した。(註2) これに対し、森本六爾は鑑理論を適用して、長地型先行説を主張した。(註3) この長地型先行説をさらに発展させたのは竹内理三である。竹内は、大化以前から行われていた古来の地積法である「代制」を問題にして、代制→5代方格地→長地型1段→1町方格地→条里制という理論を展開した。(註4) この「代制」が、長地型地割に結びつくという考え方には批判もあるが、(註5) 現在に至るまで長地型先行説が有力なものとされている。

### ③ 条里の起源

条里研究の上で抜きにしては考えられないものに、起源の問題がある。条里は各地方において、古代政治の中心地に色濃く分布していることが知られ、後述するように国衙、郡衙、寺院の成立時期との関係で、起源の問題は重要である。この起源論は、大化以前説と大化以後説の二つに大別される。竹内理三は条里を「ミヤケ」に起源をもつと推定し、前述した長地型先行説を並用して大化以前説を説いた。(註6) 谷岡武雄は竹内の説に地理学の立場より賛同した。

(註7) このころより、各地方における条里の研究が進歩し、具体的な内容に立脚した研究が頻出した。米倉二郎は、登呂遺跡の水田址の研究から、条里の起源を弥生時代後期に求めた。

(註8) さらに渡辺久雄は播磨の条里の方向を素材とし、地磁気偏角によってそれぞれの単位の地割施行年代の推定を試みた。そして古いものは3世紀にさかのぼるとし、米倉の登呂水田址の研究と年代的な一致が見られた。(註9) 三友国五郎は、古墳と条里の関係を推察し、浦和市、大宮市の小規模条里地区と後期古墳と非常に密接な関連があるとした。そして、地域差を考慮し、条里の起源を畿内では古墳中期であり、後述地域では古墳後期であるとした。(註10) この古墳と条里の関連をさらに進めたのが落合重信である。落合は神戸市の新湊川流域の条里を研究して、中期古墳の分布と長地型地割の分布から、在地族長層も長地型地割を施行したであろうと推定し、条里の起源を古墳中期ごろであろうと推定した。(註11) この大化以前説に対し、大化以降説には田村吉永の研究がある。田村は、法隆寺若草伽藍の発掘、法起寺の発掘の結果と大和条里との関係から大化以降説を説いた。すなわち、1980年に発掘された法起寺で

は、8世紀初に建立された現伽藍の下より、法隆寺若草伽藍の中軸線と同様、磁北に対して約20度西偏する方位をもつ建築遺構が発見され、法隆寺の中軸線も同じ方位を示す事実が発見された。これらは現法起寺が正南北の方位を示す大和条里の一坪を占めて寺地としているとの対称をなすのである。したがって、大和条里の施行は、若草伽藍と現法起寺の建立の間すなわち天武・持統朝に求められるとし、地方の条里は大和条里よりも遅いものであるとした。(註12) 弥永貞三は、大化～大宝の三つの史料を重視して、大化改新以前の土地制度、収税に関する諸制度は、他の諸々の国制と同様、全国画一的なものとなるまでには成熟していないとした。そして6世紀以前に、全国的にミヤケが設置され、そこに統一的な支配機構が成立してはいかなかったとして竹内の説に反論し、条里に象徴されるような統一的パターンは、大化改新を契機として始まったと考え、大化以降説を出した。(註13)

以上のように、条里の起源には大化前代説と大化以降説があるが、地域差等を考えると現在の段階では熟慮が必要であろう。そして、各地方における条里遺構の調査、遺物の検出等が一層望まれる。

#### ④ 条里と国衙及び郡衙との関係

前述したように、各地方の国衙及び郡衙所在地及び推定地には条里が色濃く分布している。そういう意味から、これらは密接な関連があると推定される。しかし、ここで注意しなければならないのは松本雅明の報告である。(註14) 松本は、熊本市の託麻国衙の発掘調査を行った。それによると託麻国衙の第2町の区画は託麻郡の条里を切って建てられており、条里が先にあって、後國衙が建てられた事実が判明したのである。この例のように、政治的統一機構の中で国衙と条里とは密接な関係があるが、国衙が建てられた後に条里が施行されたのではない場合があることが分る。

#### ⑤ 条里と寺院との関係

古代において国衙及び郡衙とともに重要なものに寺院がある。この寺院と条里との関係はどうであろうか。川原寺や飛鳥寺などの7世紀の寺院と条里とは、まったく無関係であることが分る。このことは条里の起源との関連において考えられなければならない問題である。しかしすでに条里が施行されている地域に新しく寺院を建立する場合は、寺地はその何坪かを取って成り立つのを原則としたらしい。8世紀に建立された寺(国分寺など)はこの例にあてはまる。例えば、出雲国分寺は条里の4坪を取って成り立っているし、(註15) 上野国分寺は『上野国交替式』に「築垣壇廻四面二町長三百二丈一尺」とあり、寺地が条里に基づく方二町であったことが推察できるのである。以上のように、条里と寺地との関係は条里の起源とも関連し、各地方での条里遺構の発掘成果が期待される。

## II. 高知県における研究

戦前において発展してきた条里研究は、戦後飛躍的に発展した。戦後の条里研究の特色は、各地方における遺構報告の成果や条里の復原をふまえて、著しくその精度が増したことであ

る。(註16) そしてそれと同時に、前節で述べたような多くの問題点が新たに提示されたことである。このことは高知県の条里研究と例外ではない。ここでは、高知県における研究について概観してみる。

高知県における条里的土地割が認められる地域として、高知市周辺の平野部や香長平野、安芸郡南部等が知られている。(註17) しかしながら、これらの地域に条里制が施行されたという記事は、残念ながら存在しないのである。ただし条里制と表裏の関係をなす班田制実施の記事が三代実録、仁和元年12月条にみえる。すなわち

今、十姓國置、土佐田、山田、臣領、次、丁耕廿亩、不經明、畠、共田十畠、一塙、之、驛、率、當行之。

とあり、9世紀後半の史料であるが土佐国においても班田制が実施されたことがうかがえる。したがって、条里制も施行されたと推定してもさしつかえないのではないかと思われる。以上のこと前提として、土佐における条里の復原が各氏によって行われてきた。高知市周辺の平野部とくに朝倉地区における条里の存在を具体的に示唆する研究もなされた。(註18) ただこの付近の史料が甚だ少なく、条里の復原にまで至っていない。安芸郡南部の条里についても史料が少なく、今後の研究が課題である。こういった中で、比較的史料も恵まれ、さらに高知県における最大条里地帯である香長平野部の研究は諸氏によって進められた。現存している条里的地名や、『長宗我部地検帳』『地藏院文書』『安芸文書』等に散見する地名をもとに、坪界線、里界線の復原が行われた。(註19) 前述したように、条里と国衙、寺院との関連は非常に重要な意味を持つ。そしてこの香長平野部には土佐国衙、土佐国分寺が存在することより、この地域での条里の復原は土佐古代史上重要な意義があるのである。今後、空港整備に伴う発掘調査により、条里遺構とそれに伴う遺物の検出が期待され、条里地割の具体的復原やその施行時期等の解明が行われるであろう。

## 註

- 1 弥永貞三「条里制の諸問題」『日本の考古学』昭42
- 2 米倉二郎「農村計画としての条里制」『地理論叢』1 昭7
- 3 森本六爾『日本原始農業』昭8
- 4 竹内理三「中世庄園における上代遺制」『史学雑誌』58—1 昭24  
「条里制の起源」『日本歴史』23 昭25
- 5 弥永貞三「半折考」『宝月博士還暦記念論文集』
- 6 竹内理三 前掲書
- 7 谷岡武雄「古代村落における条里制の諸問題」『立命館大学50周年記念論文集』昭26
- 8 米倉二郎「条里的耕地割と登呂水田址」『歴史地理学の諸問題』昭27
- 9 渡辺久雄「条里起源に関する一考察」『地理学評論』34—12 昭36
- 10 三友国五郎「埼玉県を中心とする条里遺構をめぐる諸問題」『埼玉研究』昭38
- 11 落合重信『条里制』昭42
- 12 田村吉永「条里制の問題」『日本歴史』41 昭26
- 13 弥永貞三『奈良時代の貴族と農民』昭31
- 14 松本雅明「熊本県肥後・豊前・筑後・筑紫の条里」『考古学年報』15 昭37
- 15 石田茂作「出雲國分寺の発掘」『考古学雑誌』41—3 昭13
- 16 四国内における条里の復原として、服部昌之「阿波条里の復原的研究」『人文地理』18—5 昭41、福井好行「阿波の国府と其付近の条里」『徳島大学学芸学部紀要社会科学』9 昭35がある。
- 17 海南史学会編『高知県歴史地図』昭45
- 18 横川末吉『高知市史』上巻 昭35
- 19 島田豊寿「条里景観に就いて」『高知るねさんす』10 昭24。  
「新期数詞坪付地字に関する考察」『地理学評論』27—1 昭29。  
『南国市史』上巻昭54。
- 大脇保彦「土佐における条里遺構研究上の二、三の問題について」『土佐史談』136  
昭48。  
「高知県香長平野における条里地割分布について」『歴史地理研究と都市研究』昭53
- 高知県編『高知県史』古代・中世編 昭46
- 土佐山田町編『土佐山田町史』昭54

## 第2章 本論

### I 地名に関する調査

資料1は『長宗我部地検帳』香美郡上田村及び下田庄地検帳より知り得た田畠の小字である。(註1) \*印は現在も地字として使用されている名称を示す。

当田村地区一帯の検地は天正16年(1589年)に行なわれ、現在南国市に残されている地図(資料2, 3)と比較すると、資料1のとおり天正年間の呼称がかなり正確に踏襲され現在にいたっていることがわかる。もちろん若干の混乱はなされている。例えば資料2では図の下方に「コギカ内」(又は「コキカ内」), その田園の1町南に「正次」という名称を見ることがある。我々が現地踏査をした時に、この「コギカ内」をも「マサツグ」と呼ぶことがあることを知った。即ち南北2町分の田園を両方とも「正次」と呼称しているわけである。

『地検帳』では「コキカ内」地区に

ノハナセキヘ西 ノハナセキヘ東	同	正次名
ノハナセキヘ北 ノハナセキヘ南	同	正次名
ノハナセキヘ東 ノハナセキヘ西	同	正次名
ノハナセキヘ北 ノハナセキヘ南	同	正次名

のような記載があり、長宗我部氏の有力給人、(註2) 森本与介なる人物の土居屋敷が存在する。「正次」という地名は名主の名からとられたものであろう。

「正次」地区は『地検帳』では

正次ナカヘ都木御 一所九段廿七代三分	同	正次名
内 檵区井戸 檟区御免	同	森本与介扣

とあり、もともとは「正次土居の前」と呼ぶべきものであったのが省略され「正次」として今日に継承されたものと考えられる。

「コキカ内」では、おそらくもとは「正次土居」と「コキカ内」にわかれていたものを一括して総称しているのであろうが、口碑では「正次土居」の名称があわせて継承されている為、今日若干の混乱を招いているのであろう。

天正年間に使用されており現在は失なわれている小字が完全に姿を消しているかというとそうではない。細川守護代城館付近は現在「城」という名称で一括して呼ばれてはいるが、「入交蔵人ヤシキ」「ノイアン」「ヲクノトイ」「諸ヤシキ」等は地主だけが使用する守備範囲のせまい名称として、ほそぼそと現在にも伝えられている。

さて、これまで述べたように若干の混乱や消失はあれ、当地区残存地名は少なくとも天正年間にまで遡るものであり、その一等資料として『長宗我部地検帳』がある。我々が、次に記す

条里関係数詞坪名をさがす場合も、まずこれによったことを記しておきたい。

### 条里関係数詞坪名に関する調査

条里制にあっては「坪」がその構成単位であり、その呼称に数詞をもって「1の坪」「2の坪」……「36の坪」としたことはあらためて言うまでもない。(註3) 当該地区の天正地検帳による小字名称を見ていくと、資料1にあるとおり7ヶ所に数詞坪名を発見する。(□で囲んだもの)この7ヶ所が現地でいったいどこにあてはまるかが条里復元上の重要な作業の1となるわけである。我々はこれらの数詞坪名のうち、資料2、3に記載されているものはマークし、図上では消滅している場合はこれを踏査した。

#### 1. 上田村地区

この地区で最も一般的に知られ、先学によって数々の文献に引用されているのが、田村城々館北にある「表市の坪」「裏市の坪」である。(註4) (資料2参照) 「市の坪」が「1の坪」からの転訛であることは言うまでもない。田村地区の条里境界線の復元には故島田豊寿氏もこの「市の坪」を基準としている。

『地検帳』によると

一イ表反卅六代 中	上田村 上村干熊給
一イ武反卅五代半 中	同 同 し 給
一イ四反卅六代半内 中	同 同 し 給
一イ十五代一分半 下篇 菅押 敷 平塙門作	右馬添松

見え、ほぼ1町の範囲をそのまま「市の坪」と呼称していることが知られる。

上田村の北、永田部落にも同様に「1の坪」の名が見られる。

『地検帳』では

一イ(田所)ノ東石田付ノ坪	同(上田村)行安名
一イ廿六代下ナムキ	同(上田村)桑根分 孫八郎

とある。しかし、この「石田市ノ坪」は条里境界想定線上にあてはまらないのである。この名称は資料2の小字図からは消失しているが『地検帳』の記載から見て「田所」(「田廻」)の東にある「石田」付近がこれにあたると考えて大過なさそうである。とすれば「石田」は13の坪にあたらねばならないのである。「1の坪」が普通名詞化し、しばしば移動していくことは島田氏によって述べられているところであるが、この「石田市ノ坪」もその1例と言えるであろう。

#### 2. 下田村地区

資料1でわかるように下田村の検地時期には「サンノツホ」「ニノツホ」「イチノツホ」の

名称が残存していたことが知られる。「サンノツホ」「ニノツホ」に関しては『地検帳』に

一 サン 一 ハ 壱反 <small>ノツホ</small> 一 同じ東本 一 ハ 壱反四十五代二歩 中	中出二代三歩	下田村 同	谷家八郎 井名
一 同じ東本 一 ハ 四十六代三分 中	同	同	西村隼人 給
一 同じにし 一 ハ 四十六代三歩 中	同	同	井上名 し
一 同じ東本 一 ハ 四十七代一歩 中	同	同	西村隼人 給
一 同じ東本 一 ハ 壱反 中出五歩	同	同	中間はう左衛門 給
一 同じ東本 一 ハ 四治六代壹歩 中	同	同	井上名 し
一 同じ東本 一 ハ 武十代四歩 中	同	同	千嵐越中分 川たか三次給
一 同じ東本 一 ハ 壱反 中出廿代四歩	同	同	九真家門名 し
一 ニノツホ 一 ハ 壱反四十三代 中	同	同	田村新七 給
一 同じ東本 一 ハ 四拾巷代四分 中	同	同	近衛門名 し
一 同じ東本 一 ハ 四十一代四歩 中	同	同	有光七 長給
一 同じ東本 一 ハ 壱反四十二代 中	同	同	藤間次 衛門給
一 同じ東本 一 ハ 三十九代四分 中	同	同	大カミ分 し
一 同じ東本 一 ハ 四十五代五歩 中	同	同	ケワイテン し
一 同じ東本 一 ハ 壱反四十六代一歩 中	同	同	上嶽赤三 後門給

とあり「3の坪」の東、検地面積約1町に「2の坪」がならんで残存していることがわかる。即ち、田村一帯に施行された条里制は1の坪より2、3……6の坪へと西行する配列様式であることが了解されよう。

さて、この「2の坪」「3の坪」が現地では一体どの場所にあたるのかという問題は今日まで島田氏等により図面上で推定されたにすぎなかった。我々は古老の協力により、だいたいの位置の見当をつけ、さらに踏査してその位置を確認した。結果として、この両数詞名詞は島田氏、大庭保彦氏らの想定した条里境界線(註5)に正確にあてはまり両氏の指観を実証するも

のとなったのである。

「2の坪」「3の坪」は現在、小字図の上ではすでに消滅しており「2の坪」は「感作」、  
「3の坪」は「金田」と呼ばれる地域に含まれている。ただ現在90才を越える古老や土地の所有者は明確に数詞坪名詞を語った。田圃に生活上深いかかわり合いをもつ人々は現在消滅しかかっている小字をかなり正確に踏査しているということであろう。

これらと同様、下田村には「イチノツホ」なる数詞名詞が見られるが、これに関して島田氏は『南国市史』の中で、

(前略) もっとも現在の前の浜には一の坪の字がないので、その位置を正しく確定するには困難である。ただこの一の坪は旧前浜村の北部にあり検地順序よりみれば小字本吉の南で、前浜土居の西方にあるのがわかる。すなわちこの位置は郡境より東六町付近ということになるが、香美郡の他の一の坪の例からすれば正しく六町東と考えてさしつかえなかろう。(後略)

と述べておられる。我々の踏査ではこの「1の坪」を確認することができた。

まず問題の1の坪は『地検帳』では

1ヘキモ 1ヘキモ 1ヘキモ	田中川七之介 田中川七之介 田中川七之介	回 回 回	長崎 （田中） 長崎 田中川七之介 田中川七之介

とあり、また『南路志』では香美郡下田村の条に

1ヘキモ 1ヘキモ 1ヘキモ	田中川七之介 田中川七之介 田中川七之介	回 回 回	長崎 （田中） 長崎 田中川七之介 田中川七之介 田中川七之介
----------------------	----------------------------	-------------	--

と記載されていることから、「龍王宮」あるいはそれに類する神社に隣接して存在した名称であることがわかる。

下田村のうち現在「川原田」と総称されている田圃の一角に海津見（わだつみ）神社が鎮座している。付近踏査におよぶと、この神社は地元の人からは「リオンさん」と呼ばれていることが判明した。けだし「龍王さん」からの転訛であろう。神社は飛行場の西側場周道路に添って南北に流れる秋田川の右岸に鎮座し往昔は前浜よりこの秋田川を遡る商船の舟つき場であったという伝承がある。

「1の坪」という名称を覚えている人は比較的多かった。この名称は金山で分水された溝と塩田溝の分岐点（付図-5）及びその溝に隣接する田圃の一部を呼称するに使われている。天正年間においても、1の坪名の田圃は2反余であり、これが真に条里制にかかる名称かどうかはっきりしない。しかも条里境界想定線上に「1の坪」としてはあてはまらないのである。ただし「21の坪」からの転訛という可能性は残る。しかし現地割は河川の氾濫でかなり乱れており、このことはいかんがら明確にし得ていない。

いずれにせよ天正年間には田圃の名称として用いられていたものが、数詞名詞の特異な性格により(註8) 本来の性格を忘れられつつも水利灌漑といった農民にとっての重要な事と結合し

て今日にまで残存するにいたったと推測できよう。なお分岐点「1の坪」は分岐とはいえ特に人工施設は設置されておらず、数個の河原石で分流を行なっているにすぎない。

### 3. 上嶋地区

上嶋はもともと田村のうちであるが田村本村の東北にあたる小部落で古名を川原崎とも称したことがあるといわれる。

上嶋には俗に「上嶋のお薬師さん」といわれる上嶋神社が鎮座するが、この神社鎮座地の東隣の地字は、現在の小字図によれば、「忠六」となっている。

『地検帳』でみるとこの付近は

巨<sup>レ</sup>（知へ坂）チウロク  
一ノ八反六代三分下

同（十坡）御山森町<sup>ノ</sup>  
同<sup>レ</sup>（弘間分）

また

チウロク  
一ノ八反五代中十一代一分 同 同<sup>レ</sup>

と記載されている。

この「忠六」（「チウロク」）が実は「16の坪」からの転訛ではないかと推測し、条里境界想定線上にあてはめてみると、既ね、該当しそうなようすである。恐らく、「16の坪」という呼称が、「チウロク」という音だけに名残りをとどめ、これにあて字がくわえられて今日にいたったものと考えられる。「16の坪」に関する「16」はどういうわけか比較的残存状態が良く、各地に点存しているといわれる。

例えば島田氏は南国市城陸地区をさして、これを「16の坪」からの転訛とされている。(註7)さて、これまで浮かび上がった數詞坪名詞を条里想定線上にあてはめてみると、付図-8のようになり島田豊寿氏等の想定線にぴったりあてはまる。

次に問題となるのはこれら「条」と「里」の呼称である。これに関しては京都大学国史学研究室蔵の『地蔵院文書』に負うところが大きい。『地蔵院文書』については山本大氏のくわしい論文(註8)があるのでそれにゆずるが、地蔵院は、京都の西芳寺の東南にあり、土佐の守護であった細川氏が建立し、その関係で後に田庄村を地蔵院へ寄進したものであるという。ここに伝来した文書は地蔵院と京都大学に残存しており、この中に田庄村に関するものがある。

『地蔵院文書』応永5年5月(1398年)の「田村上庄種子名八町五反廿代坪付」に次のような記載がある。

田村上庄種子名八町五反廿代坪付

合

西条六里

サヨノ内

十七ヶ六反

廿二ヶ卅代 廉免

同 七里

松木

十一ヶ四反

井門条六里  
 平木十九 ; 一町  
 タホタ廿一ミ四反  
 タエタ廿九ミ八反  
 同七里  
 椅木之内十九ミ一町廉免  
 同八里  
 ダチ花木六ミ一町廉免  
 以上八町五反廿代内本免二町五反  
 戮公田六町廿代

応永五年五月 日

この文書の廿にあらわれてくる小字を『地検帳』に対比してみると、  
 「サコノ内」「平木」「タホタ」「タカヤナキ」「椅木之内」「クホ四郎ヤシキ」  
 が田村の名の中に見え、

「椅木」「倉ノ内」は下島村にその名がある。  
 一 サコノウチ木音子 同 (上田村)  
 一 ハ九段十六代一分半 中 江村孫左衛門給  
 市區母扣  
 一 ヒラキ 同  
 一 ハ武殿卅代 下 江村孫左衛門給  
 市區母扣  
 一 同ノ西 同  
 一 ハ六反卅二代 中 同 し 給  
 市區母扣  
 一 鹿本二反 同  
 一 ハ若反卅一代二分 下 香宗御分  
 本森右馬系扣  
 一 同ノ北本三反 同 同 同  
 一 ハ武反四十八代 下 金兵衛扣  
 一 同ノ北本三反 同 同  
 一 同ノ北本三反 同  
 一 同ノ北本三反 同  
 一 ハ四反廿四代三分半 下 同  
 内卷反公文給 同  
 一 同ノ北本三反 同  
 一 ハ六段始 下出九代 内四十代川ナリ 同  
 内卷反中 下々矢 矢野十夫給  
 一 物ノ木ノ内木九段 同  
 一 ハ八段四十八代三分 下 矢野十夫給

一 クラカ内			
一 ハ 壱反廿代	下出 壱反廿四代四分	同 下島 新浦門名	同 し (弘岡分)
一 榊木		同 敷田分	
一 ハ 壱反六代	下		し
一 同じ西		同 同	
一 ハ 卅代	下出 十七代二分	同 同し	
一 同じ西		同 中ヤ久浦門扣	
一 ハ 卅九代	下	同 同し	
一 同じ西		同 大東兵衛扣	
一 ハ 壱反	下出 三代四分	同 手村源三氏海給	し

である。「クホタ」に関しては、

一 クホタ			
一 ハ 壱反四十四代	中	同 (上田村)	
一 クホタ		祐乘坊分	
一 ハ 四段拾代	上	上田村	
一 稲タ		矢野十大夫給	
一 ハ 壱反卅七代三分	中	同 同	し (市川次良左衛門) 給
一 クホタ			
一 ハ 四十八代	下ヤシキ	吉本六衛門給	
一 クホタ		吉本六衛門給	
一 ハ 武段四十七代	下	同	
	内 三井川成	入交孫右衛門給	
	井六代下ヤシキ		
一 クホタ			
一 ハ 四反廿代	上廿二代三分	同 佐竹右京口口給	

などがあり、『地蔵院文書』にある「クホタ」がいずれに当たるのか明確にし得ない。

「クホタ」とは現在も一般名詞のようにつかわれ、畠田で壅んだ田をさして呼ぶことがあるし、「クホタ」の地名の多さでもこの名の一般性が立証されるわけで、これと同時に、『地検帳』から拾い得た「クホタ」以外に「クホタ」が存在した可能性も残ることになろう。

さらにやっかいな問題は、上記の小字を地図にあてはめ、各々の条と里を復元しようとしても、これが図上でびたりとあてはまらないのである。たとえば、比較的良好な例として井門7里にあたっている「神ノ木ノ内」と「クホ四良ヤシキ」は、資料2でわかるように隣り合わせの小字として存在するのでこの2つを含む方六町を、井門条7里と呼んで良さそうである。ただし、同じ条里内にあるはずの「倉ノ内」は、實際ははるか下島村にあるということになってしまふわけである。このように条と里の復元には尚、問題を残すのであるが、例のような矛盾を無視して、井門条7里を想定すると、「佐古ノ内」と「平木」が文書通り6里にあたるという結果が出る。しかしやはりここでも、文書では「佐古ノ内」は西条に属しているのに、隣り合わせのはずの「平木」は井門条に属すことになっているという矛盾が生じてくる。

現在の所、これらの修正の方法を知らないが、おぼろ気ながらもこの方法でたどっていくと県道山田一前浜線の約2町西を南北に走る条里境界想定線を境に東側を井門条、西側を西条と呼んでいた時期があるようである。もちろん、条里施行当時はこの条の名称にも数詞を使用していたことが考えられる。

里に関しては、上田村の表市ノ坪を含む方8町を8里とし、以下南へ10里まで確認できる。下田村の2の坪・3の坪は西条10里にあたり、21の坪かと思われる下田村の1の坪は、井門条9里にあたることになる。

これらの名称は、今後文献資料の発掘、及び上・下田村地区だけでなく、香長平野全体の条里の巨視的調査とその復元を持って修正されねばなるまいが、里界線自体は本調査で既ねその正体をつかみ得たと考えている。

里の南限に関しては、『地蔵院文書』より2年古い『正興寺文書』があり、これに

土佐國田村下庄内正興寺院主職井供田事□

井門条十里西條  
合一々五段高陰御敷地      西条九里      西□  
一、老町      一、八反

右件供田者、本寄進状者、康安元年□廿四日大塙之時謹令給矣、後供田等明鏡之上者為末代沙汰人等加利形者也、乃為後代龜鏡之狀如件、

応永參年二月九日

案主康氏判

公文信実判

妙音寺藏

と記載されているので井門条10里と西条9里という里数が確認される。

## II. 集落に関する調査

集落の近世近代における変遷は『南国市史』にゆずるとして、現上田村・下田村地区の集落については、下図のようにいくつかの組に分けられている。



各組でそれぞれ部落の氏神の頭屋をまわり持ったり、各組の守護神。例えば下田村・土居では住吉神社、龍王神社は北屋敷分といった小単位での祭りをとりおこなっているものである。

さて、資料4で表にしてあるのは、拡張区周辺の天正地検当時の田圃及び集落（人家集中地域）をあらわしたものである。（・印はヤシキを指す）

屋敷の集中地域は当時よりかなり限られていたことをうかがわせる。その主な地域は、現在の「正吉」「横手」「南土居の前」「寺ノ前」「神田ヤシキ」及び「桂昌寺中」近辺、また、下田村では、「シモクホ」「土ゐヤシキ」「ソネ」「北ヤシキ」などがあげられる。

表にはないが、さらに北の細川氏守護代館付近、南は千屋城一帯にも、むろん人家が著しい。当時の集落は一部田園に姿をかえてはいるが既ね現在の部落にまで踏襲されていることが了解されよう。田畠化している旧屋敷地推定付近には、若干の土塁残部と考えられる小丘が点在しており、消滅したとは言え、『地検帳』に記載されている各屋敷地を、より明確にとらえるための好材料となろう。

#### 千屋城々館について

上田村地区に於いては、土佐国守護代細川氏城館があることは述べた。細川氏は康勝の頃（1380年頃）管領守護代として入国、城館を築き、以来4代にわたって在城、その役割を1世紀半にわたって發揮していた。

この田村城館の復元については島田氏の詳細な論文があり、(註9) それによれば、田村城は、桂昌寺（現在の細藤寺）を内山下寺院として城内にもち、平城形式をとる矩形郭で且つ複郭式城館であるとされている。城館の規模は面積にして4町5反余、土佐国内では最大規模に類する巨大城館であるといわれる。また、氏によれば、城館の南辺と西辺は明らかに、条里境界線を踏襲しているという。

さて、下田村にも同じように、国人、千屋氏の居城千屋城があったわけであるが、この復元はまだ正確にはなされていない。下田村においては、地名の消滅が上田村よりも早く、従って復元上順るべき資料が『長宗我部地検帳』と現地形の踏査しかないという、甚だ困難な状況にあるからであろう。我々もこの二方法によるしかなかったわけで、従って調査上の限界も生じてくる。ともあれ、条里坪境界線との関連だけでもとらえられないものかと踏査を開始した。

千屋氏については資料の欠落でくわしい系譜をたどることができないが、戦国時代は土佐の七守護と称せられた名家につぐ家で、細川氏が上田村に入部してからは、同氏の被官となり、名主的土豪としての立場を容認されていたといわれている。(註10)

『地検帳』でみると、

△×キハキ  
| ハ 沿区田ナキ キハキ  
四十五セキ  
  
△→延ノ原キハキ  
| ハ 約十ノ四キ ハキハキ

回 (下田村) 郡 日本海田海江早  
回 → (近江國)  
田 江戸大井  
回 →  
やせぬ

同上  
一ノ五代 定義

同 健助名  
し

等々城跡を示す記載がある。

『南路志』では、

千葉古城 古城記云千屋松大夫居之

とあり、さらに

古城 フメヤシキ

城主不知八幡社あり

の記載がある。この古城とは千屋址のことと『南路志』では二城あるかのような混乱がおきている。

現在鎮座する八幡小社の周辺をまわる内濠は、かなり判然と確認される。内濠の中は現状で約8m、内濠にかこまれた内側の面積は約2400m<sup>2</sup>、東西に長い矩形の地形である。2400m<sup>2</sup>は約2反にあたり、『地検帳』記載のツメヤシキの面積より若干広い。

県道土居一五台山線と県道土佐山田一前浜線との交差点の北西の一角は「射場」と呼ばれ、また北寄り県道の東の田舎中には「ヤカシロ」(「ヤガシラ」といわれる小丘が残っている。「ヤカシロ」は「矢頭」という字があてられ、射場から矢を放った的の名残であるとの口碑がある。この「ヤカシロ」は土器の残部と思われ、現在は、その頂上に小宮がまつられている。

県道土居一五台山線のすぐ北側に南家の碁盤、野見崎南の碑がたつ丘阜があるが、これは千屋城外濠の内岸をめぐる土塁の残部で、外濠はこの土塁の南側に址をとどめている。『地検帳』でも、この外濠に関しては、

同上 (シモカラシタリ) 北外ノ堀共 同 (子田村) 熊谷伊豆分  
一ノ五代 八代 五歩 中キシキ 同 し (弘園分)  
手三左衛門入

同上  
一ノ五代 中キハサ

等の記載がみられ、県道土居一五台山線に添って千屋城外濠の一辺があったことはほぼまちがいないものである。

さて千屋城北端に関してはどうかというと、現地踏査により、「城の乾の方角にあたるスミだったからというので、スミ、スミと今も呼んでいる」という場所を確認した。

現在は廃屋となっている一軒家を中心とした一帯をスミというらしい。廃屋のすぐ北側にはやはり土塁の残片があり、外濠らしい一般落ちた田圃も確認した。

『地検帳』でみると、江陽寺という寺から東へ筆をすすめ、

北ノ堀西ノヨコ北モリムカヒ 同 (伊日村) 田井參郎廃屋  
一ノ五代 田出十歩三分 同 し (弘園分)  
主なる者

同上  
一ノ五代 中出十四代 同 同 千屋兵庫給

一 同じ裏カリ共	下田村	左馬助名
一 ハ拾一代 中ヤシキ	同	し
一 同じミナハ	田村新七改名	
一 ハ武代 下ヤシキ	同	し
一 同じ裏カリモ	有光七郎左衛門改名	
一 ハ井一代 中ヤシキ	同	し
一 同じ裏同じ	西村隼人改名	
一 ハ武十四代 中ヤシキ	同	し
一 同じ同じ	大曾門改名	
一 ハ拾八代 下ヤシキ	千や赤大曾門改名	
一 同じ裏カリ共	謙國三郎改名	
一 ハ拾六代 下ヤシキ	同	し
一 同じ同じ	中間馬一左衛門改名	
一 ハ壱反 中山三代五分	同	し

といった北堀の記載がある。

江陽寺の位置については、浜田春水氏が、『「大湊紀行」の地理的背景』の中で、

江陽寺というは、いま城廓の西北方の方形耕田に跡を遺し、薬師堂は江陽寺址の南寄りに移され、残丘の叢樹の下に今も祠られている。

と述べておられ、『南路志』でも、

江陽寺 同 (透軸) 本尊薬師堂有 宝永四年庚寅失

とあるので現薬師堂一帯が、その旧址であることはほぼまちがいなく、この江陽寺址の東より外堀があったことも既ね了解されよう。

これらの伝碑と文献上記載の場所と、現地で我々が土塁址を確認した所は既ね一致し、従って千屋城は、県道土居一五台山線の北側に添った南辺をもち、北辺はこれより2町へだたって外濠を伴う土墨に囲まれていたと解釈されよう。北の田村城同様、南北辺共に正確に条甲境界線を踏襲しており興味深い。

尚、城の東辺、西辺に関しては、その範囲を明確にし得ない。西は田村川の改修工事、東は県道土佐山田一前浜線が南北に貫いているため、地形の消失が著しいからである。

地帳帳によれば、千屋城に關係すると考えられる次のような小字があげられる。

「ネリキトヤシキ」「寺カ内ヤシキ」「本堂ノ前」「本堂寺々中」「庄主寺中」「マサヤシキ」「ツメヤシキ」「弓場ヤシキ」「ヲトリ所」「土ふヤシキ」「東キト」「政所内」等である。

「ネリキトヤシキ」は、舍人木戸屋敷が考えられ、また「本堂寺々中」は現在の宝生寺を指す。

これら的小字は、極端に言えばすべて失なわれており、千屋城一帯は「三の戸」或は「本吉」と総括的に呼ばれている。しかし、地図で見る限り、田畠は半折型やさらにこまかい切れに分かれており、かなりの数の屋敷地があったことをうかがわせる。そこで今回各田畠の土地

所有者にその田のみにつけられ、主に所有者だけが使用している呼称を探集した。

その結果、「射場」「ヤカシラ」「北ノヤシキ」「ウシロヤシキ」「フルヤシキ」「寺マエ」「寺ケ内」「間處内」「東ノマルダ」などの小名が浮上した。

この中で「寺ケ内」は、『地検帳』の「寺ケ内ヤシキ」、「間處内」は「政所内」に比定されよう。

即ち、今や土地所有名だけの呼称として残存しているものの中に、意外に過去の地名の残影があることに気付く。

「間處」「マドコロ」が政所の転訛であることはほぼ疑いないが、これが果たして千屋城関係のものか、またそうであれば、城郭内に含まれているものか、郭外に1つの特別な機能を有していたのか、さらに「間處」の地名の南には旧本堂寺があり、これが上田村の桂昌寺のように内山下寺院として城内に含まれるのか、これら全て明確にし得ておらず、今後の課題となろう。

千屋城に関しては、その北限と南限を推定するにとどまるわけであるが、その距離は2町をはかり、東限、西限を考慮に入れても、かなり大規模な城館の姿が浮きあがってくる。

守護代城館には及ばないにせよ、2つの巨大城館が南北に並立していた時期の緊迫した情勢をも想定することができ興味深い。

最後に、千屋城最後の城主・千屋敏大夫について、彼は、城内が長宗我部氏の有力給人に配され、現状をとどめようになった天正年間には、今の住吉神社の東に土居をもち、

亘フ (ツカムフ) ハナキハナ  
| ヘ四十 | ハ ハナキハナ 亘 (ハナキハナ)  
| ハ

の記載により、城内をはなれ、一給人としての被官が立証される。

#### 付記「ヤカシロ」「政所」について

現千屋城址付近の地名踏査をして得られた資料の中から「ヤカシロ」と「マドコロ」に関する若干のその後の調査を付け加えたい。

「ヤカシロ」に関しては前述のように「矢頭」「矢箭」「矢代」の字があてられ、近くに「射場」の地字があり、さらに田園中に的を置いた伝承のある中丘が存在することからこの中丘にむけて弓をひいたのでこう呼ぶと地元では考えられている。

調査では当初、この中丘(高さ1.8m)に対する個有名詞としての「ヤカシロ」を想定していたわけであるが、調査の進行に伴い、この中丘を抱く田畠を含んだ約2900m<sup>2</sup>の土地をとして「ヤカシロ」或は「ヤカシロの田」と呼ぶことが判明した。

『地検帳』で香美郡内に「ヤカシロ」がどのような形で点在しているか調べてみると、

稻田等  
| ヘ稻田等 稲田等  
| ハ稻田等 稲田等

亘 (カタヒシキ) 非  
亘 (カタヒシキ) 非  
亘 (カタヒシキ) 非

に付随するものとして、

キセキロヘ  
| ハキセキロ  
| ハキセキロ

亘 亘  
亘 亘  
亘

ヤカシロノ西ノ瀬  
一ノ拾代 中出廿代  
同 し  
一ノ拾七代 中出拾八代  
同 し

同 同  
同 し  
同 し

の記載がある。さらに列挙すれば

ヤカシロキサキ  
一ノ卅代 下出五代五分  
同 (山川ノ村) 山川五良左衛門分  
ヤカシロキサキ  
一ノ廿代 中出廿三代  
同 (十町分村) 今森四郎  
同 (田村) 今森四郎  
馬場孫四郎給  
□□□

などがあげられる。これらの「ヤカシロ」はそれぞれ近くに「西キト」「弓場」「鍛治ヤシキ」「寺中」「トイ」などの記載が見え、下田村の場合とよく似た様相を呈している。つまり『地検帳』からはこの「ヤカシロ」がおむね人家、特に土居や城に付随する地名としてあらわれているのがわかる。「ヤカシロ」が「矢代」ではなく「屋頭」（「ヤガシラ」）からの転訛ではないかという考えは『田村誌』の中でも示唆されている。しかし、そうであるならば、なぜどこも一様に「ヤガシラ」ではなく「ヤカシロ」なのかということが問題となろう。今のところ、はっきりとした答えを出すことができないでいるが、「ヤカシロ」が塚などに対しての個有名詞ではなく一定の広さを持った場所をさすこと、また「弓場」や「射場」が存続している同じ時期に、実際は屋敷地である場合もあること等から、「ヤカシロ」の中に「屋頭」からの転訛したものが含まれているという可能性は残っている。

一方、「マンドコロ」（「政所」）についてであるが、千屋城址の東北方約200mの所にある4反分の田畠をとして「間内」「マドコロ」と呼んでいることが判明している。『地検帳』には同じ場所にはっきりと「政所内」の字をあてているので「マドコロ」＝「政所」であることは疑う余地がない。

並井内 同 (下田村) 長野家  
一ノ丸反 出十四代五分 や瀬口ウシテ 同 し (弘園分)

さて、この「政所」が千屋城に関するものかあるいは、遡って下田庄と呼ばれた下田村地区荘園時代の残影かは明確にし得なかった。しかし『地検帳』を見るかぎりでは「ヤカシロ」の場合と同様、屋敷や上居、城の近くに殆んどの例が集中していることがわかり、中世には勢力をもった国人層の城に、政所と称する特別な機関のあったことがうかがわれる。政所がどのような機能を有していたかは定かでないが、その名の示すように在地農民と有力豪族との接点のような役割を何らかの形で有していたと想像される。

「政所」の名は否美郡以外でも、しばしば『地検帳』にあらわれる為か「幡多郡下の1」に付けられている解説の中で、横川末吉氏は「古風な呼称」としてこの小字を紹介しており、城や古市などに近接していることをあげ、古い時代の地頭＝村落領主の在地した所であろうと述

べるなど「政所」の名に早くから注目している。

参考までに香美郡内に散在する例として、次のようなものがあげられる。

一 故所やしき	同 同
一 ハ四十代 山内廿五代 下山代昌 夏々	同 同し(光貞名)
一 故所やしきにし 上山廿代	同 三良左衛門招
一 ハ始代 参代出山四代五分	同 定溝名
一 故所るやしき 中山廿代 中山ヤシキ	同 同し招
一 ハ卅代 中山廿代 中山八代 しまき	同 同し名
一 口故所る口やしき 中山八代 しまき	同 同三良の
一 丹井代 中山八代 中山ヤシキ	同 定溝名
一 ハマトコロノ前 中山廿一代一分	同 同物部商所作
一 ハマトコロヤシキ 中山ヤシキ	同 同し(福永)名
一 ハ廿五代五分 中山ヤシキ	同 關下島 中原久衛門給
	同 同し(弘國分)
	同 沢田三良右衛門給
	同 大良徳政

### III. 滅菌に関する調査

条里境界線がいかなる方向をさしているかということは、自然地形、特に水流の方向と無関係でない。従って灌漑用水路の復元、名称、利水受益等々の調査が重要な意味をもつわけである。田村は現在も水稻栽培がその主要産業であり、農業從事者による灌漑用水路の管理はかなり厳密に行なわれている。当地方の灌漑用水路系統と水利現況とその受益に関しては、運輸省第三港湾建設局の調査によるものをもとにした。灌漑用水路は主に“ミゾ”と呼ばれており我々は古き聞きこみ調査にあたりこのミゾの名称復元にあたった。

一般に水利管理は“田役”と称せられる共同作業によってまかなわれているのであるが、この田役の時の溝さらえの分担は○○溝○人というふうな慣例があり、溝の名称復元はかなり正確になされたのである。

付図一五は聞きとった満名を図化したものである。それによれば満名として上田村では、徳  
蔵ミゾ、中ミゾ、伊勢田ミゾ、城ミゾがあり（末政勝氏による）下田村では、山越ミゾ、ジオ  
ンドウミゾ、イケビミゾ、北屋敷ミゾ、サバイミゾ、西代ミゾ、タツミゾ、八井田ミゾ、住吉  
ミゾ、藤が前ミゾ、平田ミゾ、曾根ミゾ、土居ミゾ、トウロク田ミゾ、ツユミゾ、学校ミゾ、  
ツヅミガミゾ、カメクビミゾ、塩田ミゾがある（森岡寅氏による）。

各溝はその水流を受益する田園の呼称をとってよばれることがしばしばである。即ち、北屋敷一帯に流れ、この付近の田圃を灌漑している用水路を北屋敷ミゾと呼ぶ、土居ミゾしかり、曾根ミゾしかりである。学校ミゾという名は新しい時期につけられたものであろうが旧名は忘

れられている。或は、水流の開削そのものが古く遡り得ないのかも知れない。

その他、八井田ミゾとは人名からとった溝名であるといわれる。

総じて地名からとった呼称が多いということは逆に、現在、小字図等に残っていない地名を溝名から浮きぼりに出来ることを暗示する。現に『ジョンドウミゾ』、『ツユミゾ』、『藤が前ミゾ』等は『地検帳』で「十王堂」「ツユ」「藤が前」という呼称の田畠があったことを確認している。このように溝名と『地検帳』を併用すれば小字はより正確に復元される。

さて、これら諸溝渠の幹線というべきは、田村本村を南北に縦断する田村川である。田村川とは別名「田村井」ともいわれ、名称としては古い形態をとどめており天正年間には井奉行の名もみえる。さらに、侵食がすんでいる為、付近の水田面より一段深くなっている、川筋も屈曲形式である。これらの状況から、田村川は用水路としてその開削時期の古さがうかがわれる所以である。但し、その実年代という問題にいたっては文献の欠落より明確な言及はし得ない。『田村誌』によれば、田村川の源頭、即ち田村堀に関して次のような記事がある。

(前略) 古来の伝説に田村井は一千余年の昔、平安朝の始め頃には既に設けられて居たもので、当時は今の物部川が數流に分れて居たので田村井はその幾つかの水を必要時季に集めて灌漑に供したが、当時の田村井は遠く戸板島宮今佐古村戸板島の御岩樺現今村社堰留神社の辺りの近傍から戸板島を経て京田の東方を南に引水して終に出村に導いたが、此当時はお岩樺現の辺で必要な時は仮堰を以て集水し、水の不要な時季はここで堰止めて他方に流すと云う風に、此で当時の田村井の水量を塩梅増減したものらしいとのことである。(後略)

田村では、井堀に関して上記のような伝承は得られなかった。『田村誌』の筆者が、この伝承をどこで得たのか興味をひくところである。或は井口付近には残存したのかもしれない。

文中にある「御岩樺現」とは、国史見在社、堰留神社をさす。この神社は『三代実録』にその名が見え、祭神未詳、往古は戸板島の産土神であった。

『地検帳』では

「山田と戸板郷ノ堀者北へ山田郷岩積ト申大石在」 南へ西深淵ノ郷戸板郷

ノ村西ニ物見堀有岩村郷積ト云々

の大石が、御岩樺現を指すものと推定される。一方、

『南路志』では

御岩樺現 山田郷大 祭礼九月十四日

『三代実録』光孝天皇元慶八年十月四日文那授土佐國正六位上堰留石留神並  
從五位下

という記載が香美郡岩積村の項にある。

堰留神社はその名から井堀に関係する神社ではないかとも言われているが、地形的に見て、水の取り入れ口とするには困難であるともいわれている。(註11)

## IV. 神社に関する調査

### ○ 伊都多神社

現在、田村小字竜光寺に鎮座する上田村地区の氏神である。この神社は下田村、今の前浜にある本宮伊都多神社の妹神を勧請したものといわれる。勧請の時期は『南路志』に、

伊都多大明神 繩田

祭礼八月十六日

社記云寛永十五年前浜村大宮より勧請 其御當社應當七  
云既に社道立寛文九年此所に移す

宮床一反六代本田一反四十八代式歩

とあることから江戸時代で故に当時の事情を聞き伝えている古老も現存した。

上・下田村の両神はもともと姉妹神であったが、ある嵐の夜神体をおぶって盃むような形で勧請してき、まず細勝寺へ、次に藤ノ宮の弁才天宮床へ安置、最後に現地へ鎮座させたといわれる。移動の理由として宮床がせまかったということがあげられるという。勧請に関しては下田村々民とかなり感情の対立があったらしく、下田村の民が石をもって追うたと言われる。今でも上田村の神社祭に際しては下田村の浜まで上田村々民が潮水を汲みにくるが、その時下田村の本宮にむかって石を投げて帰っていくという風習が残されている。

祭神の名前は失なわれているが女神であることは強く残存しており、『田村誌』によると「伊豆郡姫（伊都郡姫）命」とされている。占地にあたっての明確な伝承は得られなかったが『地検帳』によれば、現伊都多社のある場所は、

竜光寺

同（上田村）

一ノ武反八代中

神田

同

し（香宗分）

久次名

である。

この“神田”は恐らく、すぐ北側に鎮座している八坂神社（天正年間には天王宮である）のものと思われるが、勧請にあたり、やはり清浄な土地が選ばれたことを考えさせる。

### ○ 八幡神社

現在は小字天王に鎮座する。『田村誌』によればこの神社は以前は牛頭天王とよばれていたらしい。

『南路誌』にはこの河床の記載がないが、香美郡上田村、「天王山真淨院藏福寺」  
寺木の項に

天王宮 天王宮林境内を經  
れ當時より文紀 とあり、また

正善寺 菊泉坊死去跡無住 但牛頭天王宮あり所  
より田地廿二代余存  
先祖より付額額等支配

の記述があるので、牛頭天王宮が存在していたのはまちがいない。

『地検帳』には、

同じ天王ノ本ノ後本ハ天王シキ地	同 (上田村)
一ハ四十八代四分 上	同 し (香宗御分)
一ハ廿一代三分 中	上田村 香宗御分 宮内宣人給
同じ西本天王シキ地	同
一ハ廿一代三分 中	同 し
同じ西本天王シキ地	同
一ハ廿一代三分 中	同 し
同じ西本天王シキ地	同
一ハ廿一代三分 下	同 し
天王宮トヨ	同
一ハ廿一代三分	同 し

と当時はかなり大きな社地を有していた勢力のある神社であったことをうかがわせる。

## ○ 八幡社

田村小字城にある小社である。

この社については島田氏の田村城に関する論述(註12)の中でふれられているのでくわしくはのべないが、一名「ツメヤシキ」と呼ばれている場所でもあり、細川田村城の城八幡の名残であろう。この社の立地している所は、明瞭な土塁址上であり、この土塁は島田氏により城館内部部の東壁址に比定されている。

『南路誌』には、

正八幡 古城跡 杜地三代一歩同上

社記云正体石往古細川道江守勝益居城領守也

とある。

## ○ エビス神社

田村小字神田屋敷に鎮座。

『南路誌』には、

蛭子 十三斗 とのみ記載がある。島田氏は前掲書中にてこのエビス神を田村守護代當時の城館下の市に付随したものであろうと推定されている。(註13)しかしながら『地検帳』で見る限り天正當時にエビス社の官床の記載はなく「神田ヤシキ」には、この時期、中下の屋敷地が桂昌寺分としてつらなっている。エビス社はこれらのヤシキ地のうちの1つに伴う土塁、或は家地の造構上に、もっと後世、市場の発達につれて建立された可能性もある。

## ○ 神ノ木神社

田村小字正吉に鎮座。

「正吉」にある奇妙な木の元に小社がある。

『南路志』には、

葉中　当社を  
ふき

とあり、エビス同様『地権帳』では「正吉ヤシキ」付近にこの社に該当しそうなもの記載ではなく、やはり中下のヤシキ地が連なっていることからこれも中世末の屋敷に伴う土塁片が後に信仰の対象となったものではないかと解される。

## ○ 神 母

神は田村小字、「西門」「イグノ木」「見当」「コキケ内」に鎮座する。これらも同様に過去の土塁址が転化したものと考えている。

特に小字西門にある神母神は『南路志』に

(業中)　(トケ記)　(廢社)  
回 門 里人西内鑑心記 回 九日廿八日

とあり、現在も小丘にはえている木の枝を折ったたりがあるとのタブーが存続しており、小祠の中には五輪塔片をいれ神体としている。西門様とは恐らく城館に伴う土塁址であろう。

同様に「コキケ内」にある神母は『南路志』に、

(業中)　ロサ  
回 カズ

とあり地元の人は「正次様」と呼んで現在も小祠をまつっている。

『地権帳』によればこのコキカ内地区には当時、長宗我部氏の有力給人と思われる森本与介なるものの土居ヤシキが存し、「正次様」は彼の土居に伴う遺構と解される。

「正次」という呼称はその田の名主名からきたものであろう。

ナキヒキ　回 (山田本)　回 (出だ穴)  
ナヘリトナゼ　ガキヒキ　回　ル (御祭穴)  
祭神跡

このように当田村地区では、神母として今日祭られている小社の多くは中世～近世遺構が本来の性格を忘れられ、なにがしかのタブーを備えつつ信仰の対象となっている可能性が強く、即ち、この小丘が、発掘によって地下の中世遺構を検出し得る地区的、道標となり得る存在であることを示していると言えよう。

## ○ 王 子 神 社

田王子村小字櫻現の東に鎮座。

『南路志』には、

若一山是相院本正寺 の項に

社 田子櫻原 田子櫻原 とある。

『田村誌』によれば入交源六兵衛尉沙弥淨円という入交一族が薬師如来を本尊として安置し若一山東光寺を建立、それと同時に若一王子権現を現地に勧請したものと言われる。

入交沙弥淨円は熊野権現先達職であり、田村入部、東光寺、若一王子権現を建立、勧請したのは鎌倉初～中期と推定されている。(註14)

『地検帳』には、

王子ノ宮

一ノ三代三分 宮保

同 (王子ノ宮)  
同 し (入交石神三室)

とあり、現在の本正寺の前身である東光寺の姿は、

同 (ムリカウシ) 藤巻母

同 (ムリカ)

一ノ四代六分 下キナキ

同 し (東光寺分)

で知ることができる。

長宗我部氏の検地時期、天正16年には本正寺はまだ姿をあらわしておらず、この時期以後、東光寺が退転し本正寺へ本尊をうつしたものと想像される。

入交沙弥圓に関しては、『続入交家々史』にくわしいが、『地検帳』では、

(トト)  
地圖キニキノ西

同 (井津村)

一ノ四十八代二分 下品

同 し 給 (入交石神門)

同シキシキ  
一ノ十五代 下キシキ三分

同 同 し 給

で、その屋敷地跡をうかがうことができる。

## ○ 鳥 島 神 社

田村小字日ノ御子に鎮座

『田村誌』には、祭神・市杵島姫命とあるが『南路志』には

弁才天 藤巻ノマク 土床五代田端  
一ノ反当村藤十郎所 同 (藤れ) 九月十五日

天正地検帳に續の宮の前同じ西升斎天神領とあり

また『地検帳』には

フチノシヤノ前先年ヲトリ所ト有  
一ノ十八代 下品クンサイテン領頭有 同 (土田村) ト有  
藤崎左衛門給  
先達上地

同シノ西  
一ノ参段十五代半 中 十才ノ天神領

同 入交新右衛門扣

同シノ北 カリ御頭有

同 藤崎左衛門給

一ノ廿代 下キシキ

同 藤崎左衛門給

同レ口ノ京原

同 入交新衛門扣

一ノ五代

のように記載されている。

## ○ 上嶋神社

田村上嶋小字清音寺にあり『南路志』によれば

清王権現 上嶋村 同 九月九日

(祭礼)

社記云正体木像座像古駒大の闇一つ有  
とある。

この木像座像は現存し、これが即ち、神体薬師如来であるらしい。「上嶋のお薬師」と呼ばれ今日に至っている。

『地検帳』では

宮ノ前	上嶋	本坊
一ノ老反卅代 下出大代二分	上王子権現	弘間 分
(ア)コソコソ松共	同	清音寺
一ノ十六代下品 内六代尾	同	し

とあるのみで宮床についての明確な記載がない。

現存の上嶋神社がはたして、この上王子権現（清王権現）の宮地か、或は隣接する清香寺の末路かはっきりしないのである。

しかし、おそらくは、清香寺より権現の方が早く退転し、寺内に吸収され、清香寺退転後、地名が「清香寺」と転じ、本尊が権現神体と混乱して現在に至ったものと推定する。

## V. 寺院に関する調査

田村には現在法華宗の寺院が3寺あり、それぞれ、細勝寺、藏福寺、本正寺という。藏福寺と本正寺は細勝寺の末寺であり、元は12ヶ寺あったとつたえられる細勝寺末寺も往年の面影は失せている。

現存寺院について大要を述べよう。

## ○ 細勝寺

田村小字桂昌寺々中にある。現在は天高山妙因院細勝寺と号し日蓮宗の寺院である。この寺は地字の示すように地検帳時代は桂昌寺と呼ばれ、細川氏守護時代には田村城館内の内山下寺院として土墨と豪でまわりをかためた武蔵寺院であったことは、島田氏の論述に詳しい。(註15) 公方細吉公御母公が桂昌院殿と呼ばれ始めてから桂昌寺の名をはばかり細川勝益の名をとって改名したといわれる。

『地検帳』では

桂昌寺之中 上キシキ 同 (土田村)  
一ノ元八代五分 内半代四分 宮床 桂昌寺分

と記載されている。

## ○ 藏福寺

田村小字北刈谷にある。

天王山真淨院藏福寺 法華宗妙 と号す。牛頭天王宮は当寺の支配と『南路志』にある。

『地検帳』では

瓦し（かわやへ西）ヘ東非田 同（下田村） 檻押手  
一ノ戸川代 中ナニヤ 同 し（入交孫右衛門）給

となっている。

## ○ 本正寺

田村小字ムネマサ

王子権現の項で述べたように、若一山東光寺退転後、本尊薬師如来をこの寺に移動している。『地検帳』には「本正寺々中」の記載はないので、天正地検以後の移動であると考えられる。寺号は東光寺と同じ若一山を名乗り、是相院本正寺と号す。

旧桂昌寺の末寺は12寺に及んだといわれるが、この伝承は現在でもかなりな人が憶えている。12ヶ寺のうち現存するのは、わずか2寺で、あなたの10寺は退転し、その本尊のみを現存3寺院に託して姿を消している。その旧址に関しては、若干の伝承をとらえることができるものもあり、以下それを追って記すこととする。

## ○ 惠雲寺

この寺に関しては『南路志』に

一ノ戸惠雲寺 十王 退転寺地田方に成虫送疫神送拾場也但勝益公御建立子細は  
祖父治部少甫還江守三郎廣益士佐守義代也 正長の比御逝去惠雲院為御  
誓程也 依テ惠雲寺也云  
(寺跡辨考)

とある。

文中の十王堂は下田村にあり地元の人々は「ジオンドウ」と呼んでいる。現在は小字「山越」のうちにある。

『地検帳』の時期には

十王堂川を坂裏手 同（下田村）復原表  
一ノ戸武反五代 空中 寺代堂アム 同 し（弘前村）  
千葉氏謹詔

とあるのみで、すでに堂宇はないが、この地は地図上で見ると方形の区画を有し、建造物の遺址であった可能性がある。ただし、ここが惠雲寺址であった確証はなく、『南路志』にあるように成虫送疫神送拾場であったかどうかも不明である。

『田村誌』ではこの寺の旧址を現在の笠松部落の西南にある俗称「馬捨て場」をそれにあてている。

馬捨て場というのは銅育馬が死んだり、生き倒れの人間の死体を遺棄した場所といわれ、まわりの田より若干高い、菱形を呈した畑地をさしている。この場所が、即ち虫送り疫神送捨場であろうと推定しているわけである。ただし「馬捨て場」と呼ばれる地はせまく、また「十王堂」と呼ばれているのかどうかも知らない。我々が踏査した時は、現下田村の「十王堂」近辺で五輪が散在しているのを確認しているので、この地が寺院址である可能性は強く残っている。さらに詳しい伝承踏査が必要であろう。

### ○ 観音寺

一、觀音寺光徳坊死去跡無任 但勝益公卿建立 子細は慈父源江守治部少甫  
持益士佐國守護代也 応に之比御過去法号觀音院為行基菩薩之御作正觀音安  
置す 先祖より田地三十八代所より付置即當時支配

とあり、この址退転後、本尊の正觀音は桂昌寺境内の觀音堂へ移し安置してある。

この觀音寺はもと旧村小字茅堂にあったといわれ、そこには現在も小堂が残っている。觀音寺が觀音堂、さらに茅堂といわれはじめたのであろうか。

『地検帳』では

同じ (カヤシムカ) カシキ  
一、モ反廿一代 中内屋八代

同 (トロホ)  
同じ (香宗分)  
同じ (勘入道) 名

とあり、すでに寺院としての面影は失なわれている。

### ○ 正善寺

田村小字正善にあったといわれる。

正善寺（正善庵）については山本大氏の詳しい論及がある。（註16）それによると正善寺のはっきりした建立年代は明らかでないが、この建立と維持には入交氏が大きく関係していた可能性があるといわれている。

『地検帳』の時期には

ヒヨウノ  
一、モ反廿一代 中内屋十八代

上田村  
矢野十大夫給

同じノ山本五反  
一、モ反廿六代 中

同  
同じ給

同じノ北浦郷  
一、モ反四十四代一分半 中カシキ

同四百石減る  
同じ給

のようなく十大夫の給地になっており、変貌した姿をみせている。この時代「ショウゼン」と呼ばれる地区にあるのはこれらの屋敷地のみであり、正善庵を踏襲したものではないかと想像している。

『南路志』には

一、正善寺 菊泉坊死去跡無住 但尼頭六王宮あり所より日地  
廿二代余を無なり付處御寺文配  
とある。

## ○ 東 光 寺

王子権現の項で述べたように、入交源六兵衛尉沙淨円が薬師如来を本尊として建立したといわれるが、その時期は明確でない。

『続入交家々史』によれば、鎌倉初～中期がこれにあてられている。現在は王子部落の小字中東光寺に旧址があり、篠のそばに小祠をまつっている。本尊は本正寺にうつして現存している。東光寺の退転時期についても明確ではないが、『地検帳』では

回（ムカカシフ）西番母 田（上田へ其）  
一ノ八道区六代一分 ドキフモ 回 し（東光寺分）

とあるので、天正16年には依然寺としての機能を有していたと解釈できる。

『田村誌』によると

（前略）

因に此庵寺址の附近は小字南東光寺・北東光寺・中東光寺など云ふがあつて正確にその址は分かって居ない。（後略）

とされているが我々の踏査では、中東光寺には五輪塔を多数集めた小祠、及び土器址とみられる中丘がかなり良好に残存しているのを確認した。入交氏子孫により東光寺址の碑も建てられ現在に至っている。

## ○ 八 大 寺

現在は下田村（前浜）に属している小字川原田にある「龍王さん」の社付近にあったといわれる。八大寺とは八大龍王からとったものであろう。本地区は遺跡発掘調査区内であった為、この龍王宮（これは俗称で、現在は津津見神社といわれている）一帯にも試掘坑をいれたが良好な資料は得られなかった。加えて『地検帳』ではこの寺址は見えず、すでに退転後、ある程度時間が経過していたことが考えられる。また近代には、高等小学校の敷地にもなるなど悪条件が重なり確認が困難である。

『南路志』には

一、八大寺 無住 但尼八大龍王之小  
とある。

## ○ 清 王 寺

『南路志』では

「清王寺 玉意坊死後無住 但森ノ内に當  
有當寺支配」とある。

旧址は明確にされていないが上嶋神社の項で述べたように『地検帳』にある清香寺が、清王寺・清音寺とまちがえて伝えられているとすれば廢寺址は現上嶋裏師堂付近、あるいは神社地そのものが、それにあたっているのかも知れない。

## ○ 清 順 寺

「常願寺曰応坊死後無住 但吉賀數々有日  
方當寺より短み」とある。

現在は田村小字正吉にその旧址を求められる。土地の人は「正吉」の地区のうち特に県道の西側を「ジョウガンジ」と呼んでいる。

『地検帳』では

同 (正吉) 乘願寺ヤシキ	同 (下田村)	野村 孫進給
一 ヘ廿七代 中ヤシキ	井領田 上田村 井奉行	
同 (浦)	弘瀬 七良 兵衛給	
一 ヘ廿八代三分半 中ヤシキ		

とあって、すでに寺の機能が失なわれていることが知られる。現在この周辺には田畠の中に土塁殘部らしき小丘が点在し、また五輪塔なども付近に散在していることから中世資料殘存の可能性が強いといえる。

これらの他に最念寺・中道寺・如来寺の名がみえるが、それらの地を明確にし得ず、また『南路志』と『田村誌』との記載にもくいちがいがある。

一応『南路志』の記載のみを掲げておく。

一 最念寺久乘坊死去跡無住弁天堂あり	先生此巻に大應有之所を藤の宮ニ云也
一 中道寺 小中興古	日豐坊死後無住 但吉賀數々有日方當寺より中道寺は大應寺日純
一 崩田後如來寺觀乘坊死去後無住	人御公義へ運搬於浮津川取今之官地 山中選寺也
	但本尊行基御坐像於木王寺に預り安置 所より田地三十代余生根より付置本正寺支配

一方下田村における現在の壇那寺として真言宗・宝生寺（天正年間に本尊寺）があるが、度重なる水害により寺記等の流失を見、従ってくわしい系譜をたどることができない。

『地検帳』には

同 (本尊) 寺中	同 (下田村) 木堂分
一 ヘ四十四代 内六代京原	同 し (弘岡分)

とあり、『南路志』にも次のような記載がある。

田村山極楽院木堂寺 真言宗正

## 註

- 1 刊本『長宗我部地帳帳』「香美郡上」  
同 「香美郡下」
- 2 『入交家々史』 入交家々史刊行会
- 3 『高知県史』古代中世資料編
- 4 島田豊寿「歴史的地字に関する二・三の考察一主に高知平野を中心として一」『土佐史談』復刊20号
- 5 大脇保彦「高知県香長平野における条里型地割分布について」『歴史地理研究と都市研究』
- 6 4に同じ
- 7 4に同じ
- 8 山本大「土佐国田庄村種子名と正善について」『土佐史談』186号
- 9 島田豊寿「田村城館と守護代町について」『土佐史談』復刊40号
- 10 3に同じ
- 11 矢野誠樓「物部川右岸沖積平野北部の水利に関する若干の史的考察」『高知学芸高等学校研究報告』第16号
- 12 9に同じ
- 13 島田豊寿『城下町の歴史地理学的研究』
- 14 2に同じ
- 15 9に同じ
- 16 8に同じ

### 第3章 おわりに

これまで述べてきたように本調査では様々の成果を得られた。まず地名に関しては『地検帳』記載の小字はおむね正確に今日に伝えられており現在の地割とその田間の名称は、確実に中世末期まで通り得ること、そして小字の大部分を失っている下田村においても今後口傳伝承を調査すれば、田間一枚毎の名称がかなり復元できるのではないかという感触を得た。次に數詞坪名に関しては新たに、いくつかの坪名を確認し、それがこれまで想定されていた条里境界線上に正確にあてはまる事、また中世城館は細川氏、千屋氏ともにこの線を踏襲して築造した可能性が強いことなども判明したわけである。

しかしながら、短期間の調査に加え、いかんともし難い力量不足の為、条里の起点の問題、郡成立との関連、即ち郡境の問題、条里施行の実年代の問題、さらに国府近辺の条里との関係などという、いわば条里制の本質にいたる問題には一步も近づけないでいるのは誠に遺憾である。

ともあれ失われる一地域に対し、記録保存という消極的な方法ではあるが、でき得る限りの努力をしたつもりでいる。これが今後の研究の一助となれば幸甚である。

# 資料

資料1 天正年間の調査区内小字一覧

香我美郡上田村

正次土みの前 \*イケヒ \*コマシリ  
(\*正次)  
公領テン 下満田 \*ノフヨシ郡境  
(\*下ツカダ)  
タシ大夫 ナカクロ \*シマイテ  
(\*クシ大夫)  
コユキカ内 土みの西 土みヤシキ  
(\*コギケ内)  
\*カキノ木 コトクヤシキ \*舟戸田  
\*スエン坊 \*下クホタ \*サケヲ田 新開  
六反田太 \*クホタ 正ヨシヤシキ  
(\*正吉)  
成順寺ヤシキ 桑ノ本 カキノ本  
\*ヨコテノ前 \*スエトシ \*田中  
\*タカウ二郎 \*サルメ田 \*トウテ郡境  
\*徳藏ノ前 \*横タ \*コウ田 \*ヨコテ  
(\*ヨコタ)  
\*南土居ノ前 南土居 寺ノ前  
\*神田ヤシキ 正谷ヤシキ \*市場ノ前  
\*市場ノ東 岩松土居 \*二本松 弓場  
桂昌寺前 \*桂昌寺之中 \*ケントウ  
(細勝寺) (西見当)  
\*カリヤ \*ツカ田 \*スケ谷 \*青木ノ本  
徳藏土みの東 \*トクソヲ郡境  
\*トクソウノ後 青木 \*ヤマシロ  
\*カリヤノ西 \*蔵福寺寺中 カリヤ  
(北刈谷)  
入交藏人ヤシキ ノイアン ヲクノトイ  
西ニノハイ 談ヤシキ 談ノ東  
(城)  
東ニノハイ \*座タ \*ヒヘシリ \*東門  
\*西門 尾中ヤシキ \*中ス \*笠松  
(\*尾中)  
\*神母ノ木 \*巻丁タ \*タイスケ  
(\*北神母ノ木)  
\*アラホリ \*ウラ市ノ坪 \*シャウ□ン  
(正義)

徳藏ヤシキ 徳益ノ前 天王ノ前  
(\*徳升)

漁光寺 サンハク 天王ノ東  
(\*電光寺)  
天王宮トコ \*シャウセンノ後 市ノ坪  
(\*天王) (\*表市ノ坪)

\*大橋 \*トクツネ \*高城 \*トミナカ

\*新田 \*西谷光郡境 \*東谷光

藤ノ宮ノ前 シハヤシキ 藤ノ宮ヤシキ  
(\*藤ノ宮)

クロヤシキ 大ハシノ北 \*ミタ太郎

\*泉ヤシキ \*天王ノウシロ

クホシロキシノ下 トモタ 神ノ木ノ内  
(\*羅城) (\*神ノ木)

東カヤントウ カヤントウヤシキ  
(\*カヤドウ)

\*トウノ西 \*ヒノ下 \*宮ノクホ

チノミヤノマエ ヲトリ所

\*ヒノミコ \*チカミ \*タカミノマヘ

タカミ スミタ \*高タ エホシカタ

\*横タ \*堂ノ後 \*ナカラタ 川ノウヘ  
(東高田)

\*六反田 ヲキ本 \*トイカウチ  
(六反地, チナカ、ウギ)

\*中ツチテ サタノ芝 クホタ タカミ  
(\*サタツ芝)

国延郡境 \*永タ郡境 \*カモマ

トウマンヤシキ \*岩松 タカミ \*高タ  
(高田の西, 中高田)

ヤシキノ前 \*ヲクリフン クツレタノ前  
(\*ヤシキカ内)

シャカトウ シャカトウノ前 ワサタ

ソトハカモト \*孫二良 \*若宮

\*クツレタ クツレタヤシキ \*高柳

\*スヘトミ 尻ホソ ヤネモト  
(高田ノ後, 上見当, 上岩松)

コシキタ \*エノ木タ郡境 巻丁タ郡境  
(東巻丁田)

\*サコノウチ \*フケタ \*番匠給  
 \*カマケタ \*ヲカタ 六反田 \*宮地  
 \*杉カウシロ \*カキカウチ 芝ヒラキ  
 \*高ヒ \*タウカウチ \*ヲトミカウチ  
 \*フスホリ \*ヒラキ \*大谷ヤシキ  
 アラホリ 五反田郡境 アラホリ郡境  
 (上荒原)  
 カミサイクセ郡境 カミサイクセ  
 永田ノ西 西ノシハヤシキ \*修理テン  
 (下細工瀬)  
 神母ノ木 エイタイヤシキ 永タ土居  
 (\*上神母ノ木)  
 ユワタシ エノキカウチ \*田所  
 (\*小渡)  
石田市ノ坪 イシタノ東 チャウリキ  
 (\*石田)  
 \*石田ノ前 \*アンコテン \*宮ノ西  
 宮ノ前 トウメウテン 森庫カクホ  
 \*行安カウチ ユクテン \*ヨコマクラ  
 (行安)  
 川崎ノ前 木ノ下 イモツホ  
 川原サキ 杉カクホ \*川原崎ヤシキ  
 (川原崎)  
 ヨコテ トウカウシ 東光寺寺中  
**王子之村**  
 シャカ堂ノ東 \*川原崎 シャカタウノ西  
 (ムネツグ)  
 \*ム子マサ 古川ノフチ \*正吉  
 シャクカウチ ホユリ道ノ面  
 清国ヤシキノ西 \*清国ヤシキ 土るノ東  
 廿代道 先達ヤシキ クホノ東  
 タキノ西 介佐衛門ヤシキ \*西ヤシキ  
 ハラノ本 クホノ前 上居ノ後  
 中ノヤシキ ハンニヤウ坪 宮ノ後  
 (\*半女房)  
 イヤシキ 遊場 王子ノ宮  
 石ハシノモト 川イエ ノウエ 小島  
 (\*小島ヤシキ)  
 池フチ スサキ \*王子ノ芝 宮スヒレ  
 (\*小島池) (\*スガキ)

**下 田 村**

新在家橋瓜 善衛門ヤシキ 神主ヤシキ  
 (\*柄詰)  
 市ヤシキ 下庄イチヤシキ イトタ  
 イチヤシキノ東 宮ノ床 神十良ヤシキ  
 神衛門ヤシキ 西藏坊寺中  
 左近兵衛ヤシキ 地藏堂寺中  
 神通寺寺中 正興寺寺中 \*ハマノクホ  
 観音寺寺中 山王ノハキ 西養寺寺中  
 ショウトクヤシキ シンテン郷 塩タ  
 \*江ノフチ \*スエヒサ 山王ノウシロ  
 柳内 スイカセ 権現ヨコ  
 権現神本田 フシヤテン 中ス  
 東ソトミタ ヤ子ソヘ ヒノクチ  
 西ソトミタ 下大ハラタ \*ナカラタ  
 地ヤシキノ後 ホコテン ナカンテウ  
 (\*長丁)  
 \*トキミツ ヒカンテン 川ノ波上  
 タウメン 新テン郡境 有スヘ  
 西ハンテン ヨコチ 東ハンテン  
 コンショウホウ 塩カラ イノコテン  
 観音寺タ ソウカ ヨコ新田  
 スモテン 西ソウカ ヒトセマチ  
 ヲトシロ フクテン ハタハタ  
 五反タ トウシ □ンショウホウ  
 ヨホシタ 下ヨコタ 東ユツモ  
 西トリハシ ミソノ東 八反ダ  
 (\*トリハミ)  
 ハマタ 北ミカト 前た マクサテン  
 アンコテン カメクヒ イシナタ  
 ミソノ西 田中 西ユツミ  
 (\*コツミ古津美)  
 ツクシベ下島 ミソシリ シモヨシイ  
 西ヨシイ シケマツ サンワウノクホ  
 シタカ カウタ 上みヤシキ  
 マワリヤシキ クチマヘ ワクカウチ  
 舟戸田 トノ本 サカウツ 西ヨシイ  
 面テヨシイ \*ヨシイ ツルキヨクテン

永田郡境 カワラタ シハカハナ  
 ツトミ タカタ ツユ 柳内内  
 スエヒサ サノキホウ 土ゐノ後  
 フルヤカウチ \*カツラキ クチノ西  
 タケノ前 \*クケヤシキ アキヒロ  
 (\*タケノ前)  
 カツラキヤシキ 中シヤウ ミソノ西  
 ヒラタ カキノ木 カキノ木ヤシキ  
 大安寺ノマヘ 西カマワ 大アラタ  
 アシワラ カウソ井 カミエタ  
 (\*江田)  
 モモノ下 クロトノ \*トウロクテン  
 ヒノクチ 東ヒノクチ ヒルヤ  
 大安寺ノにし 大安寺寺中  
 ホウノウシロ ワタ田 ユノウチ  
 カタヤマ シレイタ ミソノ北  
 (\*司例田)  
 マサシゲ \*スエシケ 田中ネリキト  
 田中ノマヘ 田中ヤシキ 東スミヨシ  
 土ゐヤシキ スミ吉ヤシキ寺中 カベタ  
 (住吉神社)  
 クヤウツ 薩ノ前 宮ハタケ 六反タ  
 モトノ本 米久 \*カネタ 木ノ内  
サンノツホ ニノツホ マテタ  
 シモクテツクリ ネリキトヤシキ  
 \*本ヨシ ヒルテン 大クロ 松ヨシ  
 田村ソヘ シモクホ 寺カ内ヤシキ  
 本堂ノ前 本堂寺寺中  
 寺ケ内ヤシキ 庄主寺中 マサヤシキ  
 ツメヤシキ 弓場ヤシキ ヲトリ所  
 土ゐヤシキ \*クラツクリ マチタ  
 トキヤウシ 仏カ内 西マチタ  
 シハタ ツカタ クヤウボ 西松木  
 ヨシラカ 上シハタ \*ヤマコヘ  
 ミヤウラン 十王堂 イケヒ  
 \*クニウチ セキノ前 江陽寺中  
 福源庵寺中 半田ヤシキ

土ゐヤシキ 東キト 政所内 ソネ  
 上クホ カネスキ 島マヘ  
 河原タフタ 正宗カ内 北ヤシキ  
 ウラ柿ノ木 中ス ワカサカ内  
 東松木 フクナカ 一ノツホ  
 龍王ノ前 渡アカリ 成福寺寺中  
 矢野浜 中ハマ マントロコヤシキ  
 繼工所 新左衛門ヤシキ 藤介ヤシキ  
 円明寺寺中  
上 島

宮ノ前 コンコン \*清香寺寺中  
 (\*清音寺)

宮ノ後 \*チウロク \*高芝

エンチヤシキ ナカクホ \*クルマタ  
 \*シマヤシキ \*茶ヤカ芝 アンノウシロ  
 堂ノ前 インベ \*ヤネゾヘ ツイハセ  
 \*クワウチ 地蔵ヤシキ \*クキメン  
 シマタ \*サイカクシ トウユウシ  
 (\*サイカイシ)

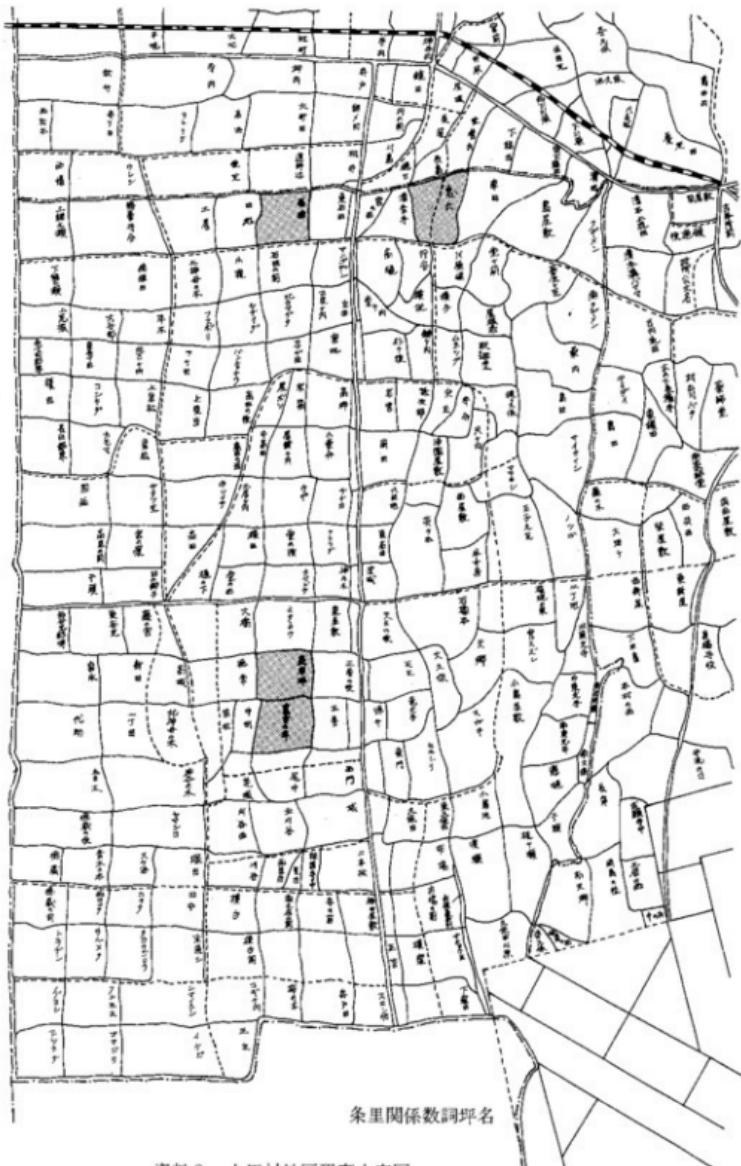
\*王子ノ芝

下 島 村

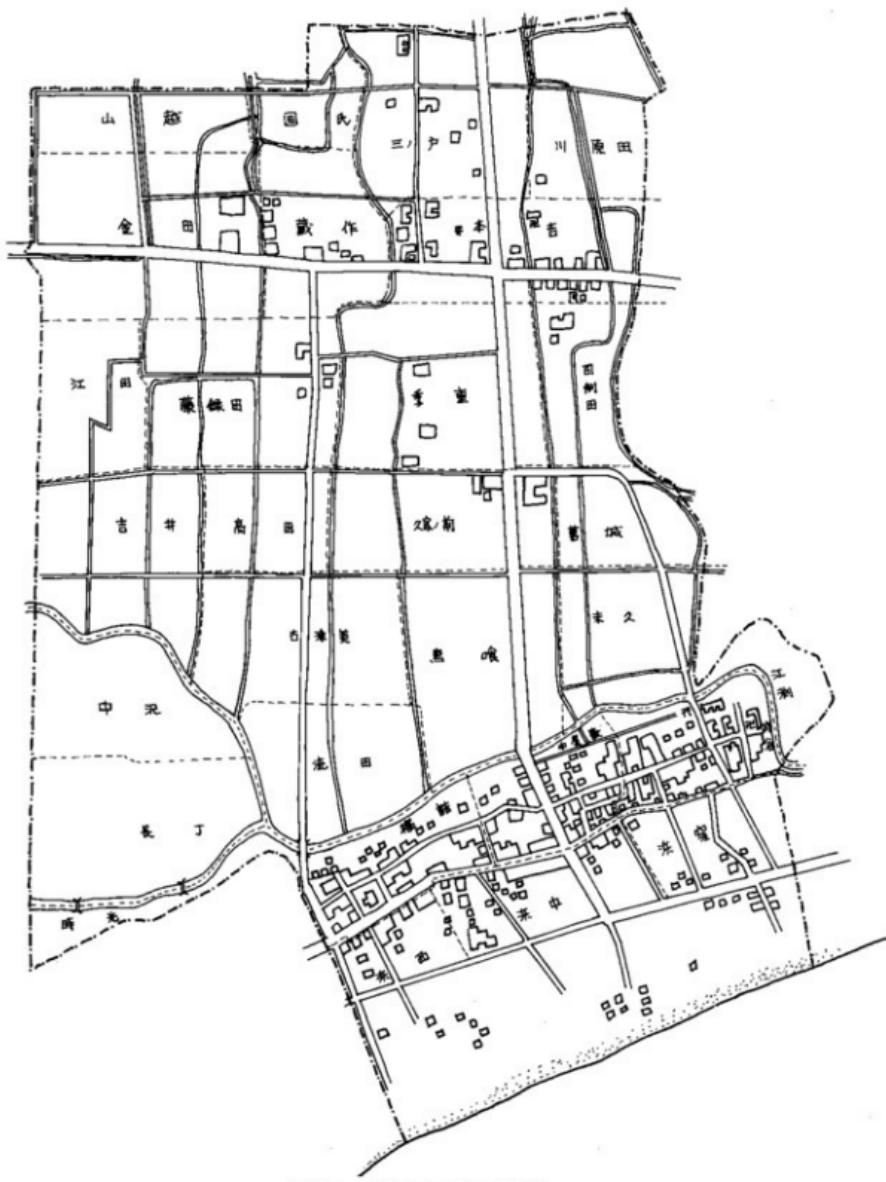
川クホ ハケタ シハカハナ  
 ウサキツクリ コマシリ ヨケソヘ  
 中クホ 渡アカリ ヒエシリ  
 コエカト クラカ内 フンヤテン  
 フルヤカ内 岩松 トロ キトクチ  
 松ノ川 堂ノ前 カシラナシ  
 フナツケ シュリテン カウネキ  
 堂免 フセチテン ヲコシヤスメ  
 フッショウテン 堂ヤシキ 馬場ソエ  
 カツラキ ナカヒロ 北ナカヒロ  
 中ヤ 実相坊寺中 十八所宮 宮ノ前  
 堂ノ後 宮ノ東 溝マタケ 松木  
 ミカムミテン スケヤス ノムラヤシキ  
 八升ツクリ 三月テン 西クホ  
 マトコロノ前 溝ノ東 ナカシロ

ウエノタン ヒマチテン サルコウカ内  
宮ノ後 ウリシリ ナカウチ  
アリノ木カ内 ヒセンヤシキ  
マントコロヤシキ カキソヘ フルカワ  
西ノクホ スキカクホ トクマス  
五月テン ムセカウチ ヨコテ  
八段ハタケ トミシケ エチコヤシキ  
ヒカラリ サンショウカクホ

タヒノモト センソクカ内 西カヤカ内  
木ノ前 タクミヤシキ スミタ  
下ナカトロ トウノヤシキ 吉六ヤシキ  
イクチカ内 大ハタケ ナカトロ  
東カヤカ内 溝マタケ 経ツカ  
スミタ タヒノモト カネユキ  
ウチシハ 経ツカ 藏原寺寺中  
フクナカ



資料2 上田村地区現存小字図



資料3 下田村地区現存小字図

資料4 天正年間の調査区内人家集中地域判別表

<上田村>

小字	給人	反 酉	代	分	備考
正次土ゐの前		9	27	3	本一丁
イケヒ西		10 2			
コマシリ	久松・中山田 森田 五王堂	4 1 1 1 2 1	46	4	本一反
公領田	西六進	5			
下満田西	関宗大良 島田市右衛門	2 44	35 44 4	3½ 4	本三反 本一反
公領田	弘瀬七良兵衛 関宗大良 弘瀬七良兵衛	2 2 1	48 20	1	本一反
ノフヨシ郡境	島家主計 森田左馬介 田中布介	4 4 1 2 1	20 40 14		本五反
タシ大夫		1 1 1 1 2	48 46 47	2 1 5	本老反
ナカクロ東	池田五良兵衛	2 3			
シマイテ	池内弦太良 西田義左衛門	5 5			
コキカ内		7	12		本七反卅代
土ゐノ西			• 40		四良兵衛ゐ
土ゐヤシキ			• 45		森本与介ゐ
カキノ木	森本右馬進 森本与介 " "	1 1	42 16 • 28 • 27	5½ 2	
コトクヤシキ	森本神兵衛	"	• 36 30 20		五良衛門ゐ

小字	人	反	代	分	備考	
(コトヤシキ) 同じ 舟戸田	西 尾 彦 三 谷 介	1 1	3 0 4 0 4 2 4 8 2 0 3 5 3 5 4 0	1 ½ 4 3 3 3 3 4	本二反 本一反 “ 本二反 “ 本二反 “ 本二反	
	魚田 中 喜 介	1 1 1	3 5 3 5 4 0	3 3 4		
	ぬ 田 鮎 弥 三 兵 衛					
	宮 田 中 喜 三 兵 衛					
	宮 田 篠 弥 三 兵 衛					
	内 田 喜 三 良	3 1	2 0 4 9 4 5 4 8 4 8 4 7	2 5 ½ 1 2	本四反 本一反 本一反 “ 本二反	
	田 中 市 介	1 3	4 6	4		
	道 ソ ヘ					
下 ク ホ タ	入 交 産 作	6	1 8			
サ ケ ヲ 田		1	4 4 4 3 4 2 4 0	5 ½ 1 2	本二反 本一反 “ “	
	入 交 譲 人	5				
新 開	豊 永 弥 九 良		4 9		本七反冊 有川ニ成	
六 反 田	太 川 ソ ヘ 西	ぬ り や 豊 永 弥 九 良 野 村 孫 連	3 0 4 9	2	本一反 番匠	
ク ホ タ	西 道 ソ ヘ “	野 村 孫 進 中 島 蔵 人	4 4 3 7		本二反	
正ヨシヤシキ	北 南 道 か け て 外 小 田 共 前 西	野 村 孫 進	• 1	• 4 9 • 2 9 • 1 6 4 4 • 4 8 3 5 3 0 1 2 • 4 5 • 2 5	2 3 4	二良衛門み 主ひ 三良五良み の村 三良左衛門み
	北 土 あ 西	豊 永 弥 九 良 門				
成願寺ヤシキ	南 南	野 村 孫 進 衛		• 2 1 • 3 8 1 3 1 6	3 ½	番匠 井奉行
桑 ノ 本	西 西	弘 澄 九 兵 南	1 1	4 6 • 3 6 8 3 0	3	道衛み 本一町
カ キ ノ 本	西	北 代 兵 部 進	2 1	2 3 3 2	2	本三反 本二反
ヨ コ テ ノ 前			9	3 3		本一丁

小字	給人	反覆	代	分	備考	
スエトシ	入交孫右衛門尉	2				
田中西	池内弥大良 宮地源兵衛	4 2	45		本五反	
タカウ二郎西		5 5				
サルメ田	入交藏人	9	30			
トウテン郡境	入交藏人	9	3		本9反 20代	
徳蔵ノ前	野村孫進	5				
横タ	東東東 東東東	北代兵部進	4 1 3 1	18 42 28 45 22	3 2	本五反 本二反 本四反
コウ田東	弘瀬七良兵衛 西山	4 4	25 27			
田中北南	宮地源兵衛 入交孫右衛門	2 4 1	36 18 28			
ヨコテ	道ソヘ 東北東 北東南	永野四良兵衛 藤崎三良左衛門 池添源五良	4 1	13 48 ●40 ●20 ●15 ●43 ●49	5 2	本五反 本二反 森本神長衛ゐ 喜兵衛ゐ 喜兵衛ゐ 浜口四良兵衛ゐ
南土居ノ前	東北北東東	入交藏人 〃 〃 〃 〃 土居善次郎 江村孫左衛門	●1 ●1	●17 8 ●26 ●39 ●36 ●16 ●26 3	1 3	宗兵衛ゐ 三良兵衛ゐ 久左衛門ゐ
寺ノ前	西北	入交彦作 〃 〃 〃 〃 〃	●1 ●1	22 ●27 5 8 37 ●27 ●24	3 1½ 2 1½	孫四良ゐ 主る 孫左衛門ゐ
神田ヤシキ	南東東 東北 南東		●1	●25 ●39 ●23 ●222 35 ●32 ●32 ●30 ●37	3½ 4 3 4 3 ½	彦兵衛ゐ 宗二良ゐ 光衛門ゐ 介衛門ゐ 孫九良ゐ
正谷ヤシキ	東	吉本九良左衛門 森本六衛門		●37 ●11 ●11 ●18		喜衛門ゐ 番匠

小字	給人	反観	代	分	備考
クホタ東	矢野十一大夫 〃	4 3	10 46	3	
市場ノ前	長宗左兵衛介藏進良 田中喜兵衛孫 末正助兵衛孫 野村善次 土居善次	1 4	30 32 30		本一反→川成番汎
西	弘瀬七良兵衛衛衛 門田源助兵衛 末正助兵 〃	1 1	22 20 •21 30		
岩松土居	中島藤蔵人味 日浦古味	2 2	10 40	4 5	本三反
東掘 東北掘 西外ホリ 西前ホリ	入交孫右衛門進門門 弘瀬久右衛門 江村孫左衛門	•2 •1	8 9 •42 •33 5 6	1 4 1 2 2	主忍 藤四良忍
二本松	弘瀬久孫大介 田中市介		•14 •31 •29	2 3	弥五良忍
弓場	岡林神衛門 弘瀬久衛門		36 •29 •17 1 2	½ 3 2	
桂昌寺前	ぬり新左衛門 永野四良兵衛 〃	•1 •1	30 •35	5	主忍 源衛門忍 介六忍
桂昌寺之中		•2	8 9 2	5	
ケントウ	森木右馬丞	1	27	3	本一反三十代
カリヤ	入大入 交谷交 藏彈藏 〃 〃 〃 入交孫右衛門	1 2	26 25 16 •44 •28 •18 •18 •25 3	3 3 5 5	五良衛門忍 右京兵忍
ツカ田	入交藏人 〃	6 1	48 44	1½	

〈下田村〉

小字	給人	反観	代	分	備考
本ヨシ	西六准	10			
ヒルテン東	千屋兵庫 田ノ内善兵衛	1	38 40	2	

小字	給人	反側	代	分	備考
大 ク ロ 東南ノク	田ノ内久善助 福留ノ内善介	4	● 23 ● 21 ● 16	1	主ある 主ある
松 ヨ シ ミゾノ東 田村ソヘ	千や文大夫 中間九衛門	2 1	20 42	2	
シモクホ 西 西北 西北 西	福留久兵衛 中間三吉 千屋弥太良 川田四良左衛門 中間敷左衛門 正木浦千代	3 1	5 ● 15 ● 10 9 ● 9 ● 47 ● 23 ● 21	4 5	彦七み 主ある 主ある 半次良ある
寺力内ヤシキ 南 カク 西 カク	縫衛門 川田五良衛門 倍星左兵衛 河田四良左衛門 栗田口口衛門	1 1	● 22 18 ● 13 ● 12 36 30		惣衛門み
本堂ノ前 同し寺中		2	20 ● 44		
寺力内ヤシキ 北 北	高芝与一左 上窪忠兵衛		● 25 ● 40 ● 20		主ある
庄主・寺寺中		● 1	2		庄主寺
マサヤシキ 西	井上弥三兵衛		● 37 ● 39		主ある
ツメヤシキ		● 1	4		下田村城
弓場ヤシキ			● 2.2		うはみ
ヲトリ所 西 西北	西六進		5 12 ● 23 10	4	新大良み
土みヤシキ 西 西南 西北 西南 西	西六進 千や文大夫 西六孫六進 西	● 1	● 38 ● 43 ● 18 ● 22 ● 15 ● 28 25 ● 23 ● 33	2 2 2	西六進の土み 半左衛門み 藤左衛門み 小次良み 又左衛門み 神衛門み 神四良み
クラツクリ 西	西六進	9	35	2	本毫町
マチタ 西 西 西	植田左助 久家与二良 三吉	2 1 1	40 36 47 34	4 4	本三反 本二反 本二反

小字	給人	反觀	代	分	備考
トキヤウシ	西西西西北 二久 楷家 右揚 近部	1121	30 34 41 45 42	2432	本三反 本二反 本一反 本一反
仏力内	西西西西西 池主計 植田弥介 吉良弥兵衛	2111	20 31 45 46 32	443	ケワイテン 本一反 本二反
西マチタ	西西西西西 藤岡次良兵衛 田ノ内善助 田前源内	2131	40 47 38	44	本三反
シハタ	北北北東北北東東西 千田屋文内 大善助 健栄田いか衛門 久崎宗良助 固有光七郎左衛門 有田村良助 福留忠良 川田良左衛門 福留忠兵衛	212111111111	門門門門 36 32 47 45 16 46 門門門門 55		本一反
ツカタ	南南 ツカタ	26	21 46 26	3½ 3 5	本三反 本七反
リヤウホ	東東東東東東 川田五良衛門 福留長左衛門 二秋田彦一良 岡田鶴宗助 浜田鹿衛門 川添	22	46 47 46 47 49 47	454 353	本一反 〃 〃 〃 〃 〃
西松木	東東東東東東 河弥三次 中間惣孫三良大 中間三良大 田村新七良 松岡次良衛門	121124	29 20 43 39 15	5 32 2½	
ヨシオカ	東東東東 浜千や弥介良	1121	40 41 45 30	253	本二反

小字	給人	反觀	代	分	備考
ヨシオカ 東東東北東東	千田文左 や村岡 千田新七 良夫 大馬三大 夫助良夫 大馬三 大良夫	1 1 2	40 16 16 18		
上シハタ 東東東東東東	千や兵庫	7	40		
ヤマコヘ 東東東東東東	永瀬平 田村多 川田大 浜田左介 川添 秋田彦一 高木市進	1 2 1 2	35 14 13 40 40 45 43 46	5 3	本二反
ミヤウツン 北北	栗田いか衛門 池主計	1 1	49 45 32	2 1	伊都多構殿修理テン
十王堂	千屋兵庫	2	5		
ミヤウツン		1			伊都多構殿修理テン
イケヒ 東東東東東 大道ソエ	藤岡次 吉永 福留与 藤岡次	1 1 1 1 1	45 45 40 49 36		本一反 本一反 本二反
クニウチ 東東東東東東 川チ	西千屋 田村新七 六兵進	2 1 1 4 2 1 1	47 35 33 36 40 44 28 5	2 2 2 4	本五反
セキノ前 東	千や兵庫	2 2			
江陽寺中 東東寺中	永瀬半衛 川田次良		●42 ●20 ●21 ●26	2 2 4	江陽庵 六良左衛門み 福源庵
半田ヤシキ			●35		
中 東東土ふヤシキ ソ 東東南東東	千屋兵庫 川た 田村多 千屋兵 田村新 有光七 千や 三兵 次衛 良門人 良左衛 門み 良	●1	●25 ●16 ●30 ●30 ●15 ●11 ●2 ●31 ●24 ●18	2	四良五良み 主ゐる 大衛門み

小字	給人	反観	代	分	備考
中 ソ 東 東 東 南 南 東	藤岡 薩三 良門 中間与一左衛門 田村 左馬 助人良兵衛 西村 売 田村 新七 屋根 神兵衛	• 1 • 1	• 16 • 30 16 • 15	2	新衛門み
東 キ ト	藤岡 次良兵衛		• 18		
政 所 内 東	河た 弥 三 次	1 5			寺領コウシテ
ソ ネ 東 北 東 北	田村 新半 中間留久 正木 新夫 ノ内善兵衛	七衛門 良門	• 17 • 10 • 13 • 20 • 18 • 24	4 4	
上 ク 本 東		2 2			
カネスキ 北 西 島マヘ	神主	3 3 1	32 40 21 6	2 2 4	本四反 "本一反廿代
河 原 タ 西 西 西 北 西 西 西 西	光留 権助 福千屋 次良兵衛 田ノ内 善助 藤岡 次良衛	久文 大兵衛	4 1 1 1 1 1 1 1	15 10 20 15 10 8 30 45	本五反
フ ク タ 西 西 西 西 西 西	藤崎孫右衛門 北村右衛門		2 1 4 2 2 2 1	10 41 20 10 48 20	4 本五反
正宗 力 内	千屋文大夫	1	30 • 30		松木源十み
北ヤシキ 西 北 南 西 南 東 北	永瀬半衛門 中島久兵衛 横田 弥介良 久家与大良		• 1	16 • 10 • 30 • 30 • 20 • 15 • 16 • 21 • 20	5 1 松木藤五良み
ワタヌノ木 東	永瀬 六道	2 3	35 46	1 3	本三反
中 ス			46	1	
ワカサカ内 東 東		1 5 2	37 47	3 ½	

小字	給人	反観	代	分	備考
ワカサカ内 東			• 3 0		
東 松 木	松木藤五良 田ノ内善介 正木新大夫	1 2 2 4 1	3 7 1 0 2 6 4 6 2 2	5 5	
フ ク ナ カ 東 東	中島久兵衛 藤崎孫衛門	4 2 2	3 4 3 0 3 0		
一 ノ ツ ホ		2			
龍王ノ前	福留与兵衛 田ノ内善助 福留与兵衛	1	4 1 3 6 2 6 6 4 0 • 3 0 • 4 2 • 2 3 • 3 9	2 4 2	龍王九月九日神田 喜兵衛

資料5 調査区周辺埋蔵文化財包蔵地

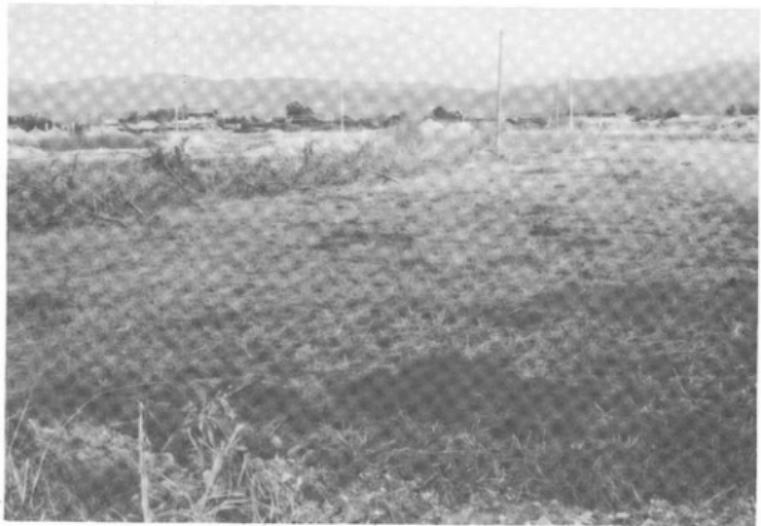
遺跡名	所在地	
正善遺跡	南国市田村 正善1163、1169	青銅器出土地。 田村の吉本銀次郎氏が明治40年頃、銅鐸1個を掘り出した。 (現在神戸白鹿酒造KK所有)
城遺跡	" 田村城760	弥生式土器(中期中葉前半)から、中世の土釜・古備前片が散布しており、遺跡はかなり広範囲にわたる。 弥生時代～歴史時代にかけての集落址が予想される。
田村城跡	" 田村城793	土佐国守護代細川氏の城館。全地積4町五反歩以上、平城矩形郭で且つ復郭式の土佐では最大規模の巨大土居城である。 付近からは糸切り底の土師器、備前播鉢片等が出土している。
北カリヤ遺跡	" 北カリヤ736～738 741	昭和35年2月28日から3月2日まで発堀。 現地目は水田であるが、発堀後1部宅地化している。 包含層は浅く擾乱がいちじるしい。 西見当Ⅱ式土器が出土する。
桂昌寺々中遺跡	" 桂昌寺々中572-3	桂昌寺(現細勝寺)寺域内の遺跡で西見当Ⅱ式土器が広く散布する。
見当遺跡	" 見当590	昭和38年発堀実施 前期末～中期末の弥生式土器が多く出土している。出土した西見当Ⅱ式土器の中に木葉文のある土器もあり、注目される。
西見当遺跡	" 西見当598～600	弥生前期前半からの土器片多数。 昭和51年の発堀により、自然遺物や石鏡・叩石・砥石・柱状片刃石斧等が出土した。 遺構としては環濠にとり囲まれた、工作址やピット群がある。また、銅鐸の舌など青銅器文化圏を暗示する遺物もある。 『高知県田村西見当遺跡(B,C地区)の発堀』 昭51, 南国市教委
カリヤ遺跡	" カリヤ614、615	昭和32年9月、石川兼氏が堀田の藤五本の広形銀矛が出土した。銅矛のうち一本は地元の伊都多神社に、もう一本は高知城の徳川家に保存されている。 他三本は石川正一氏が所有。

遺 跡 名	所 在 地	
南土居の前遺跡	" 南土居の前	弥生式土器、土師質土器、古墳前等の散布地
柿の木遺跡	" 柿ノ木157の1 157の2	弥生式土器、須恵器片の散布地
カリヤ西遺跡	" カリヤ西713~730	地目は水田で、これを耕作した時住居址床面の一部が発見され、西見当II式土器片とそれに伴う石包丁、叩石が出土。 完全発掘はされていないので住居址検出の可能性が強い。
カリヤ第2遺跡	" カリヤ602の1	弥生式土器・磨製石鐵・打製石鐵・叩石が表面採集されている。
神田屋敷遺跡	" 神田屋敷441 445~446	中世の土師質土器片散布地。 細川氏守護代館城との関連が考えられる。

# 図 版



上田村地区 表市の坪



下田村地区 1 の坪

図版 2



下田村地区 2 の坪



下田村地区 3 の坪



スエン坊の入れ口

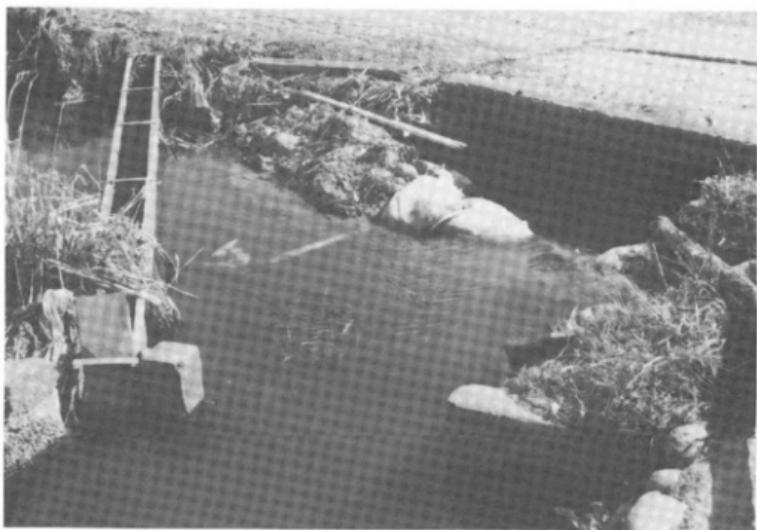


金 山 の 堀

図版 4



ジオンドウ壠



イケビ壠



フクラモトの堰



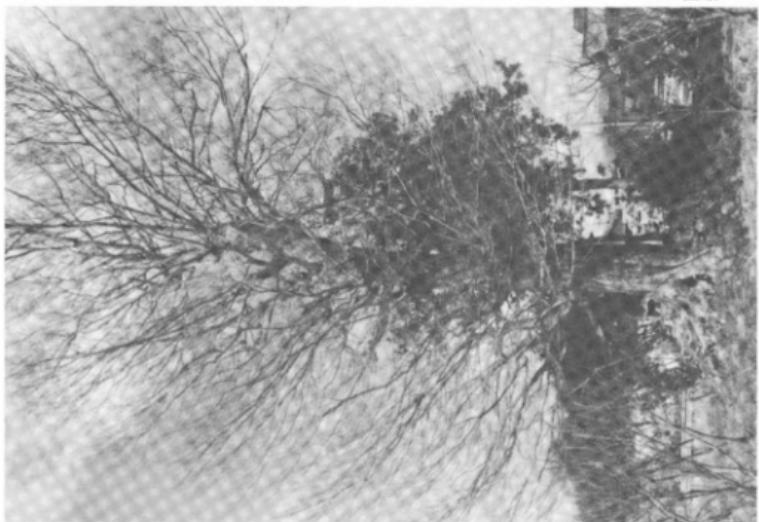
1 の 坪 の 堤



ヤナギガウチの根



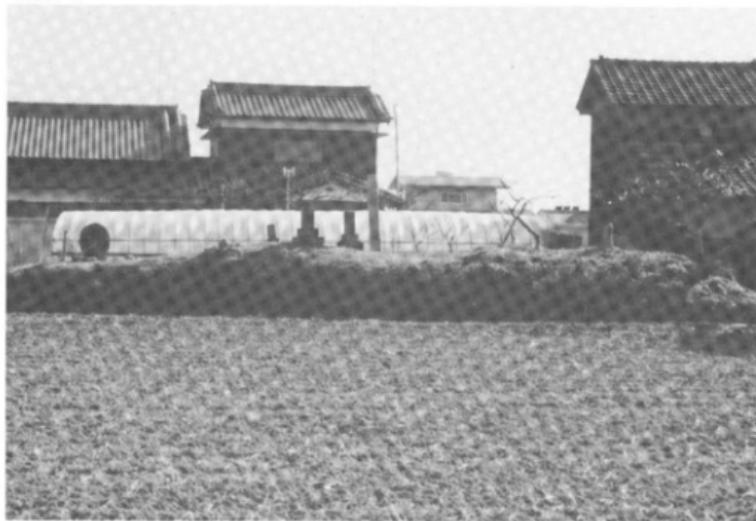
田村城址の城八幡と土塁



上田村地区 西門様とよばれる神母



千屋城址の城八幡



千屋城址南辺土塁



千屋城北辺土塁と堀跡



下田村地区 薬師堂（伝 江陽寺址）



下田村地区 ヤカシロ



本 正 寺



細 脈 寺 (旧桂昌寺)



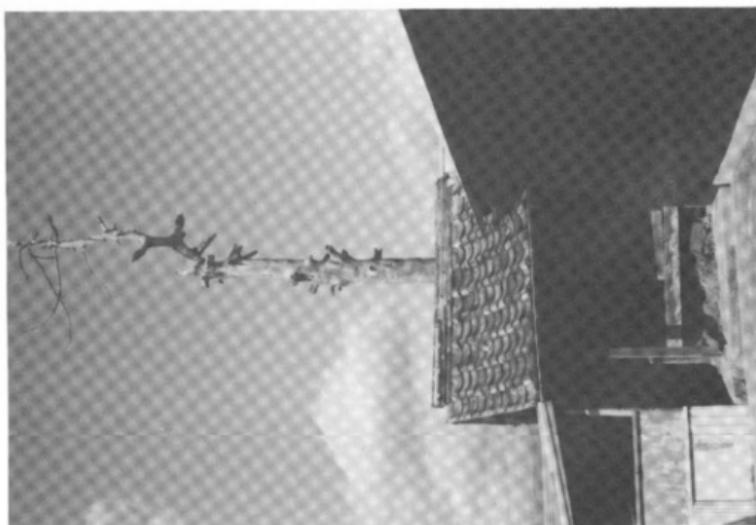
藏福寺



宝生寺（旧本堂寺）



伝 東光寺址



伝 觀音寺址



上嶋地区 菜師堂（伝 清香寺址）



上田村地区 嶽島神社



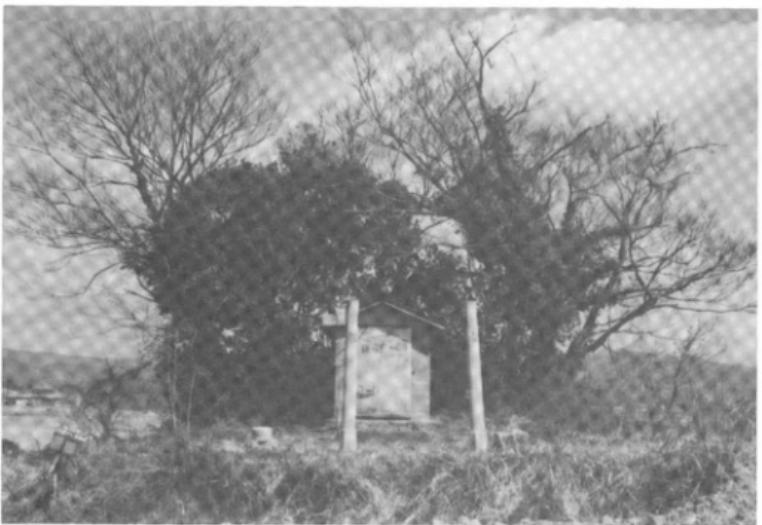
上田村地区 伊都多神社



上田村地区 八坂神社（天王宮）



王子地区 王子神社（王子権現）



下田村地区 海津見神社（龍王宮）



下田村地区 正次様とよばれる神母



下田村地区 伊都多神社

高知県南国市

# 田 村 遺 跡 群

—A地区分布調査概要—

高 知 県 教 育 委 員 会

## 例　　言

1. 本概報は高知県教育委員会が第三港湾建設局の委託を受け、昭和54年度に実施した高知空港拡張予定地内における埋蔵文化財分布調査の概要である。
2. 各グリッドの平面および層位図は $1/40$ 、遺物図版は $1/6$ 、 $1/8$ の縮尺である。
3. 図中のレベルはすべて海拔高である。
4. 調査にあたっては、南国市教育委員会および田村、下田村地区をはじめとする地元の方々の協力を得た。記して謝意を表したい。
5. 本概報の執筆は各調査員があたった。

# 目 次

序

例 言

- I. はじめに
- II. 調査方法
- III. 調査概要

## 表

第1表 試掘グリッド一覧表

## 付 図

第1図 試掘グリッド設定図 (1:1000)

## 図 版 目 次

- 第1図 遺跡周辺地図 (1:50000)
- 第2図 遺跡周辺地形図 (1:5000) および発掘区設定図
- 第3図 B 2-7-18-イ, B 2-7-18-ハ平面, 層位図
- 第4図 C 1-4-25-イ, C 2-6-20-ロ平面, 層位図
- 第5図 C 3-3-9-ニ, C 3-9-1-ニ平面, 層位図
- 第6図 C 3-8-19-イ, C 3-9-11-ニ平面, 層位図
- 第7図 C 3-9-12-ハ, C 3-9-16-ロ平面, 層位図
- 第8図 C 3-9-17-イ, C 3-9-20-イ平面, 層位図
- 第9図 C 3-14-1-ニ, C 3-19-1-イ平面, 層位図
- 第10図 C 3-24-3-ロ, D 2-1-5-イ
- 第11図 D 2-22-6-ロ, D 2-22-7-イ平面, 層位図
- 第12図 D 3-11-14-ロ, E 1-4-2-イ平面, 層位図
- 第13図 E 3-8-15-ハ, ニ, E 3-8-20-イ, ロ, ハ, ニ平面, 層位図
- 第14図 E 3-18-9-ロ, F 2-2-1-イ平面, 層位図
- 第15図 F 2-9-17-イ, F 2-19-7-イ平面, 層位図
- 第16図 F 2-13-1-ロ, F 2-13-2-イ平面, 層位図
- 第17図 G 2-10-4-ハ, G 3-1-24-ロ平面, 層位図
- 第18図 G 3-7-18-イ平面, 層位図

- 第19図 LOC 1, 出土遺物
- 第20図 LOC 1, 出土遺物
- 第21図 LOC 2, 3, 4, 出土遺物
- 第22図 LOC 5, 6, 7, 出土遺物
- 第23図 LOC 8, 出土遺物
- 第24図 LOC 9, 10, 出土遺物
- 第25図 LOC 1, 2, 7, 8, 10, 出土遺物
- 第26図 その他の試掘グリッド出土遺物

### 写真図版目次

- P L. 1 高知空港拡張予定地周辺（数字は発掘区設定地点）
- P L. 2 C 3-9-11-ニ  
C 3-9-12-ハ  
C 3-9-16-ロ  
C 3-9-17-イ
- P L. 3 C 3-9-16-ロ
- P L. 4 C 3-9-16-ロ
- P L. 5 C 3-9-20-イ
- P L. 6 C 3-14-1-ニ
- P L. 7 C 3-19-1-イ
- P L. 8 C 3-19-1-イ
- P L. 9 C 3-19-1-イ
- P L. 10 C 3-24-3-ロ
- P L. 11 B 2-7-18-イ
- P L. 12 B 2-7-18-イ
- P L. 13 B 2-7-18-ハ
- P L. 14 C 1-4-25-イ
- P L. 15 C 2-6-20-ロ
- P L. 16 C 2-6-20-ロ
- P L. 17 D 2-1-5-イ
- P L. 18 E 1-4-2-イ
- P L. 19 D 2-22-6-ロ
- P L. 20 D 2-22-6-ロ  
D 2-22-7-イ

P L.21 D 2-22-6-□  
D 2-22-7-4

P L.22 D 2-22-6-□  
D 2-22-7-4

P L.23 D 2-22-6-□

P L.24 D 3-11-14-□

P L.25 D 3-11-14-□

P L.26 E 3-8-20-4

P L.27 E 3-8-15-8  
E 3-8-15-2  
E 3-8-20-4  
E 3-8-20-□  
E 3-8-20-8  
E 3-8-20-2

P L.28 E 3-8-15-8  
E 3-8-15-2  
E 3-8-20-4  
E 3-8-20-□  
E 3-8-20-8  
E 3-8-20-2

P L.29 F 1-5-5-4

P L.30 F 2-13-1-□  
F 2-13-2-4

P L.31 F 2-13-1-□  
F 2-13-2-4

P L.32 F 2-13-1-□  
F 2-13-2-4

P L.33 F 2-13-1-□  
F 2-13-2-4

P L.34 F 2-13-1-□  
F 2-13-2-4

P L.35 F 2-19-7-4

P L.36 G 2-10-4-8

P L.37 A 2-7-19-2

P L.38 A 2-17-9-2

P L.39 B 1-10-19-□

P L.40 B 2-9-17-イ  
P L.41 B 3-7-18-ニ  
P L.42 C 1-9-11-ハ  
P L.43 C 2-13-12-ハ  
P L.44 C 3-3-9-ニ  
P L.45 D 1-7-19-口  
P L.46 D 2-9-17-イ  
P L.47 D 3-18-5-ハ  
P L.48 E 1-20-5-ハ  
P L.49 E 2-18-20-ハ  
P L.50 E 3-23-20-ハ  
P L.51 F 2-2-1-イ  
P L.52 F 3-18-10-ハ  
P L.53 G 3-1-24-口  
P L.54 G 3-17-7-口  
G 3-17-7-ニ  
P L.54 G 3-17-8-イ  
G 3-17-8-ハ

## I. はじめに

高知空港整備予定地内埋蔵文化財発掘調査は、昭和53年7月4日付、文化庁長官通知「高知空港拡張整備計画に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」に基づいて実施されたものである。拡張予定地のうち、秋田川以東は現空港工事に伴い、すでに地形等著しく変形されており、遺構遺物は存在しないものと考えられる。したがって、今回の調査対象は秋田川以西の拡張予定地内に限定した。そして、その対象地域を次の通り、A、B、Cの3地区に区分した。

A地区 秋田川以西から県道以東

100mグリッドを設定し、その中に $2 \times 2\text{m}$ のグリッド、182ヶ所を設けて試掘し、遺構、遺物等が確認された場合には発掘調査を実施する。

B地区 県道以西の拡張予定地

20mグリッドを設定し、各グリッド内に $2 \times 2\text{m}$ のグリッド20ヶ所の試掘を行い、その結果に基づき発掘調査を実施する。

C地区 田村川改修工事地点

20mグリッドを設定し、工事のため買収した土地の全面発掘を実施する。

発掘調査業務の実施については、委託者第三港湾建設局局長と受託者高知県教育委員会教育長が委託契約を締結し、実施するものであり、54年度の業務はA地区について第三港湾建設局が実施する試掘による分布調査の立会い及び調査の記録である。本調査は次の者が実施した。

顧問 岡本健児（高知女子大学教授）

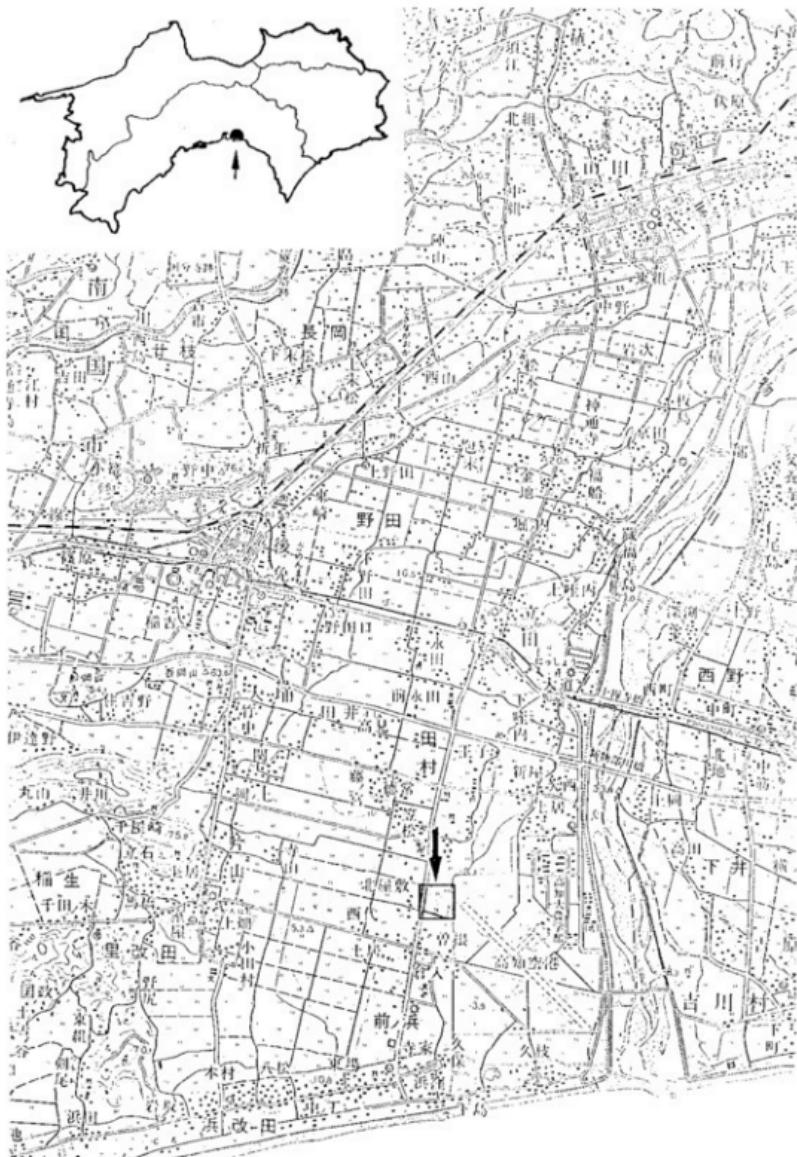
廣田典夫（高知ろう学校教諭）

調査担当者 宅間一之（高知県教育委員会文化振興課社会教育主事）

調査員 鈴木省一（高知県教育委員会文化振興課嘱託）

“ 井本葉子（ “ ）

“ 森田尚宏（ “ ）



調査地 地図（5万分の1）

## II. 調査方法

今回の調査範囲であるA地区に、まず100mの大グリッドを設定した。グリッドの設定基準は拡張予定滑走路のセンターライン上の原点であり、これを中心として盛北のラインを基準線とした。グリッドラインの名称は南北ラインを西よりA・B・C……、東西ラインを北より1・2・3……と呼ぶこととし、グリッドは北西のグリッドポイントの名称によりA1・A2・A3……と呼ぶこととした。さらに100mグリッド内に20mの中グリッド、4mの小グリッドを図上で設定し、各々北西より横に1・2・3……24・25までとした。今回の試掘グリッドは $2 \times 2\text{m}$ であるので、4m小グリッドを4分割、北西よりイ・ロ・ハ・ニと呼称し、大グリッド以下の番号によりグリッド番号とした。

実際の試掘グリッド設定にあたっては、現地を踏査し、水路、ビニールハウス等を考慮し132ヶ所を設定した。また試掘自体は以下手順によつて行った。

- a. 各層位ごとに掘り下げ、遺構、遺物の検出されない場合には氾濫原の砂礫層又は地山と考えられる無遺物層まで掘り下げ記録した。
- b. 遺構が検出された場合には検出面において調査を止め記録した。
- c. 同一面において多数の遺物が検出された場合には出土面において調査を止め記録を行い、遺物は取り上げた。
- d. 多数の遺物が検出された場合には遺物を柱状に残しさるに掘り下げ、下層における遺構遺物の有無を調査し、記録の後遺物は取り上げた。

以上を原則とし、状況に応じてa～dを準用した。

調査は地形、地層の変化を観察しつつ、北より南へ行い、各グリッドは、各調査員がそれぞれを担当した。

## III. 調査の概要

試掘調査グリッド132ヶ所の調査結果は以下示すとおりである。

グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
1 A 2-7-18-ニ	なし	なし	第Ⅰ層耕作土・Ⅱ層床土・以下砂礫層
2 A 2-17-9-ニ	なし	土師質土器片・近世陶器 須恵器片 各若干	遺物はいずれも床土中より出土し攪乱をうけている。耕作土下約40cmで一面の河原石が検出される。
3 A 2-19-7-ニ	なし	弦生式土器片1点・土師質土器片数点・礪削片1点・近世陶器片1点	遺物はすべて第Ⅲ層中より出土しており攪乱をうけているものであろう。
4 B 1-5-5-イ	なし	土師質土器・近世陶器 須恵器片・各若干	遺物は床土中より出土し攪乱をうけている。
5 B 1-10-19-ロ	なし	近世陶器若干	遺物は耕作土層より出土。すぐ下層から河原石が点在する。
6 B 1-19-7-ロ	なし	土師質土器片3点	遺物は第Ⅲ・Ⅳ層中より出土するがいずれも磨滅が著しく、土層も粘質が強い。
7 B 1-20-6-イ	なし	土師質土器片数点	遺物は床土中より出土しており攪乱をうけている。
8 B 2-5-4-イ	なし	土師質土器片数点	第Ⅱ層床土及び第Ⅲ・Ⅳ層中より出土
9 B 2-7-18-イ	グリッド東南隅に不整形の落込み	近世陶器片 須恵器片1点	固くしまった第Ⅳ層中に第Ⅱ層がおちこんでいるが河原石も顔をのぞかせているので近代における耕作時の攪乱のようにも考えられ明確でない。
10 B 2-7-18-ロ	集石遺構	瓦器片6点・瓦質羽釜1点 礪削2点（1点は擂鉢）	グリッド南西部に集石がみられ、遺物の大部分はこの上より出土している。遺構の性格は不明。

グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
11 B2-9-17-イ	なし	土師質土器 陶器片少量	遺物は第Ⅲ・Ⅳ層より出土
12 B2-16-7-イ	なし	なし	耕作下40~50cmで河原石となる。
13 B2-17-9-ロ	なし	須恵器片1点・土師質土器片5点、瓦器片1点・青磁片1点・壺削片1点	遺物は第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ層より出土している。特に第Ⅳ層より土師質土器・瓦器がほぼ同一レベルで出土しており、この層は中世遺物包含層と考えられる。
14 B2-19-10-イ	なし	扁平叩石1点・土師質土器片10点・近世陶器片8点	遺物は全ての層より出土しているが、いずれも包含層とは考え難い。
15 B2-19-23-ハ	なし	土師質土器片	第Ⅲ・Ⅳ層より遺物出土。両層共に粘質が強い。
16 B2-21-20-イ	なし	土師質土器片5点・須恵器片3点・壺削片1点・常滑1点・瓦器片2点	第Ⅲ層に集中して遺物が出土するがこの層は二次堆積の可能性が強く、遺物も磨滅している。
17 B2-22-25-ハ	なし	須恵器片2点	青海波文をもつ須恵器で、いずれも第Ⅳ層中出土。この層は粘度が強く包含層と言いたい。
18 B3-7-18-ニ	なし	土師質土器片少量 尾戸焼1点	第Ⅱ・Ⅲ層より出土。
19 B3-19-7-イ	なし	土師質土器片少量	第Ⅳ層より出土。以下は砂礫層である。
20 C1-4-2-ロ	なし	土師質土器片少量・須恵器片数点・砾石1点	第Ⅱ層直下より出土。

	グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
21	C1-4-25-イ	ピット	縄文陶器片1点・土師質土器2点・瓦器片8点・備前焼鉢片1点	柱穴と考えられるピットは第IV層上面より掘りこまれ、遺物も第III・IV層中出土を主とする。近辺に中世の遺構が存在する可能性が大。
22	C1-5-5-イ	なし	土師質土器 数片	遺物は耕作土より出土。 礎、河原石の露頭は全く見られず地形の凹部にあたると考えられる。
23	C1-9-11-ハ	なし	土師質土器 数片	遺物は床土中出土で擾乱をうけている。 礎の露頭はみられず地形の凹部にあたる地点と考えられる。
24	C1-10-20-イ	なし	土師質土器片8点・瓦器片9点・備前1点・珠光青磁片1点・須恵器片1点	第IV層直上より一時期の遺物が集中するが土師質土器片などは磨滅しており擾乱をうけている可能性もある。
25	C1-19-7-イ	なし	備前片1点	耕作土中より1片の遺物をみるとみ。
26	C2-4-2-イ	なし	土師質土器片15点・瓦器片3点・鉄片1点・近世陶器片1点	遺物の大部分は第V層より出土しており、この層は中世の包含層と考えられる。
27	C2-5-5-イ	杭址?	瓦器片・備前片各1点 土師質土器片1点	瓦器・備前は床土中より出土。擾乱をうけているものと考えられるが、土師質土器は第V層中より出土しており包含層の可能性あり。 杭址とおもわれるものは近世のものか?
28	C2-6-20-ロ	なし	土師質土器片5点(おろし皿・羽釜各1点) 瓦器片11点	遺物はすべて第Ⅲ層より出土しており、この層は中世遺物包含層と考えられる。
29	C2-7-18-ロ	なし	三脚付土鍋脚部1点 瓦器片2点・備前1点	遺物が出土した第Ⅲ層は二次堆積の可能性をもつ。以下は河原石面である。
30	C2-9-17-イ	なし	須恵器片1点・土師質土器片多数・青磁片1点・備前片1点	遺物は全て磨滅が著しく、流入によるものと考えられる。

グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
31 C 2-10-20-イ	なし	土師質土器細片少量 青磁片1点	Ⅲ層中より出土。青磁は南方系雑器・室町時代のものと思われる。
32 C 2-13-12-ハ	なし	土師質土器片5点 瓦器片5点 備前焼鉢片1点	大部分の遺物は第VI層中より出土しており、中世の包含層と考えられる。
33 C 2-15-24-ロ	なし	土師質土器片少量 須恵器片1点	須恵器片は第IV層より出土。磨滅している。
34 C 2-19-2-イ	なし	土師質土器片14点・瓦器片1点・近世陶器片2点	遺物は第I～IV層に出土し磨滅も著しく明確な包含層は存在しないと考えられる。
35 C 2-21-5-ロ	なし	土師質土器細片少量 須恵器片1点	遺物は第III層・第IV層中より出土
36 C 2-22-4-ロ	第IV層に浅い埋り込みあり。プランは不明	土師質土器片1点	第III層・IV層共に小磚を含み、二次堆積の可能性もある。遺構の時期・性格は不明。
37 C 2-23-3-イ	なし	なし	第II層中に一面に河原石が検出される。
38 C 3-3-9-ニ	なし	土師質土器片少量 瓦器片・須恵器片各2点	第IV層より遺物が出土。
39 C 3-8-19-イ	なし	土師質土器片6点 瓦器片1点・須恵器片1点	遺物は異なる2層より同時期のものを検出しており、そのうち1層は、砂礫層であることから流れ込みによる搅乱をうけていると思われる。
40 C 3-9-1-ニ	なし	土師質土器片 瓦器片5点	第II層・III層より遺物が出土。 IV層は包含層と考えられる。

	グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
41	C 3-9-11-ニ	なし	土師質土器片12点 瓦器片5点	遺物は、大部分第IV層中より出土しておりこの層は中世遺物包含層と考えられる。
42	C 3-9-12-ハ	なし	土師質土器片約20点 瓦器片5点	遺物はすべて第IV層より出土しており、この層は包含層と考えられる。
43	C 3-9-16-ロ	なし	土師質土器片4点 瓦器片8点・瓦質羽釜2点	包含層と考えられる第IV層から、遺物が出土しており、特に羽釜の出土から生活址が検出される可能性が強い。
44	C 3-9-17-イ	なし	土師質土器片15点 瓦器片3点	遺物は大部分第IV層中より出土しており、この層は包含層と考えられる。
45	C 3-9-20-イ	なし	土師質土器片 須恵器片23点	遺物は第III・IV層より出土。両層共包含層と考えられる。
46	C 3-14-1-ニ	なし	須恵器片2点・青磁片1点 土師質土器片9点・瓦器片3点	第III層中より中世遺物・第IV層中より平安時代末の須恵器出土。二時期の包含層が堆積している可能性がある。
47	C 3-19-1-イ	なし	土師質土器多量(环完形等) 灰釉片・須恵器片78点	遺物は第IV層より出土。この層は平安時代末の包含層と考えられる。
48	C 3-24-3-ロ	なし	須恵器片8点・土師質土器片17点・瓦器片3点・土罐1点 鐵器片1片	遺物は全て第IV層・第V層より出土しており両層共に包含層と考えられる。
49	D 1-2-5-イ	なし	須恵器片2点 土師質土器片1点	遺物は第III層中より出土しているが、共に磨拭が著しく流入と考えられる。
50	D 1-4-2-イ	なし	土師質土器片少量	遺物は第II層中より。このグリッド内では特に検出をみなかったが同じ畠地内には須恵器・備前片が散在する。

グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
51 D1-7-19-ロ	なし	土師質土器片数点 土鏡1点・青磁1点	第Ⅱ層中に若干の遺物。
52 D1-8-25-ハ	なし	土師質土器片3点 備前1点	遺物は第V層中より出土。
53 D1-9-22-ロ	なし	瓦器・土師質土器片 須恵器 各若干	第Ⅲ層内に若干の遺物。但し攪乱をうけた可能性がつよい。
54 D1-10-20-イ	なし	土師質土器片少量	第Ⅱ層より出土、攪乱をうけている。
55 D1-15-25-ハ	なし	焼石1点	第V層より出土。焼石はその使用目的等不明である。
56 D1-17-8-ロ	なし	土師質土器少量	遺物を含む第Ⅲ層は粘性が強く、また二次堆積の可能性がある。
57 D1-19-7-イ	なし	弥生式土器(バーガ森北式) 瓦器片1点・土師質土器片4点・備前1点・瓦質乳状突起1点	遺物が出土した第Ⅲ層は二次堆積の可能性が強い。
58 D1-20-25-イ	なし	瓦器片少量	第二層より出土。攪乱をうけている。
59 D2-1-5-イ	なし	土師質土器片9点 瓦器片8点・三脚付土鏡脚部2点	遺物は全て第IV層より出土し、ほぼ同時期のものと考えられ、この層は包含層であろう。
60 D2-2-21-ニ	なし	なし	

	グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
61	D 2-2-25-ニ	なし	土師質土器片11点	第Ⅲ層中より出土。
62	D 2-5-1-イ	なし	土師質土器片少量	第Ⅲ層中より出土。二次堆積の可能性が強い。
63	D 2-5-5-イ	なし	なし	
64	D 2-9-17-イ	なし	土師質土器片少量	第Ⅳ層中より出土。
65	D 2-10-20-イ	なし	瓦器片9点・須恵器片3点 土師質土器片27点	第Ⅳ層に遺物が集中しているが、磨滅が激しく、土層自体も粘度がたかい。
66	D 2-11-4-ハ	なし	土師質土器片少量	第Ⅲ層中より出土。
67	D 2-12-8-イ	なし	土師質土器片5点・瓦器片1点・備前焼跡片1点	遺物は第Ⅲ層に集中するが磨滅が著しく、流入したものと考えられる。
68	D 2-18-3-イ	なし	土師質土器片1点 備前焼跡片1点	第Ⅲ層以下粘質性の非常に強い土質で、以前は湿地であったと考えられる。
69	D 2-17-6-ロ	なし	土師質土器片8点・瓦器片4点・青磁片2点・備前片2点 常滑片1点	遺物は全て第Ⅲ層より出土しているが磨滅が著しく、この層は混入層と考えられる。
70	D 2-18-9-ロ	なし	土師質土器片少量	第Ⅳ層上面より出土

グリッド番号	検出構	出土遺物	所見
71 D 2-19-10-ロ	なし	土師質土器片少量 彌前1点	第Ⅲ層直下より出土。
72 D 2-20-10-イ	なし	土師質土器片20点	第Ⅳ層より出土。
73 D 2-22-6-ロ	柱穴 2ヶ 杭址 2ヶ	土師質土器片数点 土師器 1点・管玉 1点	検査は第V層にほりこまれ第IV層 が覆土となっている。第VI層中よ りは管玉及び古式土師器らしき1 片が出土している。
74 D 2-22-7-イ	柱穴 1ヶ 溝 2本 炉址らしき もの	瓦器片 1点 瓦質羽釜 2点	比較的浅い溝が北東一南西にのび ている。瓦質羽釜のまわりには焼 土・炭化物・3ヶの河原石が検出 され炉址の可能性がある。
75 D 2-5-10-ハ	なし	土師質土器片約20点 瓦器片 4点・瓦質羽釜 1点 青磁片 1点	遺物は全て第VII層より出土し、は ば同時期のものと考えられ、この 層は包含層と思われる。
76 D 3-1-20-ハ	なし	土師質土器及び須恵器片若干	第Ⅱ層出土。 撫乱をうけている。
77 D 3-4-1-イ	なし	土師質土器片 2点 瓦器片 1点	遺物は第III層・IV層中で出土する が同層は大形の礫を多量に含み、 河川氾濫による流入と考えられる。
78 D 3-7-17-ロ	なし	土師質土器38点 弦生式土器(ヒビノキニ式) 2点	第Ⅲ層より出土。各時期の遺物が 混在しているので二次堆積と考え られる。
79 D 3-11-14-ロ	なし	土師質土器片28点・叩目をも つ須恵器・瓦器片12点・蛇目 高台付縁軸・柄丸青磁盤石・ 瓦質羽釜・その他	第Ⅲ層に中世遺物が集中しており 同一個体と思われる土器や、数個 体分の羽釜が散在する。
80 D 3-17-7-ロ	なし	なし	

	グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
81	D 3-18-5-ハ	なし	須恵器片1点 土師質土器片1点	遺物は第Ⅲ層中より出土。以下は 礫層で礫面までが非常に浅く、削 平された可能性もある。
82	D 3-24-16-イ	なし	土師質土器片若干 陶器片2点	第IV層より出土。陶器片は明治時 代のものと思われる。第Ⅴ層は小 石混じりでよくしまり、整地され たものと思われる。
83	E 1-2-4-イ	なし	土師質土器片若干	第Ⅱ層より磨滅した遺物が出土。 擾乱をうけている。
84	E 1-4-2-イ	なし	土師質土器片27点 瓦器片26点・青磁片1点	第Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ層から出土する。第 Ⅲ層中には磨滅した縞片が多いが 第IV層は比較的大形のものを包含 している。
85	E 1-5-4-イ	なし	瓦器片2点 土師質土器片8点	第II層より出土。 擾乱をうけている。
86	E 1-7-19-イ	なし	備前1点・陶器片若干 土師質土器片1点	第II・III層より中・近世の遺物出 土。但し二次堆積の可能性あり。
87	E 1-9-16-ロ	なし	土師質土器片少量	第II層より遺物を検出。河原石の 露頭は全くみられず、地形の凹部 にあたる地点であろう。
88	E 1-19-11-ロ	なし	土師質土器片2点 須恵器片2点・陶器片2点	耕作土中より出土。 以下は湿田の為発掘不可能だった。
89	E 1-20-5-ハ	なし	なし	
90	E 2-4-3-ロ	なし	土師質土器片1点	第IV層中より出土している。

グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
91 E 2-7-19-イ	なし	近世備前片1点・瓦器片1点 土師質土器片1点	遺物を出土する第Ⅲ層は擾乱をうけている。
92 E 2-10-20-イ	なし	土師質土器片2点 青磁片1点・備前片1点	青磁片・備前片は第Ⅳ層・土師質土器片は第Ⅳ層中より出土。包含層かどうかは不明である。
93 E 2-18-20-ハ	なし	瓦器片1点・瓦質片口1点	遺物は第Ⅱ層出土。以下は礫層であり、この付近は地形の凸部にあり、ある時期に削平された可能性がある。
94 E 2-19-2-ハ	なし	須恵器片2点 土師質土器片2点	遺物は第Ⅳ層及び第Ⅴ層中より出土。
95 E 2-22-5-イ	セクション に不明の落ち込み	土師質土器片1点	グリッド西南隅に礫がブロック状にはいりこんだ部分があり、その中より土師質土器が出土している。性格は不明である。
96 E 2-24-19-ロ	ピット 不明プラン	土師質土器片3点	グリッド東側で第Ⅱ層上部から掘りこまれた南北方向のプラン及びその中にピット4個を検出した。遺構の性格は不明である。
97 E 3-2-3-ハ	なし	土師質土器片少量	第Ⅲ層より出土。
98 E 3-7-15-ハ	なし	瓦器片1点	遺物は第Ⅲ層より出土し、以下は砂質層で河川の氾濫の影響をうけていると考えられる。
99 E 3-8-15-ハ	溝及び石列	なし	溝が最も新しい時期のもので北西より南東へ石列の西側にそって検出された。石列は幼児頭大の円錐が乱雑にならぶ。さらにこの東西1mに掘り込みらしきものあり。桂跡か？
100 E 3-8-15-ニ	溝及び石列	土師質土器片1点	石列中より出土。

	グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
101	E 3-8-20-イ	溝及び石列	備前片1点	溝の覆土中より備前出土。
102	E 3-8-20-ロ	溝及び石列	なし	E 3-8-15-ハと同じ。
103	E 3-8-20-ハ	溝及び石列	なし	E 3-8-15-ハと同じ。
104	E 3-8-20-ニ	溝及び石列	なし	E 3-8-15-ハと同じ。
105	E 3-17-3-ハ	なし	土師質土器片少量	第Ⅰ層・Ⅱ層・Ⅳ層より出土。
106	E 3-18-1-ロ	なし	土師質土器片少量	第Ⅲ層より出土。
107	E 3-18-9-ロ	なし	土師質土器・瓦器片27点 三脚付土鍋脚部	第Ⅱ層より出土。この層は包含層 と考えられる。
108	E 3-23-20-ハ	なし	土師質土器片6点	第Ⅱ層より出土。E 3-18-9-ロ と同じ包含層ではないかと考えら れる。
109	F 1-5-5-イ	なし	なし	
110	F 2-2-1-イ	畦畔状遺構	なし	南北両壁のセクションの第Ⅲ層中 に薄餘型の盛りあがりがみられ一 路プランも確認された。畦畔である 可能性が強い。

グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
III F 2-5-5-イ	なし	土師質土器片少量	第II層・V層中より出土。
III F 2-6-24-ロ	なし	なし	
III F 2-9-17-イ	不整形の落ち込み	土師質土器片少量	第II層底下より遺構検出。覆土は地山より堅く砂質土である。 遺構の性格は不明。
III F 2-10-20-イ	なし	須恵器片1点	第IV層中より青海波文のついた須恵器が出土。磨滅している為、一次堆積の可能性が強い。
III F 2-13-1-ロ	溝状遺構	土師質土器片約40点 須恵器片2点	南北方向に走る幅60cm-70cmの溝である。覆土中より多量の土器が出土し、高环脚部・手握土器と考えられるものもある。5C後半～6C前半のものと考える。
III F 2-13-2-イ	溝状遺構 集石遺構	弥生式土器片約10点 土師質土器片約2点 須恵器2点(提瓶・台付長頸壺)	覆土中に弥生式土器のみを持つ南北方向に走る幅1mの溝。この溝を切ってグリッド南東端に大形石を配した理葬施設と考えられる遺構を検出 6C末-7C前半のもの。
III F 2-19-7-イ	柱穴 5個	土師質土器片5点	第II層中より遺構検出。20～30cmの円形ピットで深さは10cm程。削平された可能性がある。
III F 2-20-10-イ	なし	土師質土器片数点	第III層より若干の遺物出土。二次堆積と考えられる。
			第III層より出土。
III F 3-2-3-ロ	なし	土師質土器片8点	
III F 3-7-18-イ	なし	土師質土器片少量	第III層より出土。

グリッド番号	検出遺構	出土遺物	所見
121 F 3-II-10-ロ	なし	なし	
122 F 3-18-10-ハ	なし	土師質土器片少量	第II層より出土。以下は礫層
123 G 2-10-4-ハ	集石 遺構 ピット(?)	開元通宝1ヶ	グリッド北側に集石の一部が検出された。唐錢との関連により墓石の可能性が強い。
124 G 3-1-24-ロ	なし	弥生式土器片約6点・扁平叩石1点・近世磁器片1点	遺物は全て第II層より出土。各時期のものが混在していることより二次堆積の可能性が強い。
125 G 3-2-3-イ	なし	土師質土器片少量	第III層・IV層より出土。 遺物は細片で磨滅が著しい。
126 G 3-3-5-イ	なし	青磁片1点	第I層中より出土
127 G 3-7-18-イ	溝状 遺構	土師質土器片6点	南北方向に走る幅約5cm、互いの間隔70cmの2本の溝で、遺物はこの溝の覆土中より出土。
128 G 3-17-7-ロ	なし	なし	
129 G 3-17-7-ニ	なし	なし	
130 G 3-17-8-イ	溝状 遺構	土師質土器片2点	第VI層上部よりほりこまれた南北方向に走る幅約1mの溝である。 覆土は細かい砂で、この中からは遺物は出土していない。



以上の結果遺構、遺物ともに未検出のグリッドは18ヶ所であり非常に少ない。逆に遺構・遺物を検出したグリッドは24ヶ所を数え、遺物を出土したグリッドは114ヶ所の多きを数える。このことにより、かなり広範囲にわたる遺跡の存在が確認され、良好な遺構の存在も予測される。なかでも総合的に判断して、下記の37ヶ所のグリッドを重要グリッドとし、これを中心にA地区の発掘調査対象地として次の11ヶ所を設定した。

発掘区	試掘グリッド
Loc. 1	C 3-3-9-ニ, C 3-9-1-ニ, C 3-8-19-イ, C 3-9-11-ニ, C 3-9-12-ハ, C 3-9-16-ロ, C 3-9-17-イ, C 3-9-20-イ, C 3-14-1-ニ, C 3-19-1-イ, C 3-24-3-ロ
Loc. 2	B 2-7-18-イ, B 2-7-18-ハ
Loc. 3	C 1-4-25-イ
Loc. 4	C 2-6-20-ロ
Loc. 5	D 2-1-5-イ
Loc. 6	E 1-4-2-イ
Loc. 7	D 2-22-6-ロ, D 2-22-7-イ
Loc. 8	D 3-11-14-ロ
Loc. 9	E 3-8-15-ハ・ニ, E 3-8-20-イ・ロ・ハ・ニ, E 3-18-9-ロ
Loc. 10	F 2-2-1-イ, F 2-5-5-イ, F 2-6-24-ロ, F 2-9-17-イ, F 2-18-1-ロ, F 2-18-2-イ, F 2-18-7-イ
Loc. 11	G 2-10-4-ハ, G 3-1-24-ロ, G 3-7-18-イ

次に各発掘区について述べる。

#### Loc. 1 (第5・6・7・8・9図)

Loc. 1はA地区の北東、秋田川の西岸にあたる地区である。当発掘区内の試掘グリッドより遺構は検出されなかったが、かなり多量の遺物が出土している。遺物の出土層位は、第3層および第4層であり、第8層からは室町、第4層からは平安末から鎌倉と思われる遺物の出土をみている。特に室町時代と思われる遺物は北よりの試掘グリッドを中心に出土しており、小型土師質の杯（第19図1, 3）瓦質土鍋（第19図2）等がある。平安末から鎌倉時代の遺物は南に多く特にC 3-19-1-イでは集中的に見られ、土師質の杯（第19図4, 7, 8, 9, 第20図5, 7）楕（第19図5, 11, 第20図1, 2, 3, 4, 6, 8）土糰（第19図10）器形不明土器（第20図9）須恵質土器（第19図6）その他に灰釉陶器片等が出土している。以上、Loc. 1においては古代末より中世に至る包含層が重層的に認められた。

#### Loc. 2 (第3図)

B 2-7-18-1ハの南西部に集石が検出された。また北に隣接するB 2-7-18-1イでは東南部に不整形の落込みが見られ、2つの造構の関連性が考えられるがその性格は不明である。出土遺物としては、土師質椀（第21図1）瓦質土鍋、古備前片などがある。

#### Loc. 3 (第4図)

検出遺構としては4層上面から、直径50cmを測るピットが検出され、埋土は暗褐色を呈し、柱根と思われる部分もあり柱穴とも考えられる。出土遺物は縄釉陶器、土師質土器、瓦質椀（第21-2）瓦質つば付土鍋（第21図3、4）古備前擂鉢（第21図5）などが第3層および第4層上面より出土している。中世遺跡の存在が推定される。

#### Loc. 4 (第4図)

遺構は検出されなかったが、第3層より中世と考えられる遺物の出土をみた。出土遺物は瓦質土鍋（第21図7）土師質杯（第21図9）古瀬戸おろし皿（第21図8）などである。特に古瀬戸おろし皿は本県初の出土例であり、Loc. 3同様、中世遺跡の存在が予測される。

#### Loc. 5 (第10図)

遺構は検出されなかったが、第4層より中世の遺物が出土している。出土遺物は瓦質つば付土鍋（第22図1）土師質杯（第22図2）須恵器壺底部（第22図3）瓦質土鍋脚部（第22図4）などである。瓦質土鍋脚部は多数出土している。

#### Loc. 6 (第12図)

第3、4層よりかなり多量の遺物を出土したが、遺構は検出されなかった。出土遺物は瓦質土鍋（第22図5）青磁碗（第22図6）土師質土器片などあり、いづれも中世の遺物である。また近くの試掘グリッドからも第3、4層より中世の遺物を出土しており、周辺部に良好な中世遺跡の広がりが予測される。

#### Loc. 7 (第11図)

D 2-22-6-1ロとD 2-22-7-1イは隣接したグリッドであり、第4層最下部より焼土、炭化物および幼児頭大の礫3個、さらに瓦質つば付土鍋（第25図5）土鍋（第22図8）が同位層より出土しており、炉跡の可能性が考えられる。また第5層からは杭跡らしき小ピット2個円形および方形を呈するピット2個、北東から南西にのびる溝状遺構2本を検出した。溝状遺

構は2本がほぼ平行に並んでおり、西側のものが約60cm、東側のものが約20cmである。双方とも比較的浅く消平されている可能性があり、さらに南北に続いていると考えられる。ピットと溝状遺構の性格については不明であるが関連性も考えられる。出土遺物としては上記の土鍋の他に第6層より滑石製の管玉および土師器片が出土している。

#### Loc. 8 (第12図)

第4層において遺構は検出されなかつたが多量の遺物の出土を見た。主なものは土師質杯(第23図1, 2) 梶(第23図3, 4, 6) 土鍋(第23図9) 蛇の目高台を有する縁軸陶器(第23図5) 瓦質梶(第23図8) つば付土鍋(第23図10, 11, 第25図3)などであり、他に柿釉青磁などが出土している。特に瓦質土鍋が多く見られる。

#### Loc. 9 (第13図, 第14図)

E 3-8-20-1の調査により、落ち込みと石列が検出され、隣接するグリッドを拡張することにより、北東から南西にのびる石列とその西に平行する溝を検出した。溝は巾30cmを測りセクションによれば断面は浅いU字形であり埋土は黄色粘性土である。石列は幼児頭大の円錐が乱雑に並び、さらにその東西に幅約1mの砂質のプランが不明確ではあるが確認された。出土遺物としては土師質梶(第24図1, 3) 杯(第24図2) 手捏土器(第24図4) 瓦質土鍋脚部(第24図7) 須恵質のこね鉢(第24図5) 砂岩質の砥石(第24図6)などである。

溝および石列の時期は中世と考えられ、性格は不明であるが畦畔またはそれに伴う溝の可能性も考えられる。

#### Loc. 10 (第14, 15, 16図)

F 2-2-2-1イグリッドにおいて南北両壁のセクションに茶褐色のもりあがりが見られ、一部プランも検出された。この遺構は南北方向にはする畦畔である可能性も考えられ条里制との関連も考えることができる。

F 2-13-2-1イグリッドにおいては南北にはしる幅60~70cmを測る溝状遺構が検出された。埋土は暗褐色土であり、その中から多量の土師器片が出土した。すべて細片であるが、器形がわかるものとして高杯脚部、手捏土器などがある。また土師器に伴って須恵器も2点出土しており、うち1点には自然釉がかかっており杯蓋である。

F 2-13-2-1イグリッドにおいては南北にはしる幅1mを測る溝状遺構が検出された。埋土は灰色砂質土であり、その中から弥生式土器片約10点(第24図8, 9, 10, 11)が出土した。その時期は前期末と推定されるが今後の検討が必要であろう。またこの弥生時代の溝を切ってグリッドの南東部に人頭大以上の大型罐を円形に配した遺構が検出された。この配石中より提瓶(第25図6) 完形に近い台付長頸壺(第25図7)が出土した。須恵器によれば、6C末~

7C前半と考えられる埋葬施設と推定されよう。

F2-6-24-ロにおいては、第II層床土直下より不整形の落ちこみを確認した。落ちこみの覆土は青灰褐色砂質土であり、F2-19-7-イでも第2層直下より柱穴と思われるピット5個を確認した。いずれも径20~30cmを測り、埋土は灰褐色粘質土である。すでに削平をうけている可能性もあるが重要な遺構と考えられる。またF2-6-24-ロ、F2-19-7-イとともに土師質土器片、瓦質土鍋（第25図4）が出土しており、中世遺構存在の可能性がある。

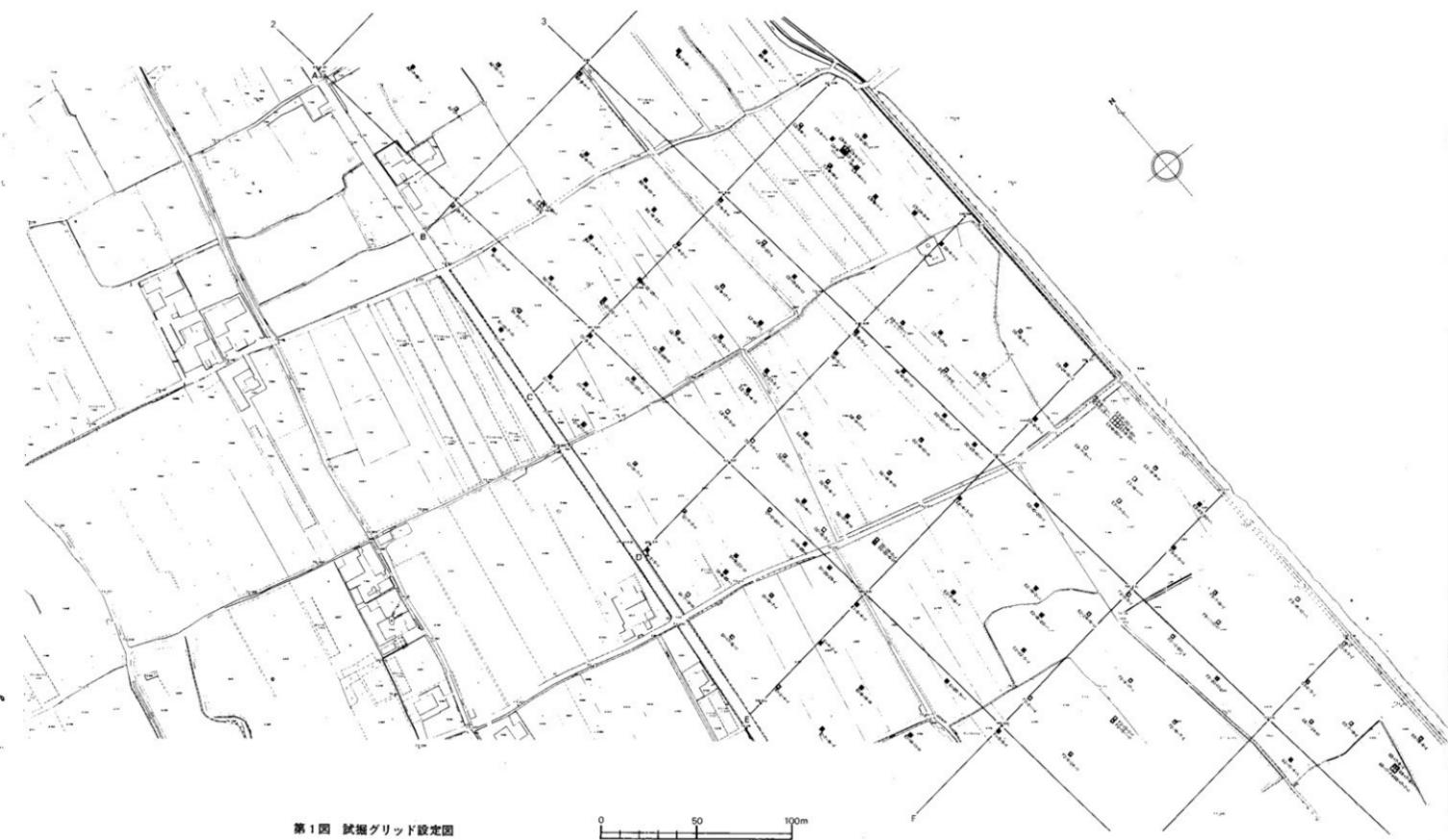
この地区は他地点に比しやや高い地形であり、古くから生活に適した立地と思われる。出土遺物から弥生時代前期末、さらに古墳時代後期、および中世という3時期複合の性格をおびる地区である。

#### Loc.11（第17、18図）

第4層に集石遺構の一部が検出された。集石中に遺物は出土していないが、約1mはなれてピットらしき落ちこみを伴って「開元通宝」が1枚出土した。ポーリング調査によれば集石は西方へ2~3m、北方へ約60cmのびているようである。中世から下田村地区の權那寺であった宝生寺（旧本堂寺）がこのグリッド西方約150mにあり、中世に古錢を上葬墓に供獻する例等からこの遺構は中世墓の可能性も考えられる。

以上、Loc.1~11について述べたが、他の試掘グリッドの出土遺物として土師質杯、碗（第26図1、2、3、4、5、6、7、8、9、12）青磁碗、皿（第26図4、10、11、13）などがみられる。

今回の試掘によれば、A地区のかなりの範囲に遺跡が確認された。Loc.1と8では平安末～鎌倉時代の良好な遺物の包含層および遺構の存在も予測される。またLoc.2から7、9、11では多量の遺物の出土をみており、広範囲にわたる中世集落の存在も考えられるであろう。Loc.10では弥生時代前期、古墳時代後期の遺物に加え、中世の遺物も出土しており複合遺跡が期待される。特に中世については拡張予定地の北に守護代細川氏の跡跡などもあり、貴重な遺跡であると考えられる。



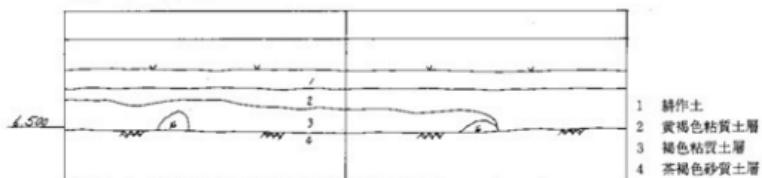
第1図 試掘グリッド設定図

0 50 100m

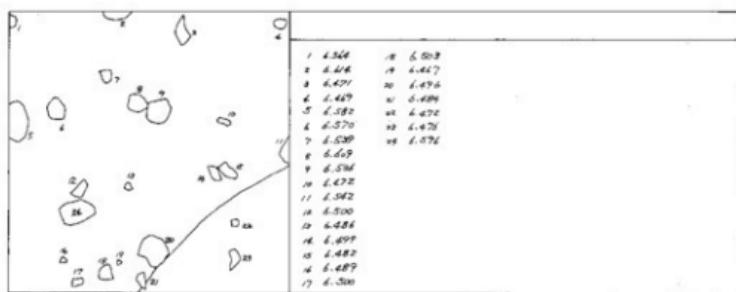


第2図 遺跡周辺地形図、発掘区設定図

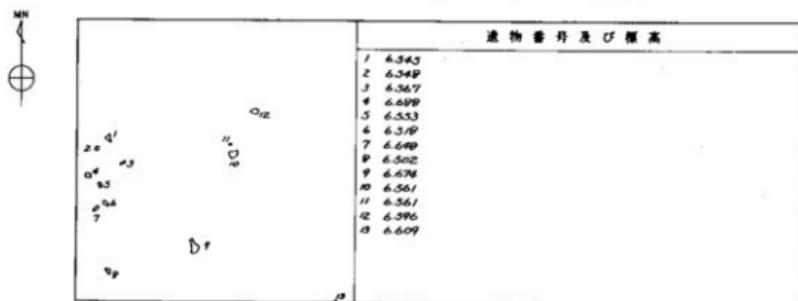
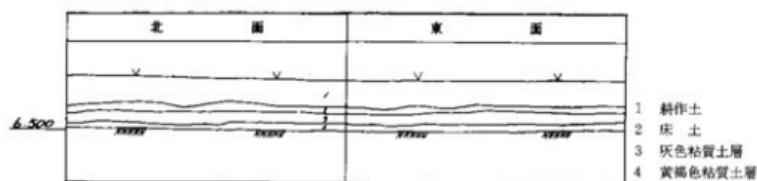
B 2-7-18-イ



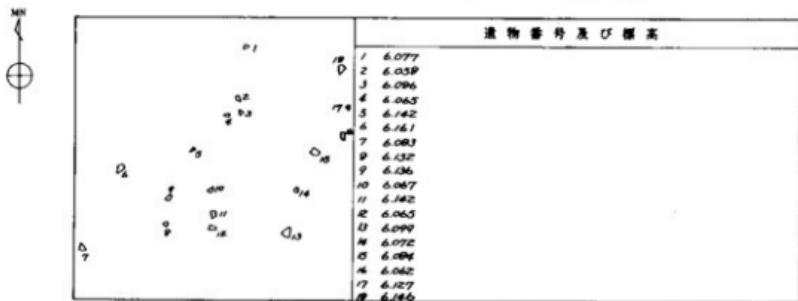
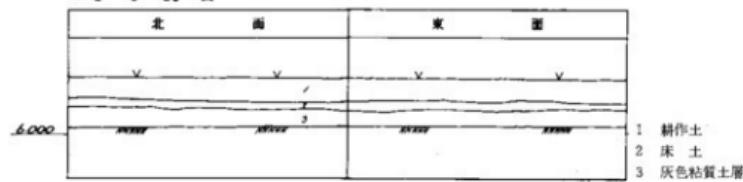
- 1 耕作土
- 2 黄褐色粘質土層
- 3 褐色粘質土層
- 4 茶褐色砂質土層



C 1-4-25-1

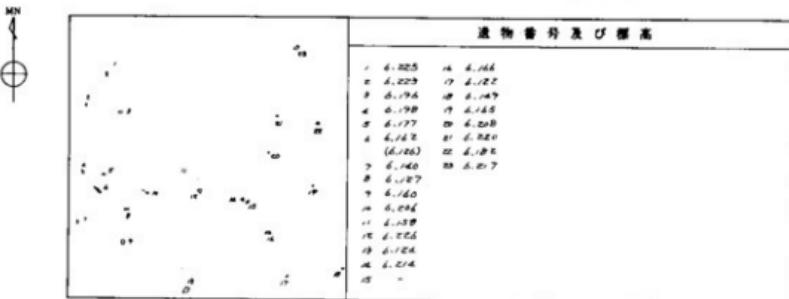
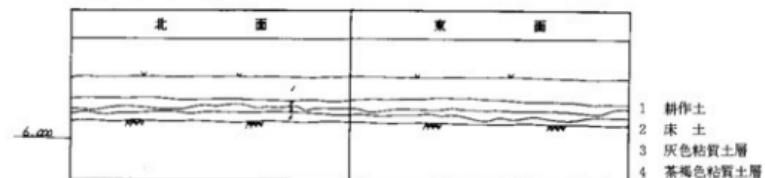


C 2 - 6 - 20 - 8

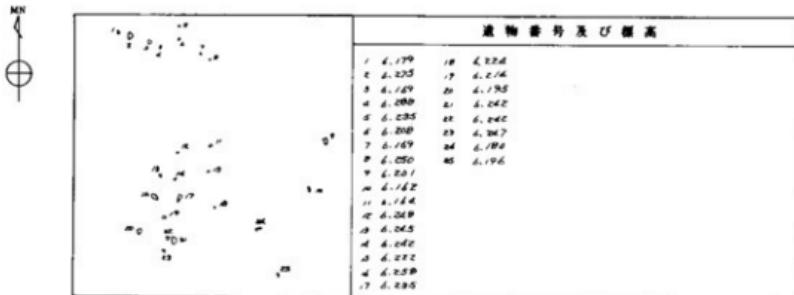
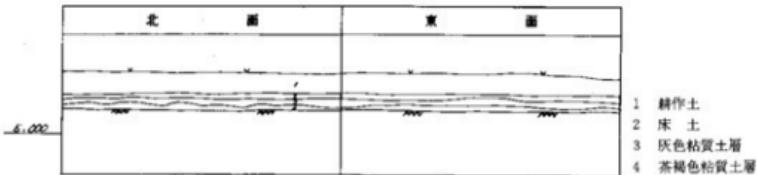


第4図 試掘グリッド平面、層位図

## C 3-3-9-2

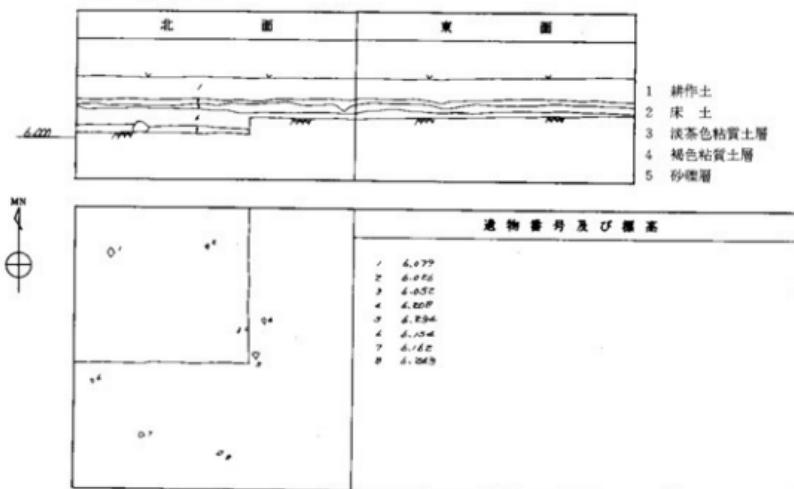


## C 3-9-1-2

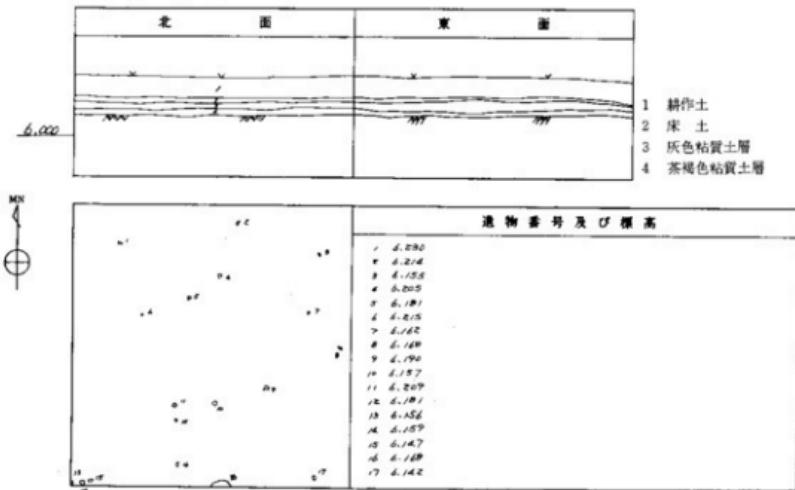


第5図 試掘グリッド平面、層位図

C 3-8-19-イ

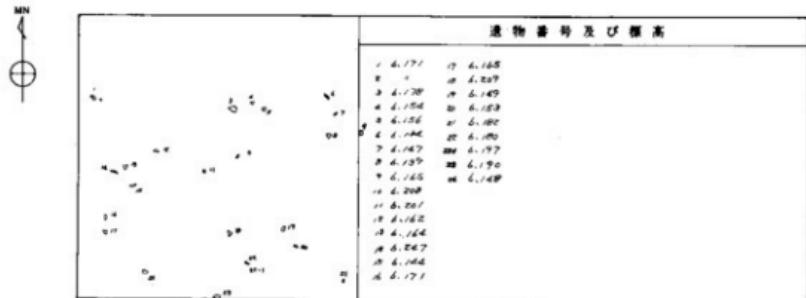
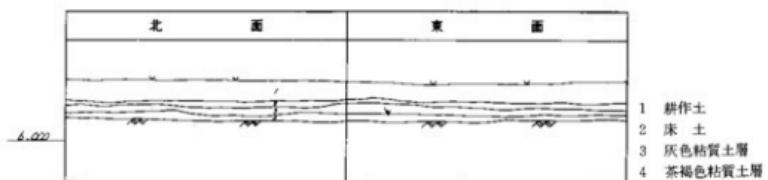


C 3-9-11-ニ

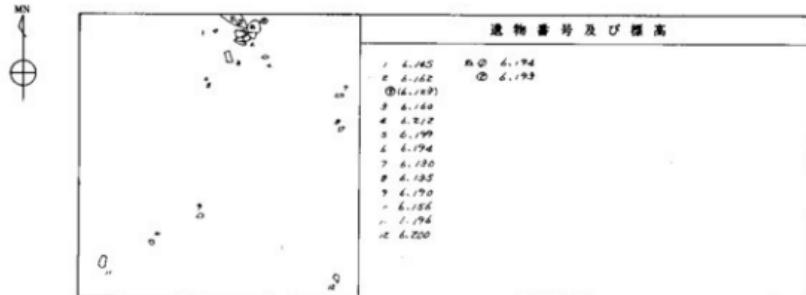
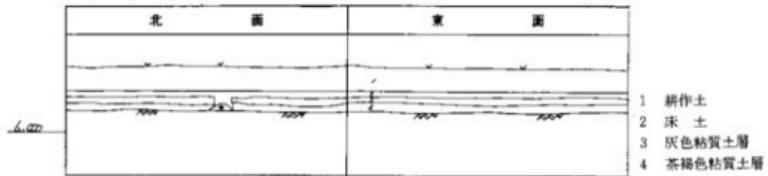


第6図 試掘グリッド平面、層位図

C 3-9-12-八

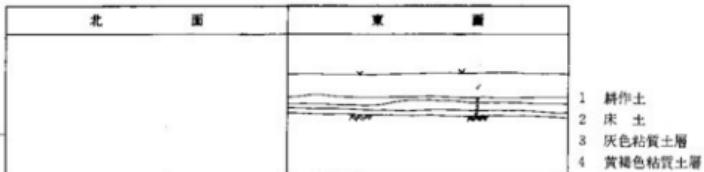


C 3-9-16-口

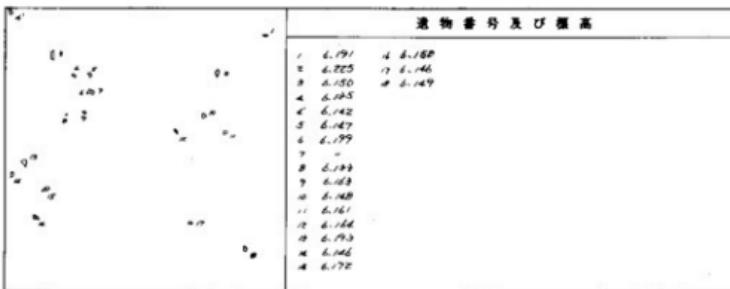


第7図 試掘グリッド平面、層位図

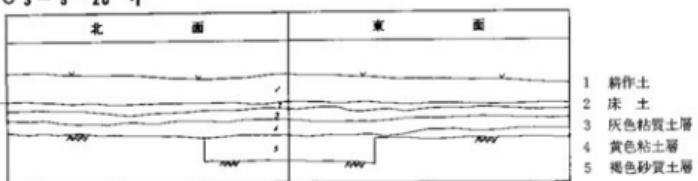
## C 3-9-17-イ



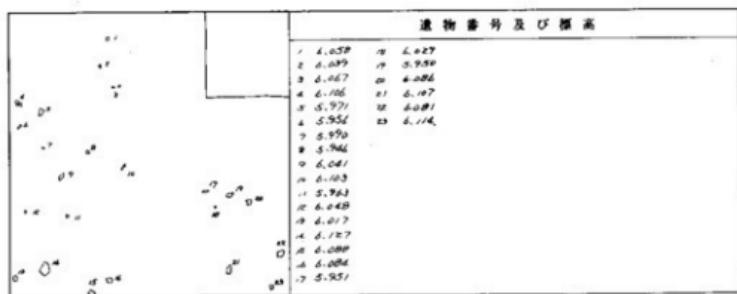
MN



## C 3-9-20-イ

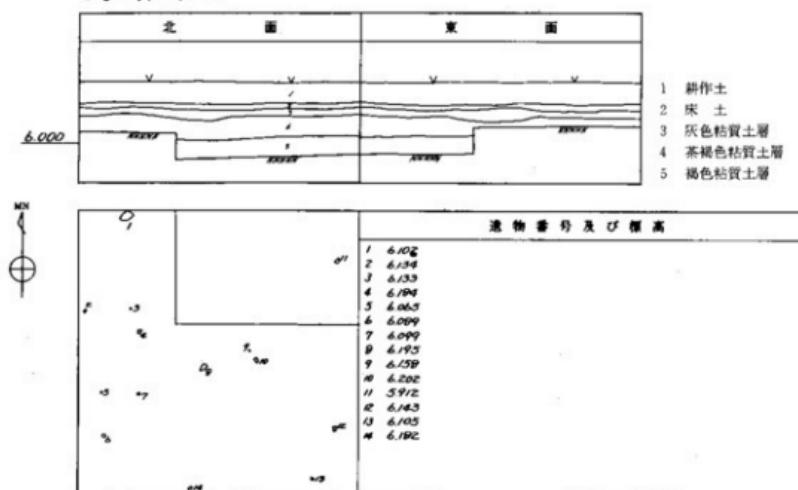


MN

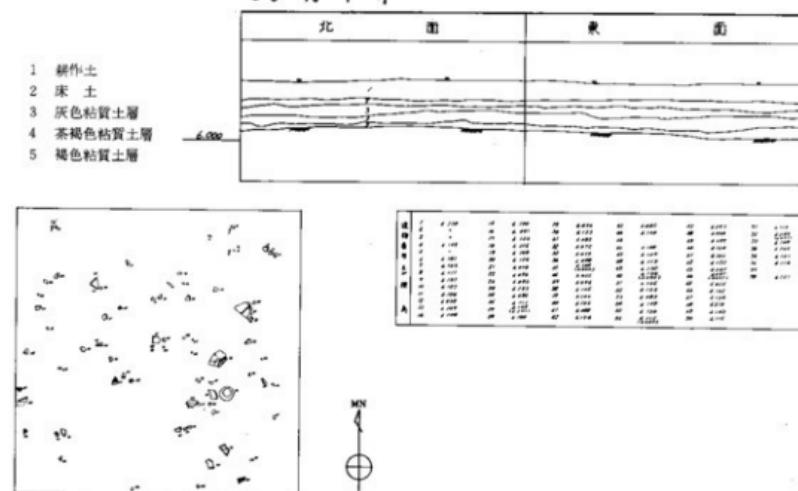


第8図 試掘グリッド平面、層位図

C 3-14-1-二

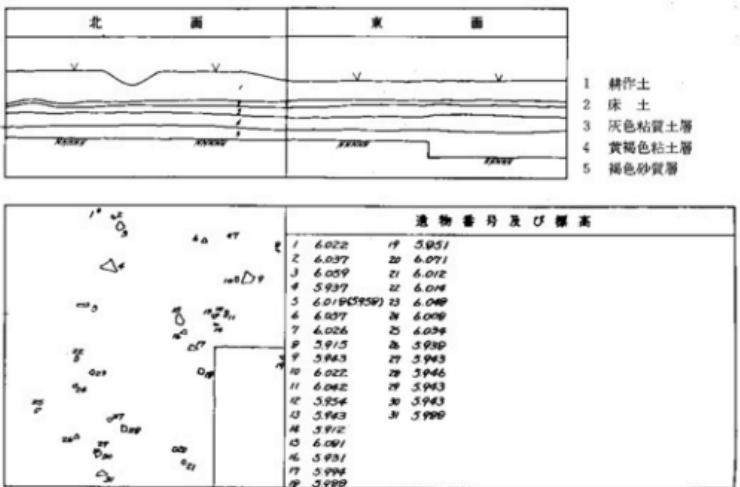


C 3-19-1-イ

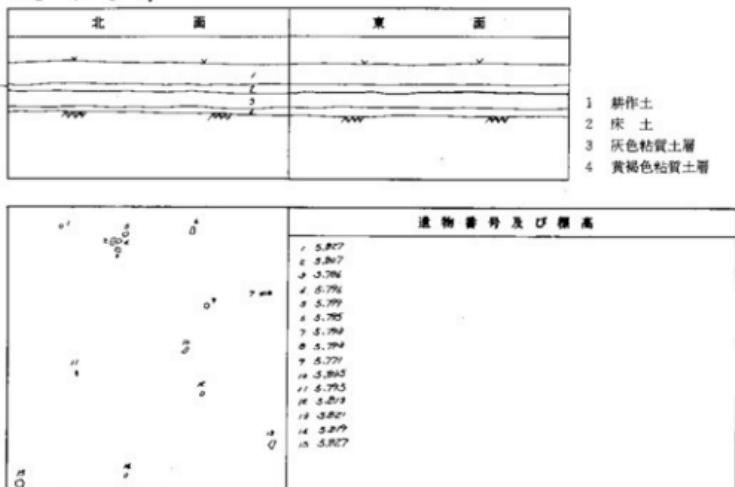


第9図 試掘グリッド平面、層位図

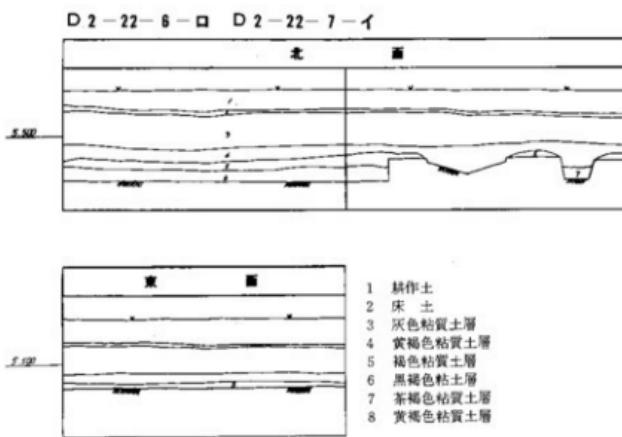
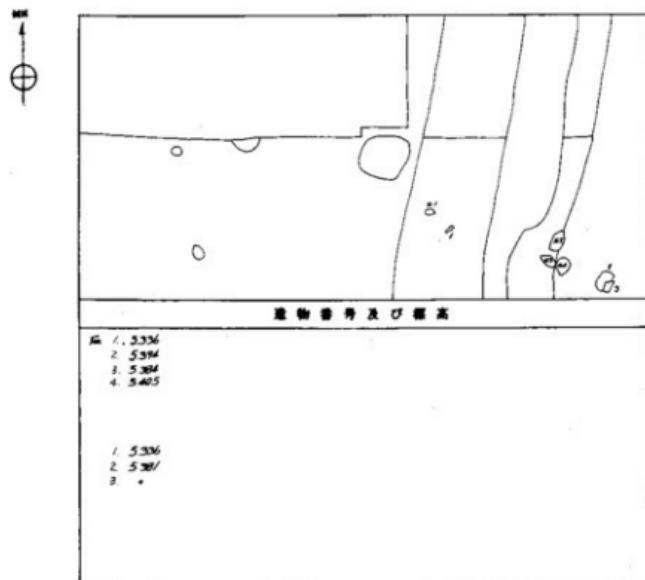
C 3-24-3-口



D 2-1-5-イ

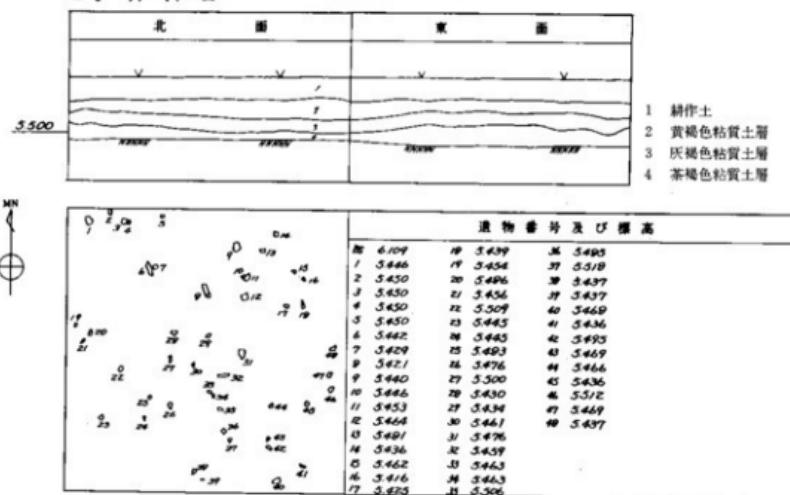


第10図 試掘グリッド平面、層位図

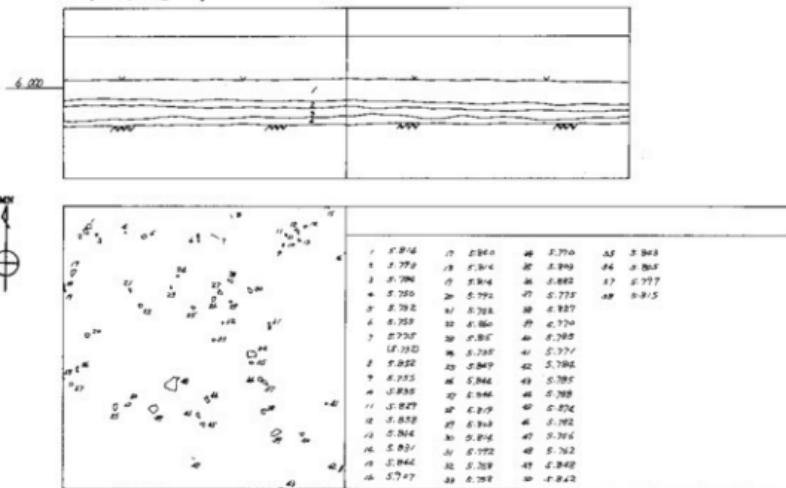


第11図 試掘グリッド平面、層位図

D 3-11-14-口

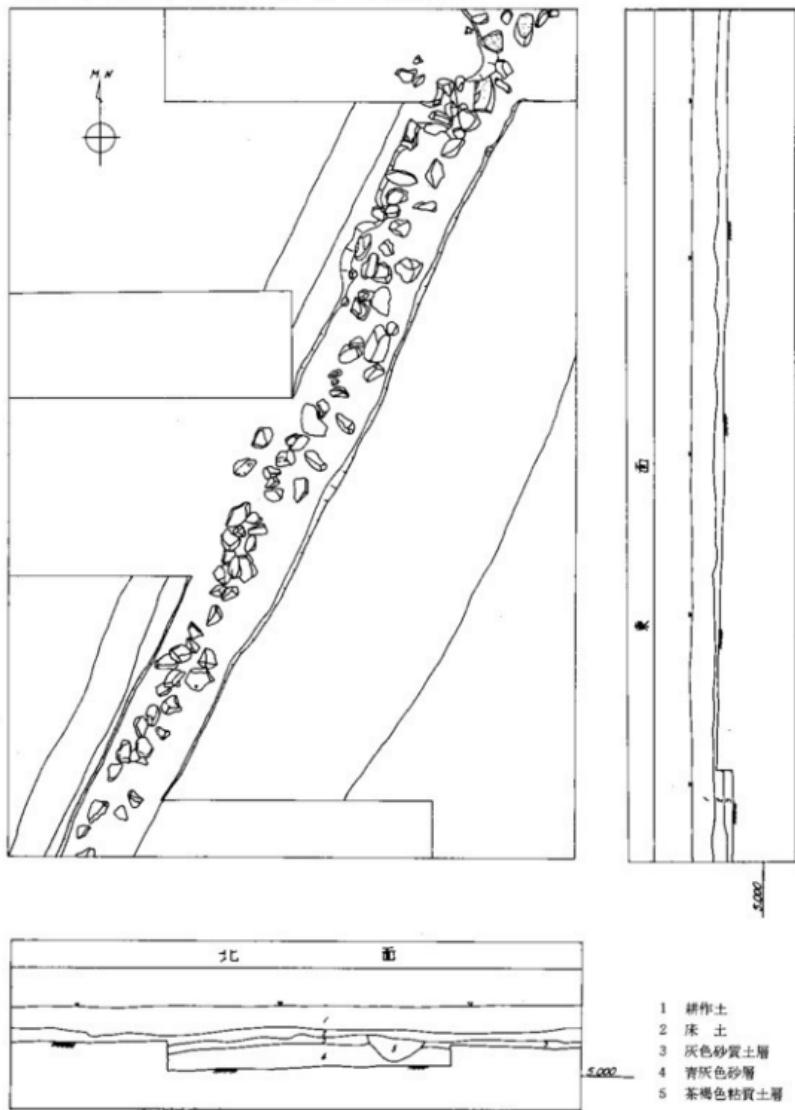


E 1-4-2-イ



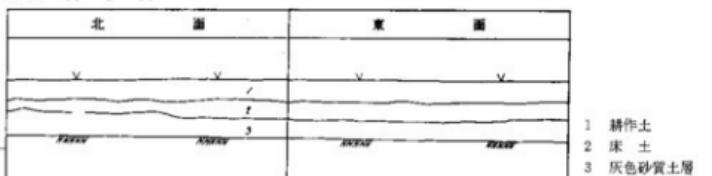
第12図 試掘グリッド平面、層位図

E 3-8-15-八, 二 E 3-8-20-イ, 口, 口, 八, 二



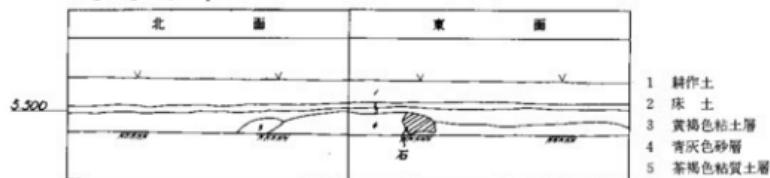
第13図 試掘グリッド平面、層位図

E 3-18-9-口



遺物番号及び標高	
1	5.194
2	5.200
3	5.227
4	5.227
5	5.209
6	5.210
7	5.291
8	5.257
9	5.206
10	5.312(5.76)
11	5.289
12	5.216
13	5.183
14	5.199
15	5.199
16	5.201
17	5.199
18	5.199

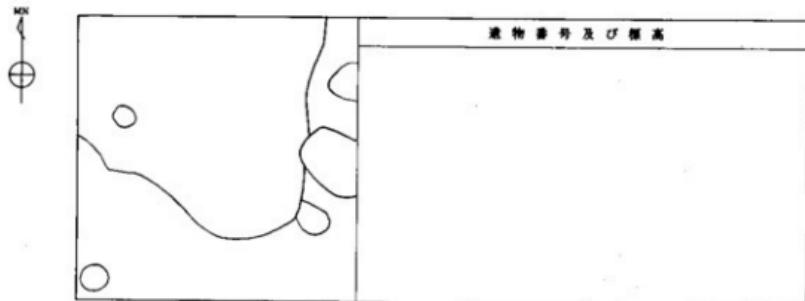
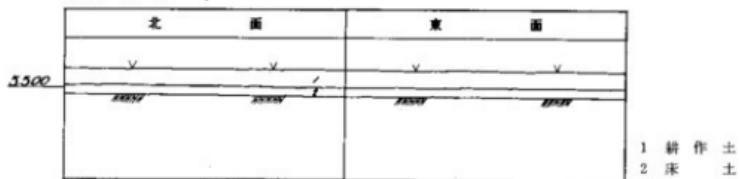
F 2-2-1-イ



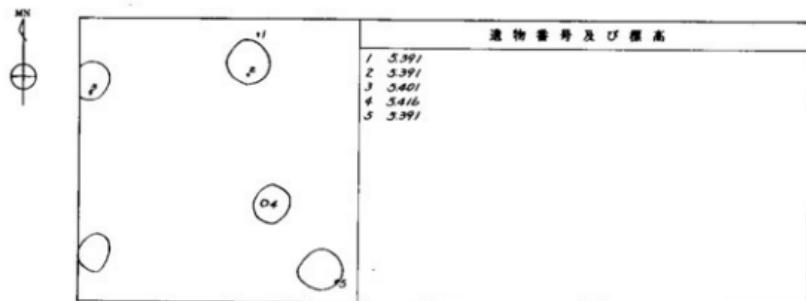
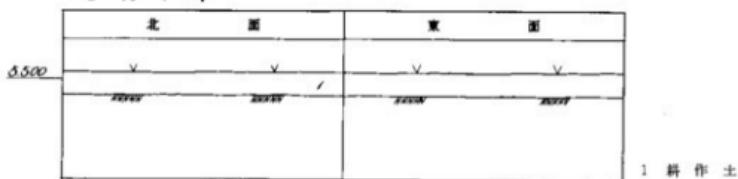
遺物番号及び標高	
1	5.379
2	5.404
3	5.358
4	5.352
5	5.425(5.98)
6	5.411

第14図 試掘グリッド平面、層位図

F 2-9-17-イ



F 2-19-7-イ

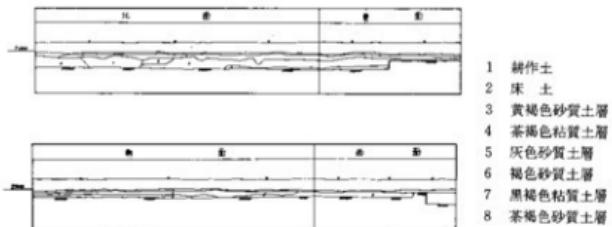


第15図 試掘グリッド平面、層位図

## F 2-13-1-口 F 2-13-2-1

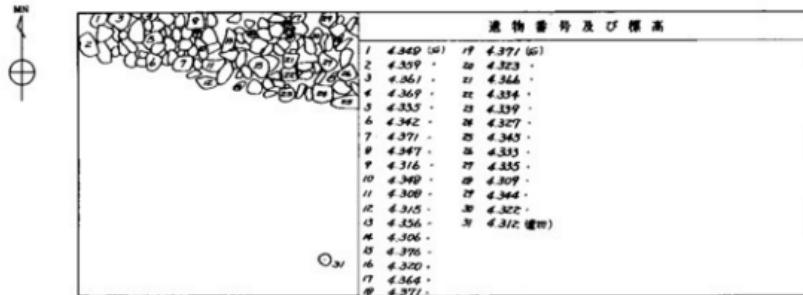
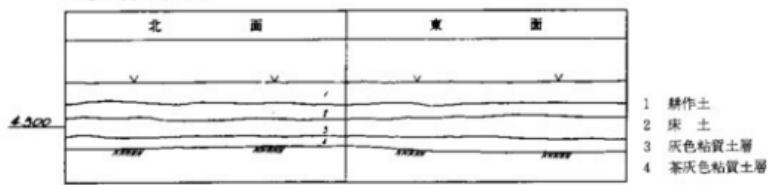


遺物番号及深度				
1	S-294	27	S-471	52
2	S-311	14	S-450	34
3	S-330	29	S-446	35
4	S-300	26	S-359	24
5	S-274	31	S-404	37
6	S-297 S-297	32	S-444	38
7	S-279	33	S-453	39
8	S-310	34	S-350	40
9	S-307	35	S-435	41
10	S-310	36	S-414	42
11	S-343 S-352	37	S-414	43
12	S-344	38	S-401	44
13	S-444	39	S-431	45
14	S-440	40	S-374	46
15	S-436	41	S-411	47
16	S-473	42	S-403	48
17	S-453	43	S-404	49
18	S-431	44	S-347 S-247	50
19	S-376	45	S-303 S-274	
20	S-428	46	S-276 S-244	
21	S-440	47	S-294	
22	S-462	48	S-294	
23	S-449	49	S-303	
24	S-416	50	S-432	
25	S-444	51	S-441	
26	S-422	52	S-425	

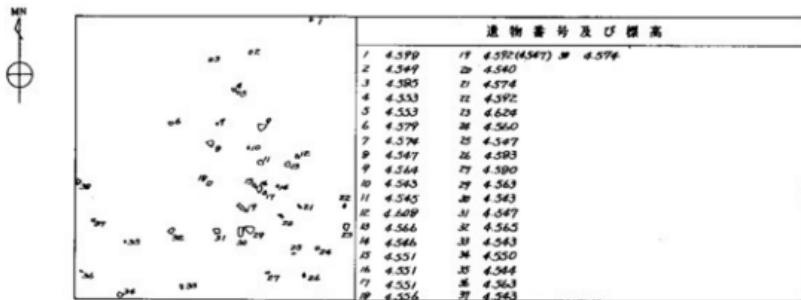
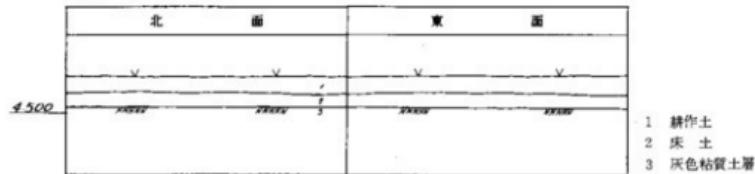


第16図 試掘グリッド平面、層位図

## G 2-10-4-八

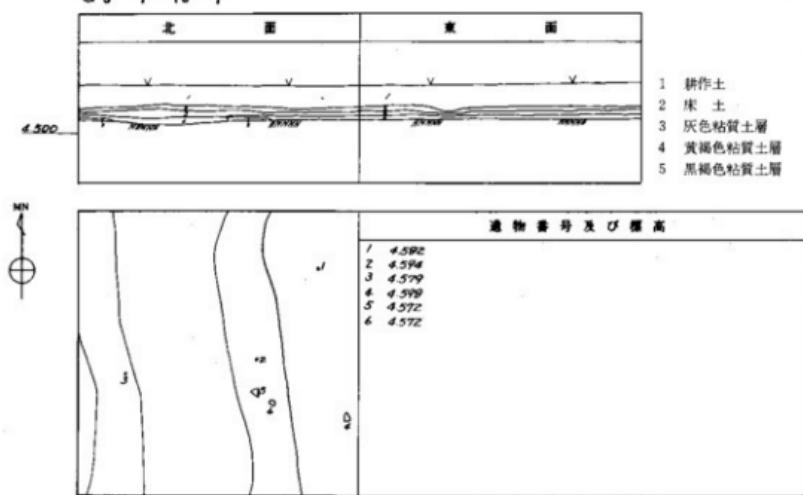


## G 3-1-24-口

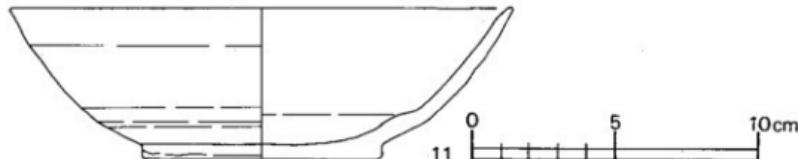
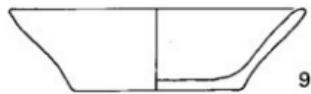
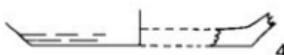
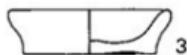
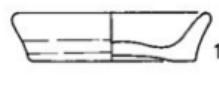


第17図 試掘グリッド平面、層位図

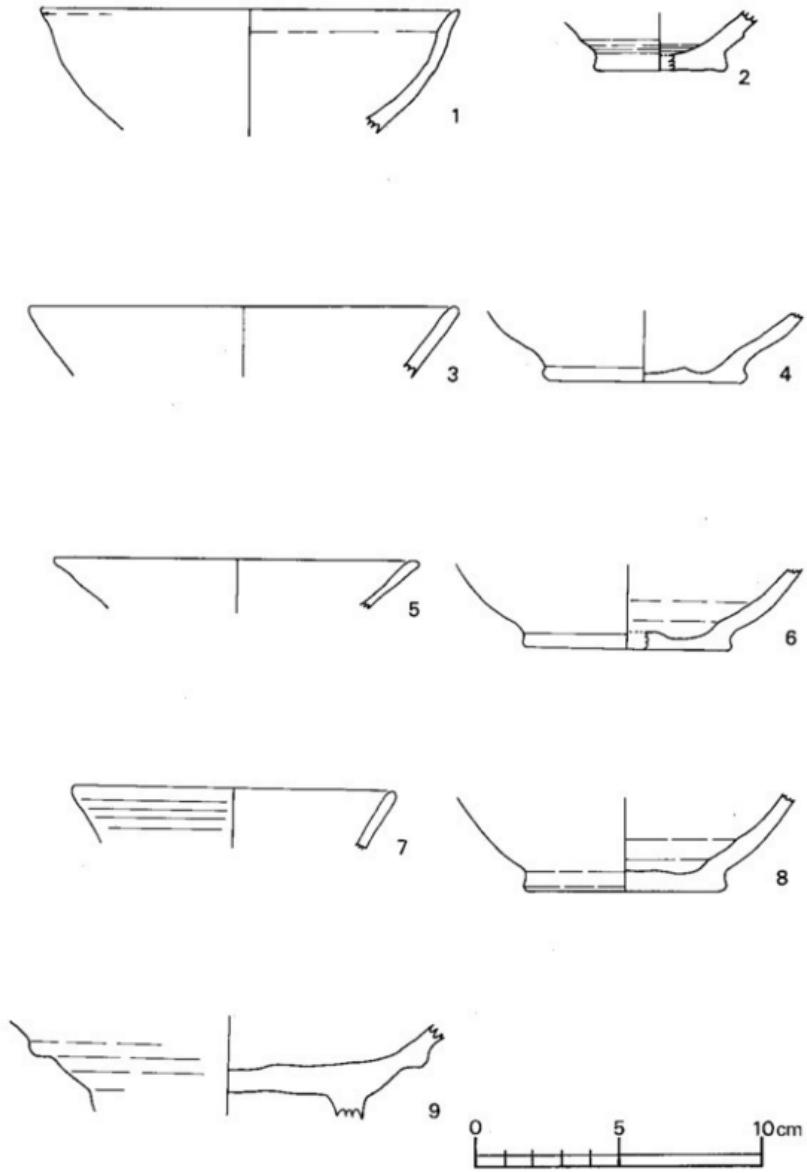
G 3-7-18-イ



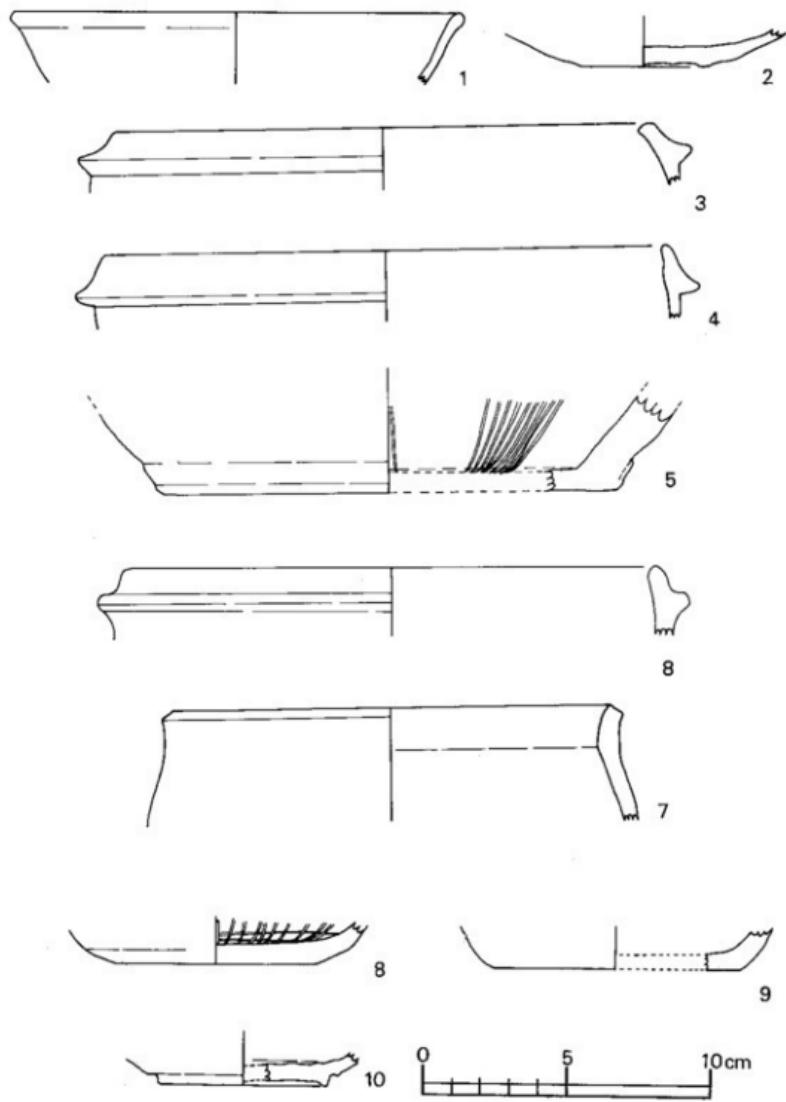
第18図 試掘グリッド平面、層位図



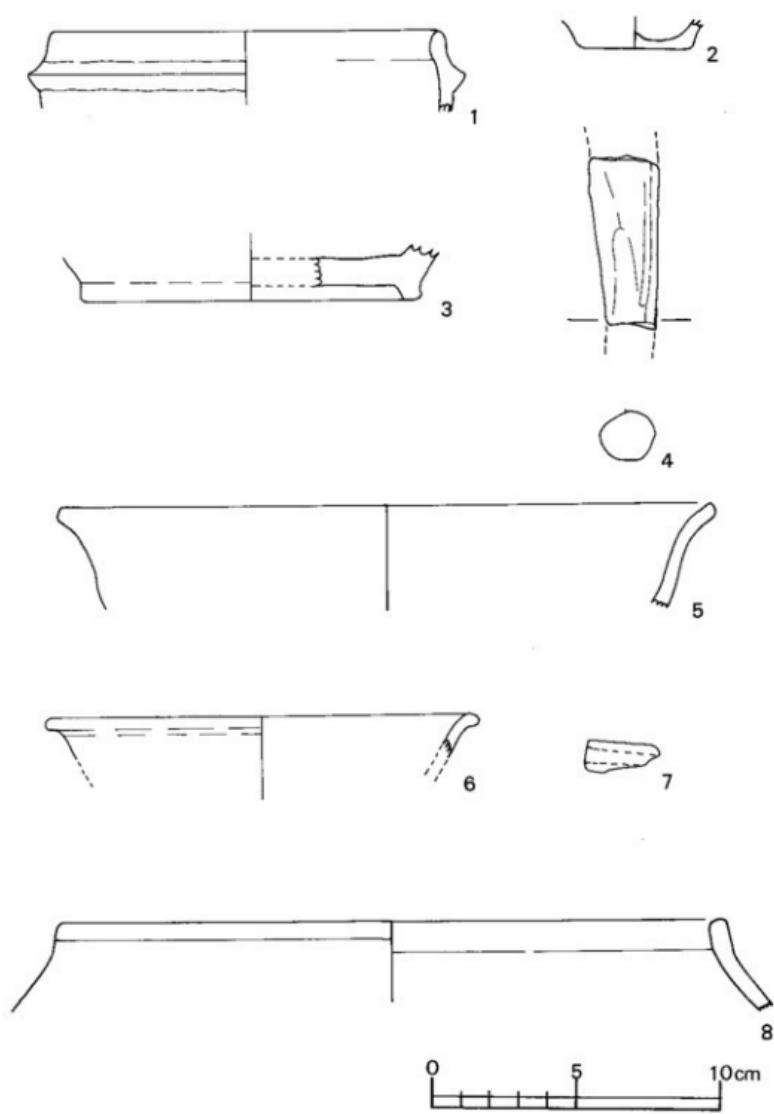
第19図 Loc 1, 試掘グリッド出土遺物



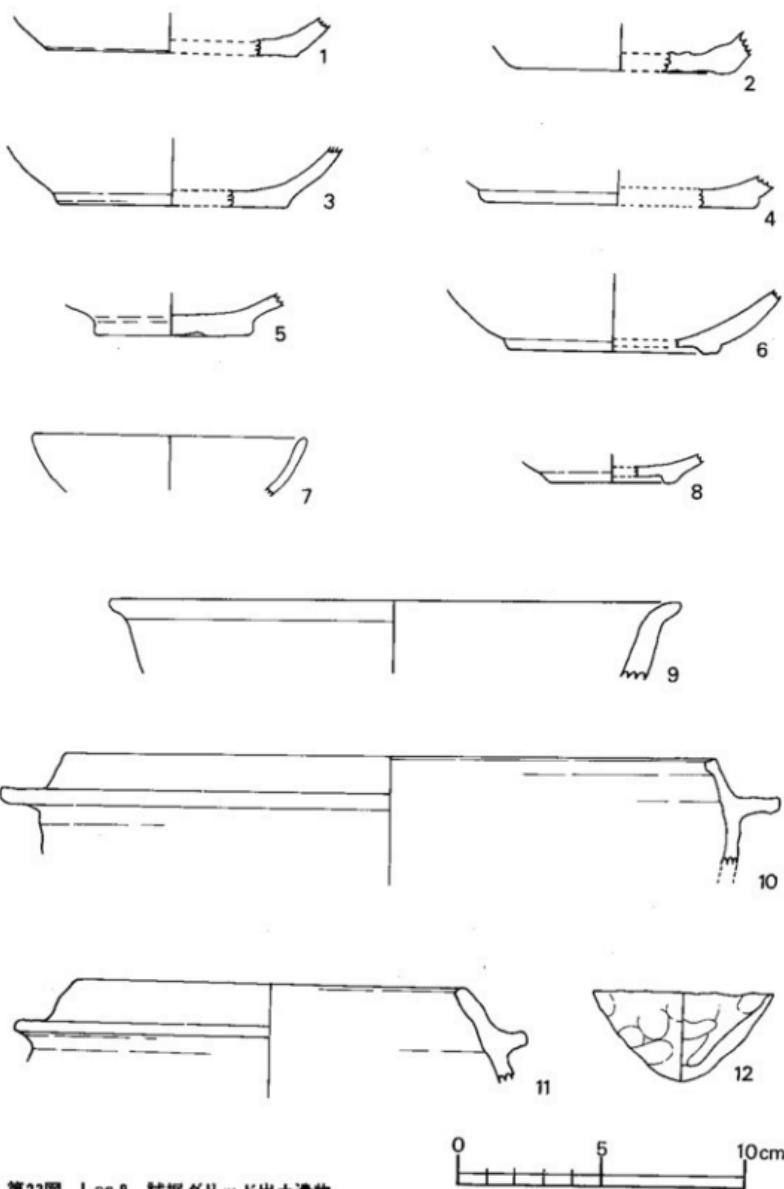
第20図 Loc 1, 試掘グリッド出土遺物



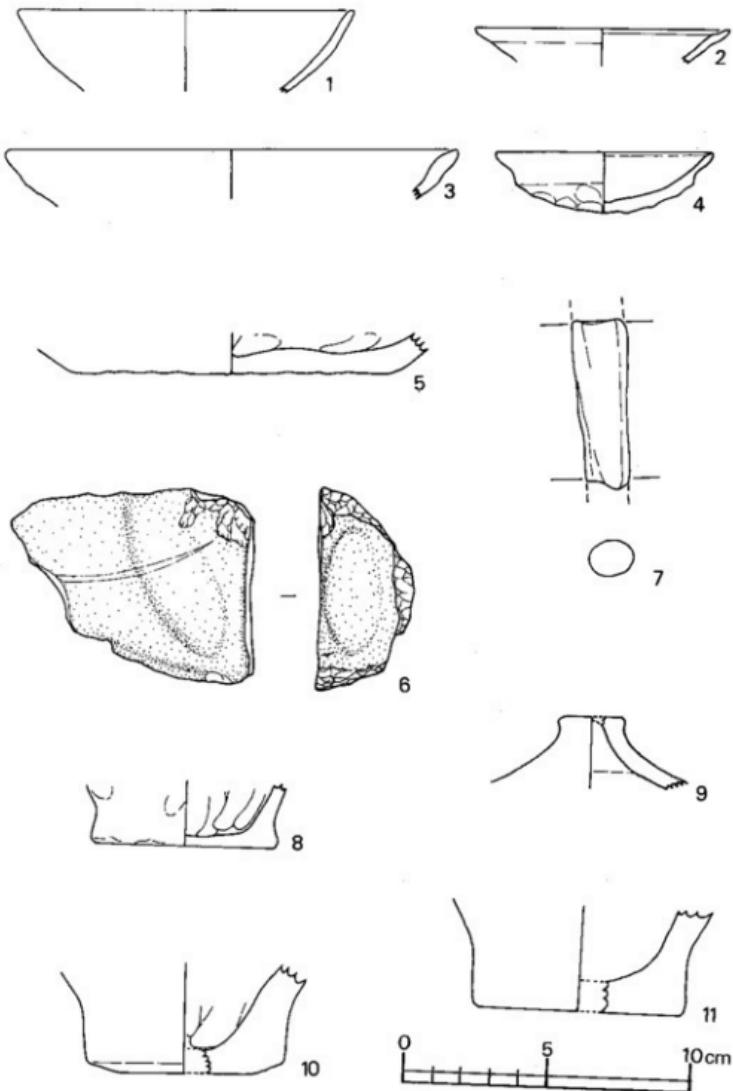
第21図 Loc 2, 3, 4, 試掘グリッド出土遺物



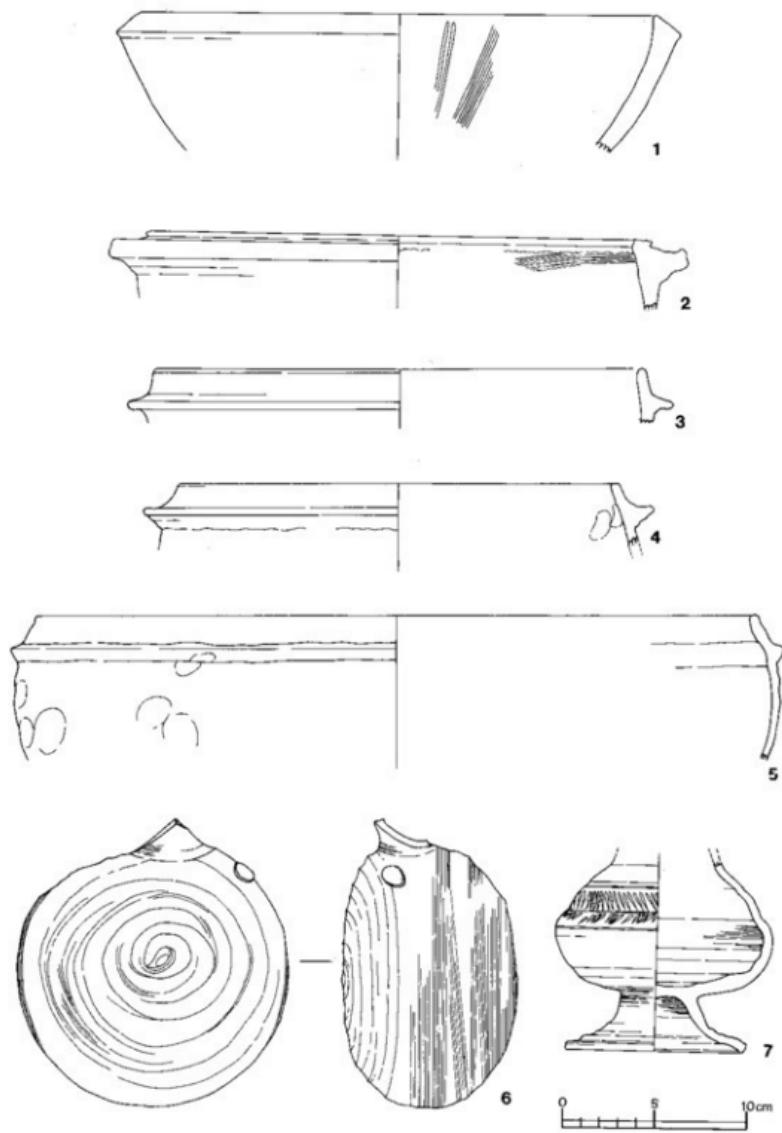
第22図 Loc 5, 6, 7, 試掘グリッド出土遺物



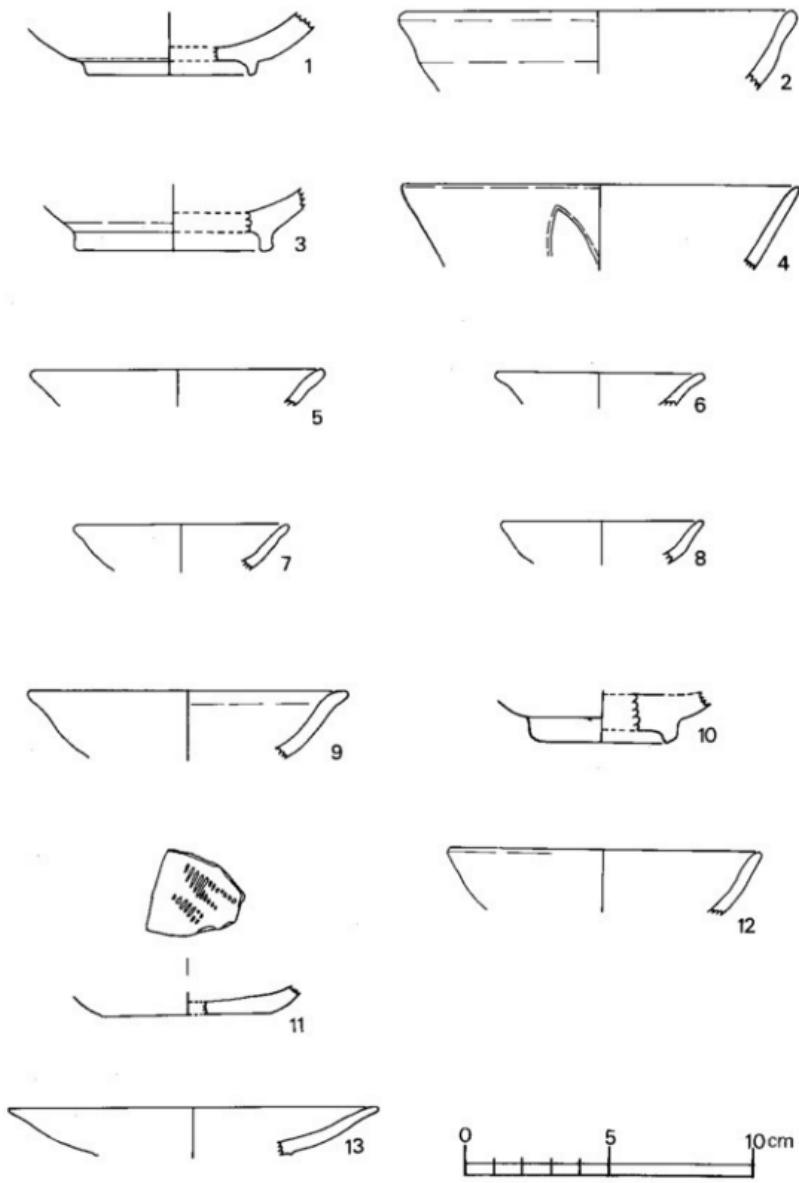
第23図 Loc 8, 試掘グリッド出土遺物



第24図 Loc 9, 10, 試掘グリッド出土遺物



第25図 Loc 1, 2, 7, 8, 10, 試掘グリッド出土遺物



第26図 その他の試掘グリッド出土遺物

# 図 版

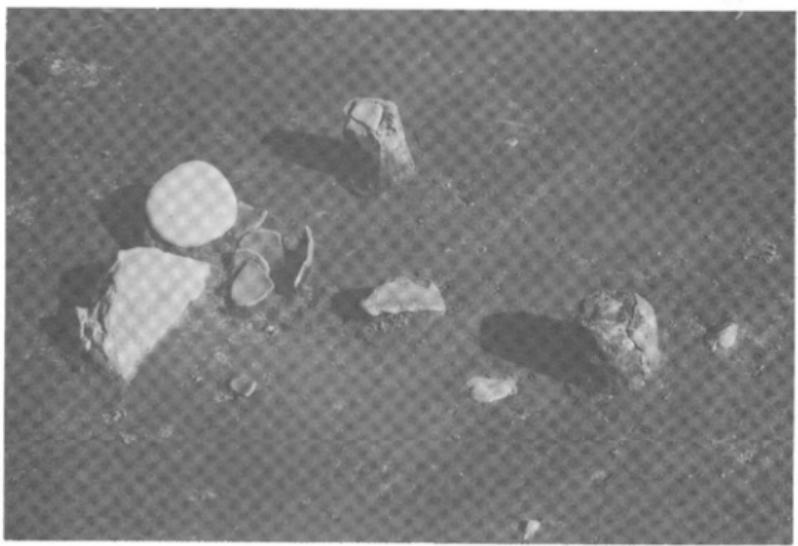


高知空港新張予定地周辺（数字は堀堀区設定地点）

PL. 2

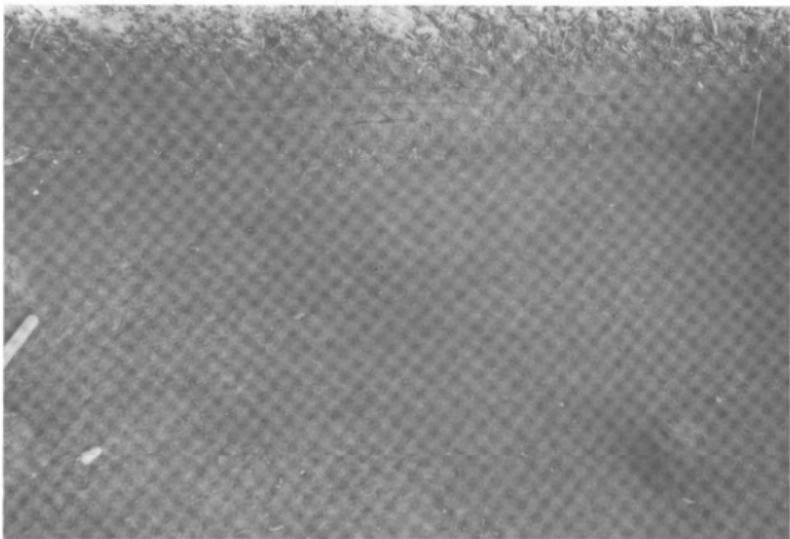
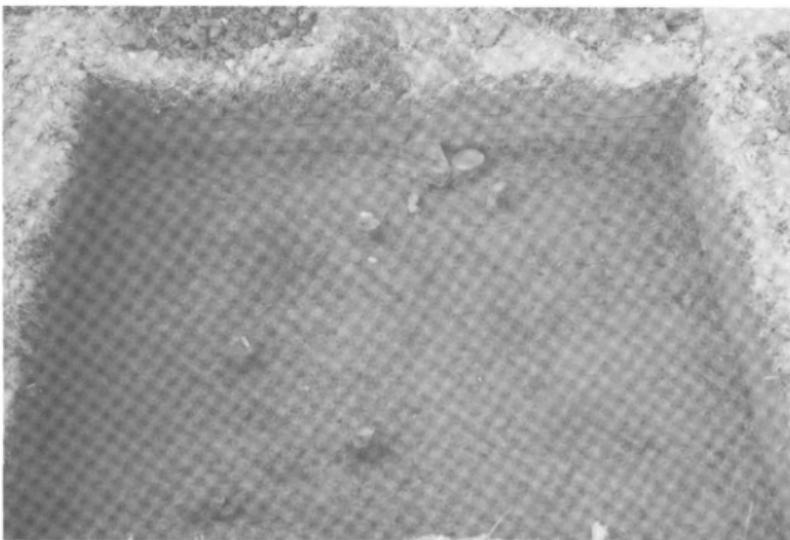
C 3 - 9 - 11 - =  
C 3 - 9 - 16 - □

C 3 - 9 - 12 - △  
C 3 - 9 - 17 - 4



PL. 3

C 3 - 9 - 16 - 12



PL. 4

C 3 - 9 - 16 - □



PL. 5

C 3 - 9 - 20 - 4

